

## 令和3年度防衛省行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト

(単位:百万円)

事業番号	事業名	担当課	令和2年度 補正後予算 額	令和3年度 当初予算額	事業概要	想定される論点	備考欄
0213	進路相談部外委託に要する経費	人事教育局 人材育成課	95	91	民間事業者へ委託し、全国26駐屯地等に、キャリア・カウンセラー等の資格を有し、雇用環境等に精通した部外専門家を配置し、退職予定隊員に対する再就職及び退職後の生活設計等に関する相談を実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業におけるこれまでの効果について。</li> <li>・入札応募者数の確保による競争性の向上。</li> </ul>	
0230	安全保障技術研究推進制度	防衛装備庁 技術振興官	8,824	9,266	本事業は、防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、国内の研究機関を対象に、防衛装備庁が提示した研究テーマに沿った基礎研究を公募し、外部有識者による審査を経て採択を行い、研究を委託するものである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他省庁とは別に、防衛装備庁が自ら基礎技術を対象とした競争的資金制度を有する必要があるのか。</li> <li>・制度の効果的・効率的な運用となっているか。</li> <li>・期待した成果を得ることができているか。</li> </ul>	
0308	障害防止事業	地方協力局 周辺環境整備課	10,789	10,993	自衛隊等の機甲車両その他重車両の頻繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施等により生ずる障害を防止または軽減するため、地方公共団体等が行う河川改修等に対して助成。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例年、予算額の一部を繰越していることから、補助事業者と密接に調整するなどし、事業の進捗状況等を把握するべきではないか。</li> <li>・長期間に亘って事業を実施する場合、一定の期間が経過した段階で、それまでの間における事業の効果を検証するなど不断に調査を実施すべきではないか。</li> <li>・自衛隊等の機甲車両その他重車両の頻繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施等により生ずる障害を防止または軽減するための施策であり、その事業効果について周知を図るため、周知方法について改善するべきではないか。</li> </ul>	
0077	主機等オーバーホール	防衛装備庁 事業監理官(艦船担当)	9,447	11,037	規定の運転時間に達して艦艇から陸揚げした主機等について、本事業で海上自衛隊艦船補給処等が主機等の製造会社等と役務契約を結び、オーバーホール(分解、検査、修理、組立)により信頼性を向上させた後、受領している。 なお、納入された主機等は、他の艦艇の規定の運転時間により信頼性が低下した主機等と交換して継続使用する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行のガスタービン機関のオーバーホール間隔(TBO: Time Between Overhaul)について、安全性を確保しつつ、経費削減の観点から更に延伸できる余地はないのか。</li> </ul>	
0051	施設車両整備費	防衛装備庁 事業監理官(宇宙・地上装備担当)	496	298	航空自衛隊が保有する施設車両の整備(定期検査及び故障等修理)の実施に必要な部品及び役務を調達する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設車両の長期使用等により、整備や部品の調達が可能な企業が限られ、一者応札が発生する状況となっている。部品調達時の競争性拡大や複数者による安定した部品供給が受けられるよう、車両の更新期間を早め合理的な車両運用を目指すため、航空自衛隊における最適な更新時期の検討。</li> </ul>	
0092	中距離地对空誘導弾の取得	防衛装備庁 事業監理官(誘導武器・統合装備担当)	22,587	3,700	対空戦闘能力の向上を図ることにより、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保するため、中距離地对空誘導弾を取得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募型随意契約となったことは妥当か。また、契約が高落札率となったことは妥当か。</li> <li>・厳しい財政状況の下で、政策的にも重要なO3式中距離地对空誘導弾(改善型)の装備品を計画的に、かつ、確実に整備していくために、どのような取り組みを行っているか。また、取得に係るコスト低減について、具体的な方策を検討しているか。</li> </ul>	

(注)事業番号欄には、令和2年度行政事業レビューにおける事業番号を記載している。

資料2

## 論点整理資料

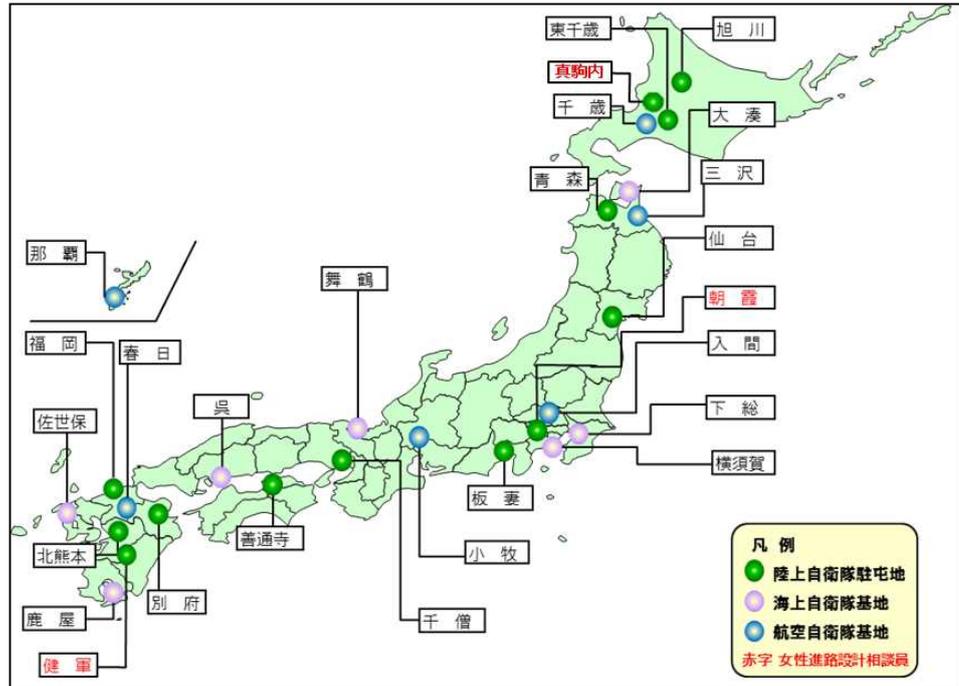
## 事業概要及び論点等について

事業名	進路相談部外委託に要する経費																																																										
令和2年度 補正後予算額	94,787千円 (総額284,159千円：令和2年度～令和4年度3国)																																																										
事業概要	<p>1 事業の目的</p> <p>若年定年制（53歳～57歳で定年）（表1参照）又は任期制（20代～30代半ばで任期満了）により一般の公務員よりも若年で退職を余儀なくされる自衛官の再就職については、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が当該自衛官に対する就職の援助（就職援護）を行うこととされている。</p> <p>若年定年等で退職を余儀なくされる自衛官は、再就職に関する様々な不安・悩みを抱えている者が多く、退職後の人生設計等を踏まえたきめ細かい専門的なカウンセリングを必要としているところ、本事業は民間事業者に委託して全国の主な駐屯地等に部外専門家である進路相談員を配置し、再就職に関する各種相談の機会を付与することにより、当該就職援護を円滑に実施することを目的とするものである。</p> <p>表1 自衛官の定年年齢</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>階級</th> <th>年齢</th> <th>区分</th> <th>階級</th> <th>年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">幹部</td> <td>1等陸佐</td> <td rowspan="3">57歳</td> <td rowspan="3">准尉</td> <td>准陸尉</td> <td rowspan="3">55歳</td> </tr> <tr> <td>1等海佐</td> <td>准海尉</td> </tr> <tr> <td>1等空佐</td> <td>准空尉</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">2等陸佐</td> <td>2等陸佐</td> <td rowspan="6">56歳</td> <td rowspan="6">曹</td> <td>陸曹長</td> <td rowspan="6">53歳<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>2等海佐</td> <td>海曹長</td> </tr> <tr> <td>2等空佐</td> <td>空曹長</td> </tr> <tr> <td>3等陸佐</td> <td>1等陸曹</td> </tr> <tr> <td>3等海佐</td> <td>1等海曹</td> </tr> <tr> <td>3等空佐</td> <td>1等空曹</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">1等陸尉</td> <td>1等陸尉</td> <td rowspan="6">55歳</td> <td rowspan="6"></td> <td>2等陸曹</td> <td rowspan="6">53歳<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>1等海尉</td> <td>2等海曹</td> </tr> <tr> <td>1等空尉</td> <td>2等空曹</td> </tr> <tr> <td>2等陸尉</td> <td>3等陸曹</td> </tr> <tr> <td>2等海尉</td> <td>3等海曹</td> </tr> <tr> <td>2等空尉</td> <td>3等空曹</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3等陸尉</td> <td>3等陸尉</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> <td>3等陸曹</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>3等海尉</td> <td>3等海曹</td> </tr> <tr> <td>3等空尉</td> <td>3等空曹</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ 令和4年1月1日に54歳へ 引上げ予定</p>	区分	階級	年齢	区分	階級	年齢	幹部	1等陸佐	57歳	准尉	准陸尉	55歳	1等海佐	准海尉	1等空佐	准空尉	2等陸佐	2等陸佐	56歳	曹	陸曹長	53歳 <sup>※</sup>	2等海佐	海曹長	2等空佐	空曹長	3等陸佐	1等陸曹	3等海佐	1等海曹	3等空佐	1等空曹	1等陸尉	1等陸尉	55歳		2等陸曹	53歳 <sup>※</sup>	1等海尉	2等海曹	1等空尉	2等空曹	2等陸尉	3等陸曹	2等海尉	3等海曹	2等空尉	3等空曹	3等陸尉	3等陸尉			3等陸曹		3等海尉	3等海曹	3等空尉	3等空曹
区分	階級	年齢	区分	階級	年齢																																																						
幹部	1等陸佐	57歳	准尉	准陸尉	55歳																																																						
	1等海佐			准海尉																																																							
	1等空佐			准空尉																																																							
	2等陸佐	2等陸佐	56歳	曹	陸曹長	53歳 <sup>※</sup>																																																					
		2等海佐			海曹長																																																						
		2等空佐			空曹長																																																						
		3等陸佐			1等陸曹																																																						
		3等海佐			1等海曹																																																						
		3等空佐			1等空曹																																																						
	1等陸尉	1等陸尉	55歳		2等陸曹	53歳 <sup>※</sup>																																																					
		1等海尉			2等海曹																																																						
		1等空尉			2等空曹																																																						
2等陸尉		3等陸曹																																																									
2等海尉		3等海曹																																																									
2等空尉		3等空曹																																																									
3等陸尉	3等陸尉			3等陸曹																																																							
	3等海尉			3等海曹																																																							
	3等空尉			3等空曹																																																							

## 2 事業の詳細

全国26駐屯地等（令和元年度までは25駐屯地等に配置）に、キャリア・カウンセラー等の資格を有し、雇用環境等に精通した部外専門家を配置し、退職予定隊員に対する再就職及び退職後の生活設計等に関する相談（電話相談や他の駐屯地への出張相談を含む。）を平成8年より民間委託により実施している。（図1参照）

図1 相談員の配置駐屯地等



### (1) 進路相談等業務（図2、図3参照）

#### イ 進路相談

- ・ 退職後の生活設計を見据えた再就職のための目標設定及び計画的な再就職準備の必要性についての助言
- ・ 退職予定隊員の経験、能力、性格、志向性等の自己分析の支援
- ・ 職業適性検査の結果等を踏まえた目標の設定の助言
- ・ 再就職に必要な資格・技能に関する助言
- ・ 任期制隊員を対象とする相談に当たっては、曹昇任を目指して任期を継続するか、又は、退職して再就職をするかの判断に起因する進路上の悩みを解決するためのメンタルヘルスケアを実施

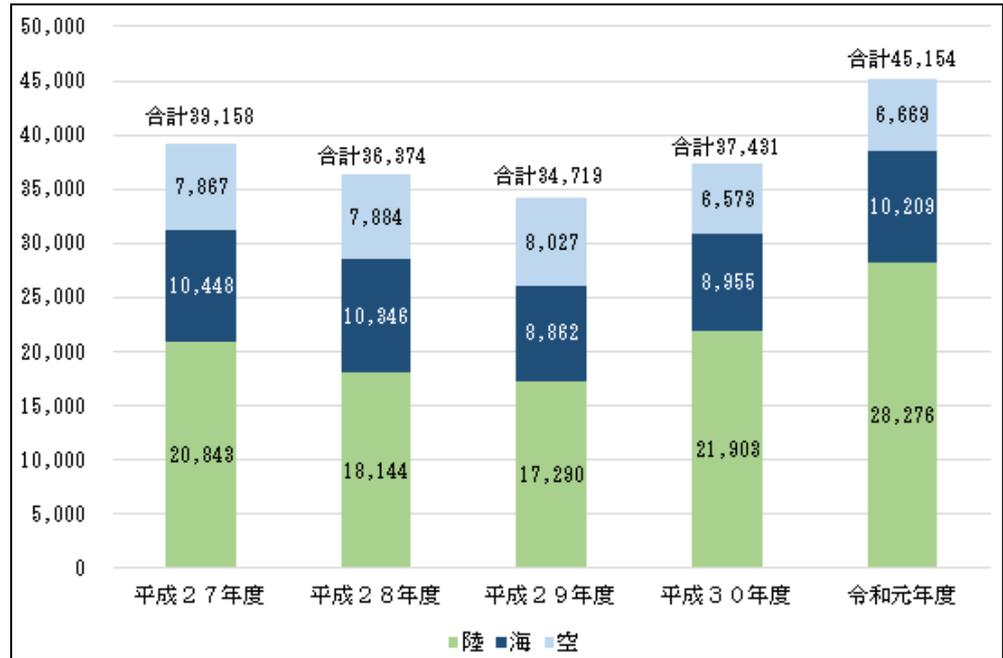
#### ロ 生活設計相談

- ・ 退職予定隊員に若年定年制の特徴や、自衛官特有の各種手当、年金等を反映した退職後の収入・支出の全体像を具体的に把握させ、ライフプランやマネープランについて助言

#### ハ 就職相談

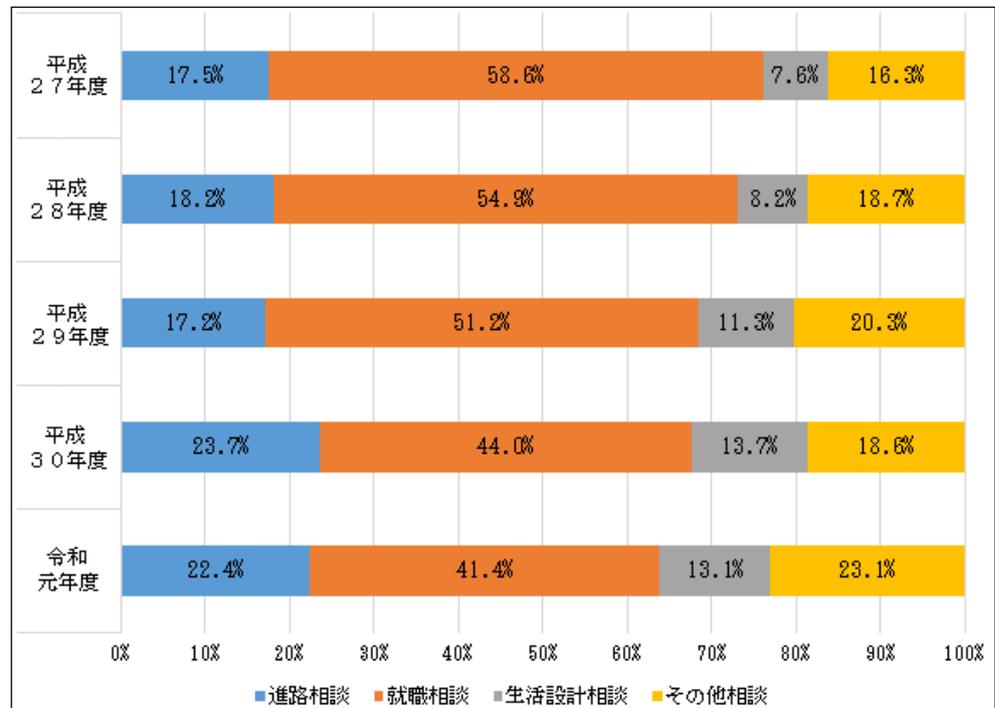
- ・ 地域の雇用情勢を分析・評価し、退職予定隊員が希望する就職地、業種、処遇等に対する実情に関する相談に対し具体的に助言

図2 年度別進路相談延べ利用者数



(出典：進路相談員等部外委託事業実施成果 (一財) 自衛隊援護協会)

図3 年度別相談内訳割合



(出典：進路相談員等部外委託事業実施成果 (一財) 自衛隊援護協会)

(2) 雇用・労働に関する情報の収集・分析等

全国の雇用情勢を分析・評価し、退職予定隊員が希望する就職地、業種、処遇等に対する実情に関する相談に対し具体的に助言

(所在する地域以外への再就職を希望している退職予定隊員に対しては、当該地域に配置されている相談員との連携により雇用情勢等を考慮し、具体的な助言を実施)

(3) 各自衛隊の援護機関が実施する就職援護教育、企業見学会の支援

イ 就職援護教育 (図4参照)

企業で勤務している退職自衛官等を講師として招へいし、企業での心構え、体験談等に関する教育の支援を実施

ロ 企業見学会 (図5参照)

退職自衛官及びその他の勤務者が勤務している状況を、退職予定隊員自らの目で確認し、再就職活動を現実のものとして捉えるための見学会の支援

ハ 企業面接指導 (図6参照)

- ・ 経歴書、職務履歴書の書き方、服装・態度等に関する指導
- ・ 模擬面接による指導

ニ ビジネスマナー教育 (図6参照)

- ・ 基本 身だしなみ、挨拶、言葉遣い、名刺交換等
- ・ 応用 来客対応、紹介の仕方、席次、電話対応等
- ・ 実務 指示の受け方、報告の仕方、会議等での発表等
- ・ 文書 挨拶・依頼文・メール文等、見積書・契約書・請求書等、覚書

ホ 合同企業説明会における企業研修

一般財団法人自衛隊援護協会等が実施する合同企業説明会の場において、参加企業の職種、企業の職域、企業の人材ニーズを把握するとともに、参加者自身に就業可能な職種・職域・地域・給料・仕事の内容や必要な知識、資格、技能等について修得させる。

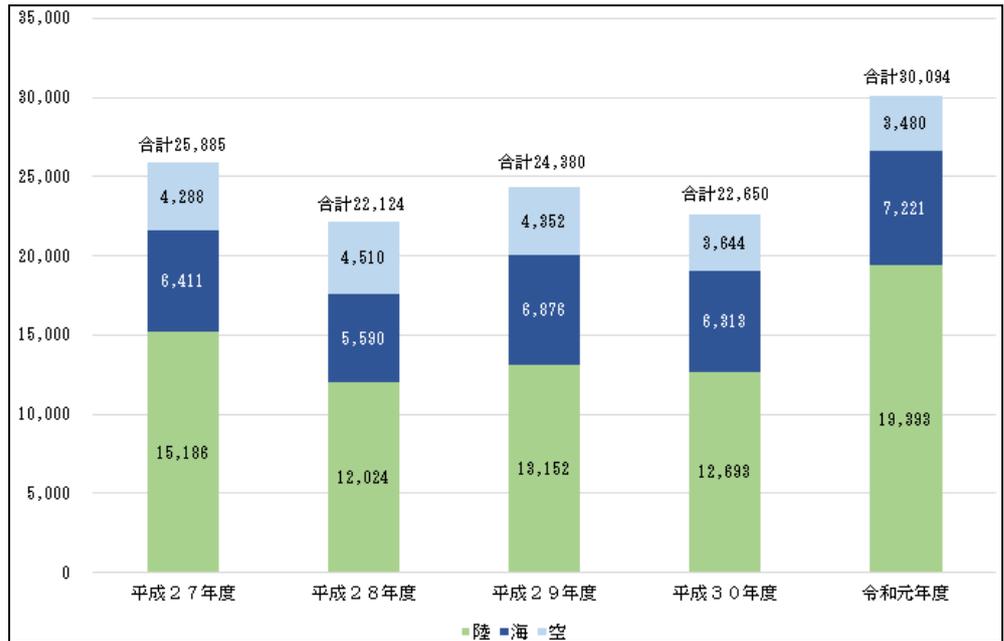
ヘ 法律等に関する相談の取次ぎ (図7参照)

法律、債務、税金等に関して、進路指導相談員自ら又は提携する専門家による電話相談業務を実施

ト 適性検査対策 (図5参照)

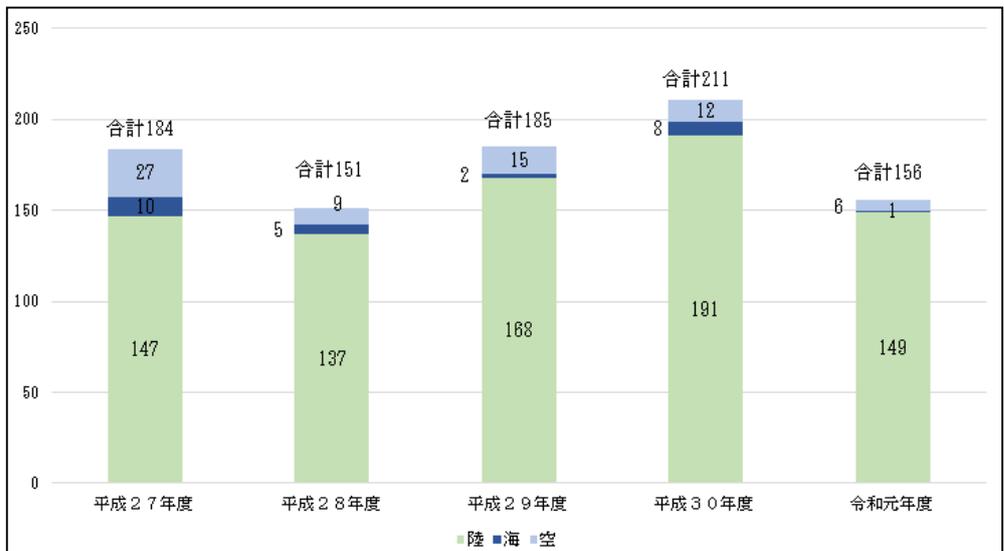
企業が採用活動で使用する適性検査等に対応する対策指導を行う。

図4 年度別就職援護教育受講者数



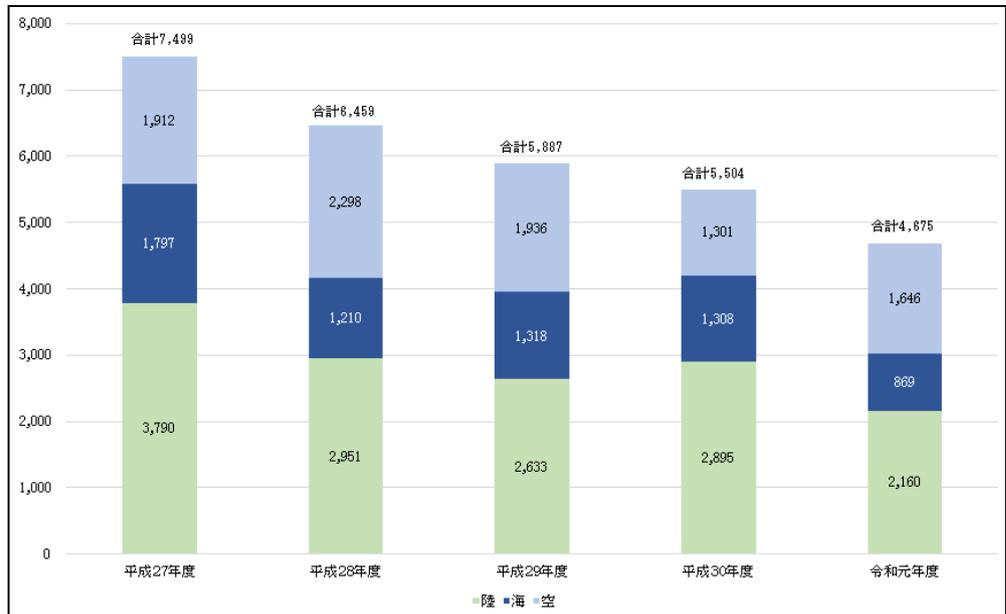
(出典：進路相談員等部外委託事業実施成果 (一財) 自衛隊援護協会)

図5 年度別OBによる教育・企業見学会等実施数



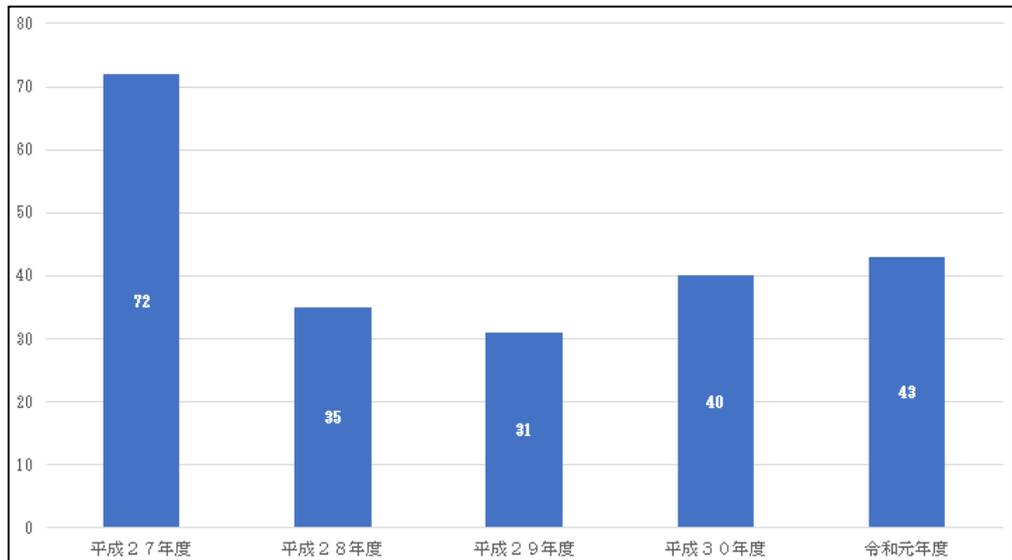
(出典：進路相談員等部外委託事業実施成果 (一財) 自衛隊援護協会)

図6 年度別企業面接指導・ビジネスマナー教育・適性検査対策のべ被指導者数



(出典：進路相談員等部外委託事業実施成果 (一財) 自衛隊援護協会)

図7 電話による法律・悩み相談取次件数 (合計)



(出典：進路相談員等部外委託事業実施成果 (一財) 自衛隊援護協会)

(4) 業務に関する記録の整備

退職予定隊員ごとに相談記録を整備し、当該隊員が他の駐屯地に異動した際にも、円滑に進路相談等業務を引き継ぐ。

(5) 相談窓口の開設、出張相談、電話相談

・ 相談窓口の開設

配置駐屯地等の内の官側の指定する場所で実施し、月曜日から金曜日（休日、祝日、年末年始、駐屯地等の統一代休日等を除く。）の課業開始から課業終了までの間

・ 出張相談

相談員は、配置駐屯地等の近傍に所在する駐屯地等に出張し、配置駐屯地等での業務と同様の業務を実施する。また、表2～表5に示す駐屯地等に対応する出張先に規定の回数以上出張を実施する。（図8参照）

表2 陸上自衛隊駐屯地等

配置駐屯地	出張先	出張相談の実施 (基準)
旭川（陸）	名寄（陸）, 留萌（陸）, 上富良野（陸）	2回/年
	遠軽（陸）, 稚内（陸海空同時実施）	1回/年
東千歳（陸）	北恵庭（陸）, 南恵庭（陸）, 北千歳（陸）, 島松（陸）	1回/月
	帯広（陸）	2回/年
青森（陸）	弘前（陸）	4回/年
	秋田（陸）	2回/年
	秋田（空）, 加茂（空）, 重力（空）	1回/年
仙台（陸）	霞目（陸）, 多賀城（陸）	4回/年
	神町（陸）, 船岡（陸）, 大和（陸） 福島（陸）, 郡山（陸）, 松島（空）	2回/年
	大滝根山（空）	1回/年
板妻（陸）	富士（陸）	2回/月
	滝ヶ原（陸）, 駒門（陸）	1回/月
	北富士（陸）	4回/年
	松本（陸）, 静浜（御前崎を含む）（空）	1回/年
千僧（陸）	伊丹（陸）	2回/月
	信太山（陸）, 姫路（陸）, 大久保（陸） 八尾（陸）, 桂（陸）, 宇治（陸）	2回/年
	大津（陸）, 阪神（海）, 奈良（空）	1回/年
善通寺（陸）	松山（陸）, 小松島（海） 高知（土佐清水（空）を含む）（陸） 徳島（陸）（海）・北徳島（陸）（同時実施）	1回/年
福岡（陸）	小倉（陸）, 小郡（陸）, 飯塚（陸）	2回/年
別府（陸）	玖珠（陸）, 湯布院（陸）	4回/年
	新田原（空）	1回/年
北熊本（陸）	健軍（陸）, 高遊原（陸）	4回/年
	えびの（陸）, 都城（陸）	2回/年

表3 海上自衛隊基地等

配置地方 総監部等	出張先	出張相談の 実施 (基準)
大湊(海)	大湊(空)	4回/年
下総(海)	館山(海),木更津(陸)(海)(空) 習志野(陸)(空),下志津(陸),宇都宮(陸) 勝田(陸),松戸(陸),百里(空),奉岡山(空)	1回/年
横須賀(海)	厚木(海),久里浜(陸)	2回/年
	座間(陸),武山(陸海空同時実施)	1回/年
舞鶴(海)	小松(空),金沢(陸),福知山(陸) 今津(陸),経ヶ岬又は饗庭野(空)	1回/年
呉(海)	岩国(海)	2回/年
	江田島(海),日本原(陸),海田市(陸) 米子(陸),出雲(陸),山口(陸),防府北・南(空), 美保(高尾山を含む)(空)	1回/年
佐世保(海)	相浦(陸)	4回/年
	大村(海)(陸),竹松(陸)	2回/年
	下関(海),小月(海)	1回/年
鹿屋(海)	国分(陸)	4回/年
	川内(陸)	2回/年
	高畑山又は下甑島(空)	1回/年

表4 航空自衛隊基地等

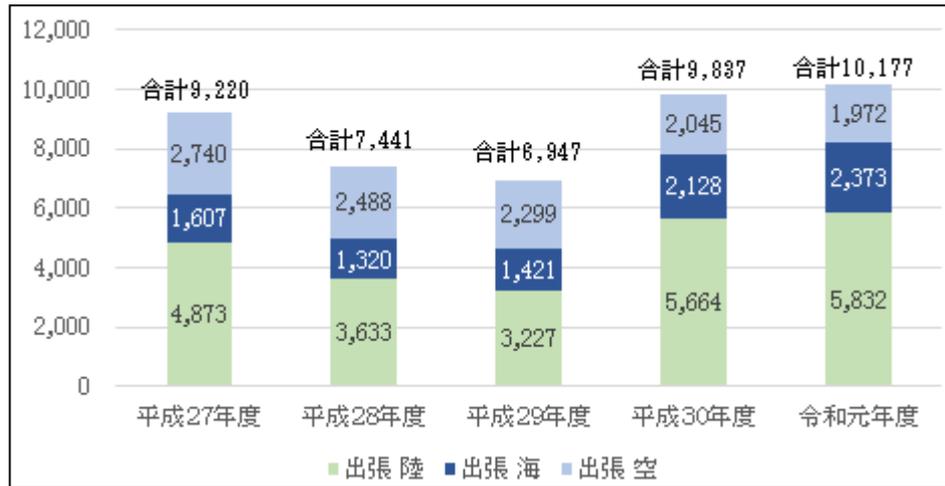
配置基地	出張先	出張相談の 実施 (基準)
千歳(空)	長沼・当別・襟裳・八雲・根室・網走の内4か所(空), 函館(陸)(海),余市(海)	1回/年
三沢(空)	東北町(空)	4回/年
	八戸(陸)	3回/年
	八戸(海),岩手(陸)	2回/年
	山田(空)	1回/年
入間(空)	府中(空),横田(空),熊谷(空),高田(陸) 新発田(陸)	2回/年
	十条(陸)(海)(空) 市ヶ谷(陸)(海)(空) 新潟・佐渡・輪島の内1か所(空) 立川(陸)(空),相馬原(陸),霞ヶ浦(陸)(空)	1回/年

小牧（空）	岐阜（空）, 浜松（空）, 守山（陸）, 豊川（陸）	2回／年
	春日井（陸）, 久居（陸）, 明野（陸） 白山・高蔵寺・笠取山・串本の内2か所（空）	1回／年
春日（空）	目達原（陸）	4回／年
	久留米（陸）, 芦屋（空）, 築城（空）	2回／年
	背振山・高良台・福江島・海栗島・見島の内 3か所（空）	1回／年
那覇（空）	那覇（陸）（海）	4回／年
	恩納・与座岳・知念・沖永良部島・久米島（空）・ 宮古島・奄美大島（陸空同時実施）・与那国島（陸） の内4か所	1回／年

表5 女性相談員巡回相談

配置駐屯地	巡回先	巡回相談の実施（基準）
真駒内（陸）	東千歳（陸空同時実施）	4回／年
	旭川（陸）, 帯広（陸）, 島松（陸）, 千歳（空）	3回／年
	札幌（陸）, 丘珠（陸）, 上富良野（陸）, 北千歳（陸）	2回／年
	岩見沢（陸）, 滝川（陸）, 稚内（陸海空同時実施）, 南恵庭（陸）, 函館（陸海同時実施）, 美唄（陸）, 美幌（陸）, 苗穂（陸）, 北恵庭（陸）, 幌別（陸）, 名寄（陸）, 留萌（陸）, 根室（空）, 八雲（空）, 長沼（空）	1回／年
朝霞（陸）	厚木（海）	4回／年
	練馬（陸）, 船越（海）, 霞ヶ浦（陸）, 久里浜（陸）, 百里（空）, 十条（陸）（海）（空）	3回／年
	相馬原（陸）, 府中（空）, 立川（陸）, 松戸（陸）, 館山（海）, 横田（空）, 古河（陸）, 新町（陸）, 下志津（陸）, 熊谷（空）, 東立川（陸）, 勝田（陸）, 宇都宮（陸）	2回／年
健軍（陸）	佐世保（海）, 目達原（陸）	3回／年
	大村（海）, 那覇（陸）（海空同時実施）, 熊本（陸）, 築城（空）, 新田原（空）, 久留米（陸）, 芦屋（空）, 飯塚（陸）, 小郡（陸）, 前川原（陸）, 大村（陸）, 湯布院（陸）, 竹松（陸）, 国分（陸）, 高遊原（陸）, 南別府（陸）, 都城（陸）, 小倉（陸）	2回／年

図8 出張相談における被相談者数



(出典：進路相談員等部外委託事業実施成果 (一財) 自衛隊援護協会)

・ 電話相談

相談窓口の開設時間の間は、電話又は電子メール等による相談も併せて実施

担当駐屯地等以外からの電話又は電子メール等による相談も対応

3 契約形態

本事業は、平成26年度以降、公共サービス改革（市場化テスト）を開始し、平成29年度以降は継続的に3年間を一回の契約期間とする複数年契約とし、契約にあたっては一般競争入札を実施して落札者を決定している

契約の際は、全国26の駐屯地・基地に相談員を配置することが可能であり、自衛隊の人事諸施策と一般社会の雇用環境等に精通した専門家による、きめ細かく専門的なカウンセリングを実施できる態勢を構築するよう、仕様書で求めている。

【関連条文】自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（隊員の離職に際しての援助）

第六十五条の十 防衛大臣は、若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助を行う。

選定基準

イ

長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの。

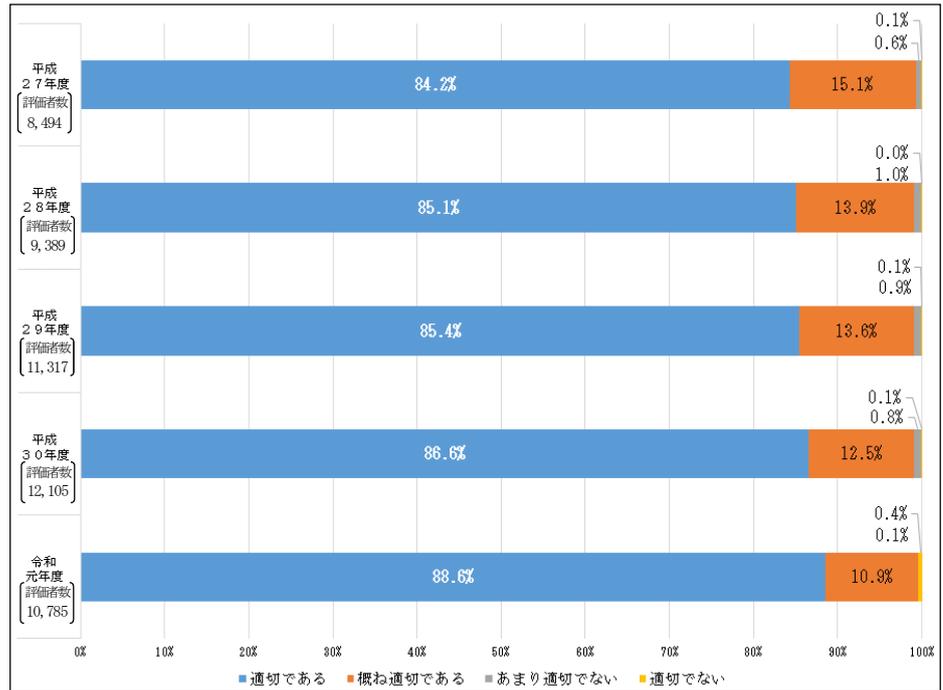
論 点

論点1

本事業におけるこれまでの効果について

本事業における利用者の満足度は、過去5年間で「適切である」及び「概ね適切である」を合わせると全ての年度で90%以上を示しており、本事業は被相談者の問題解消に一定の成果を挙げている。(図8参照)

図8 年度別利用者評価



(出典：進路相談員等部外委託事業実施成果 (一財) 自衛隊援護協会)

一方、本事業による就職援護への直接的な効果を示す指標は存在しない。

## 論点 2

### 入札応募者数の確保による競争性の向上

契約満了時期に、次期契約に向け説明会を実施しても入札応募者が少なく、競争性の向上が課題となっている。(表 7 参照)

表 7 説明会参加者数、入札者数等の推移

契約年度	説明会参加者数	入札者数	委託事業者
25 年度	3 社	1 社	(一財) 自衛隊援護協会
26 年度 ～ 28 年度	4 社 (一財) 自衛隊援護協会 (株) 東京リーガルマインド (株) シグマスタッフ ランスタッド(株)	2 社 (一財) 自衛隊援護協会 (株) 東京リーガルマインド	(一財) 自衛隊援護協会
29 年度 ～ 31 年度	2 社 (一財) 自衛隊援護協会 (株) マンパワーグループ	1 社 (一財) 自衛隊援護協会	(一財) 自衛隊援護協会
2 年度 ～ 4 年度	4 社 (一財) 自衛隊援護協会 (株) ヒューマン・タッチ (株) エイジェック (株) M&N ロジテック	1 社 (一財) 自衛隊援護協会	(一財) 自衛隊援護協会

※ 平成 26 年度以降、公共サービス改革(市場化テスト)を開始し、平成 29 年度以降は継続的に複数年契約で実施することとなった。

## 事業概要及び論点等について

事業名	安全保障技術研究推進制度
令和2年度 補正後予算額	8,824,284（千円）
事業概要	<p>我が国の高い技術力は、防衛力の基盤であり、安全保障環境が一層厳しさを増す中、安全保障に関わる技術の優位性を維持・向上していくことは、将来にわたって、国民の命と平和な暮らしを守るためには不可欠である。また、近年の技術革新の急速な進展は防衛技術と民生技術のボーダレス化をもたらしており、防衛技術にも応用可能な先進的な民生技術、いわゆるデュアルユース技術を積極的に活用する必要がある。他方、防衛分野での将来における研究開発に資することを期待した基礎研究の発掘・育成は、防衛装備品の創製を担う防衛装備庁自らが実施する必要がある。</p> <p>安全保障技術研究推進制度は、こうした状況を踏まえ、<u>防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究を公募・委託するものであり、平成27年度に創設した。</u></p> <p>本制度は革新的・萌芽的な技術を発掘・育成するための事業であり、<u>その研究成果が広く民生分野で活用され、あるいは学術的な研究が深められ、更に科学的・技術的に発展していくことを期待している。</u>そのため、本制度の研究成果について、将来にわたって公表を制限することはない。また、本制度の研究成果を特定秘密その他秘密に指定し、研究者による自由な活用を制限することもない。さらに、他の競争的資金制度と同様、知的財産権を受託者に帰属させることが可能である。これまでに本制度で得られた多数の研究成果が学会等を通じて公表されており、特許も出願されている。</p> <p>1. 研究課題の公募・審査 1.1. 公募する研究の概要等</p> <p>本制度では、国内の研究機関等を対象に、防衛装備庁が設定した研究テーマに沿った研究課題を公募し、外部有識者からなる安全保障技術研究推進委員会（以下、委員会という。）による審査の上、採択する研究課題を決定する。その結果は、防衛装備庁ホームページにおいて公表される。</p> <p>本制度で公募する研究のタイプ別の特徴等を表1に示す。いずれのタイプにおいても新規性、独創性又は革新性のある基礎研究を求めている。本制度の当初予算額（歳出ベース）は、平成29年度は2,010百万円、平成30年度は4,750百万円、令和元年度は7,149百万円、令和2年度は8,824百万円、令和3年度は9,266百万円である。</p> <p>なお、平成29年度から制度を拡充（タイプS新設）し、予算額及び研究期間の観点から大規模な先進的研究の育成に着手している。</p>

表1 公募する研究のタイプ別の特徴等

区分	大規模研究課題		小規模研究課題	
	タイプS		タイプA	タイプC
研究期間	令和3年12月頃～ 令和8年3月 (最大5か年度)		令和3年10月頃～令和6年3月 (最大3か年度。1か年度、2か年度でも可)	
1件当たりの 研究費* (下限なし)	最大20億円/5年 (10億円、5億円、1億円程度の 規模でも応募可能)		最大3,900万円/年 (2千万円、1千万円、 数百万円程度の規模で も応募可能)	最大1,300万円/年 (数百万円程度の規模 でも応募可能)
新規 採択予定数	8件程度		5件程度	5件程度
	大規模研究課題向けの予算の 範囲内で採択数を決定します。		小規模研究課題向けの予算の範囲内で 採択数を決定します。	
各タイプ の特徴	提案されたアイデア等を具現化し、 その可能性と有効性を実証するところ までを目指した基礎研究が対象 ただし、実用化に向けた実証までを 求めているものではない		新規性、独創性又は革 新性のある、研究テー マに合致した基礎研究 が対象	より一層、独創的なアイ ディアに基づいた基礎研 究が対象 (準備状況は不問)
契約形態	国庫債務負担行為による研究期 間全体を通じた複数年度契約		年度ごとの委託契約	

(令和3年度 公募要領から引用)

## 1.2. 応募資格

### 1.2.1. 研究実施機関

代表研究機関を含む研究実施機関は、国内に所在し、日本の法律に基づき法人格を有していること等が必要である。

### 1.2.2. 研究代表者

研究代表者については、大学・独立行政法人・民間企業等に所属していることに加えて次の条件を満足する必要がある。

- ① 日本国籍を有すること
- ② 日本語による面接審査や評価に対応できること
- ③ 研究期間中、応募時に所属していた研究実施機関に継続的に在籍できること（研究実施機関の統合、分割や組織改編等の場合は除く）

## 1.3. 審査の観点

審査は、独立性、公平性及び透明性を確保するため、委員会が科学的・技術的な見地から行っている。審査においては、研究の発展性、将来性、有効性、効率性等の審査項目に基づいて、総合的に採点評価される。

## 1.4. 応募件数と採択件数の推移

本制度の設立当初からの応募件数と採択件数の推移を図1に示す。令和2年度は18件程度の新規採択を予定していたところ過去最大となる120件の応募が集まり、倍率約6倍で優れた研究課題が採択された。

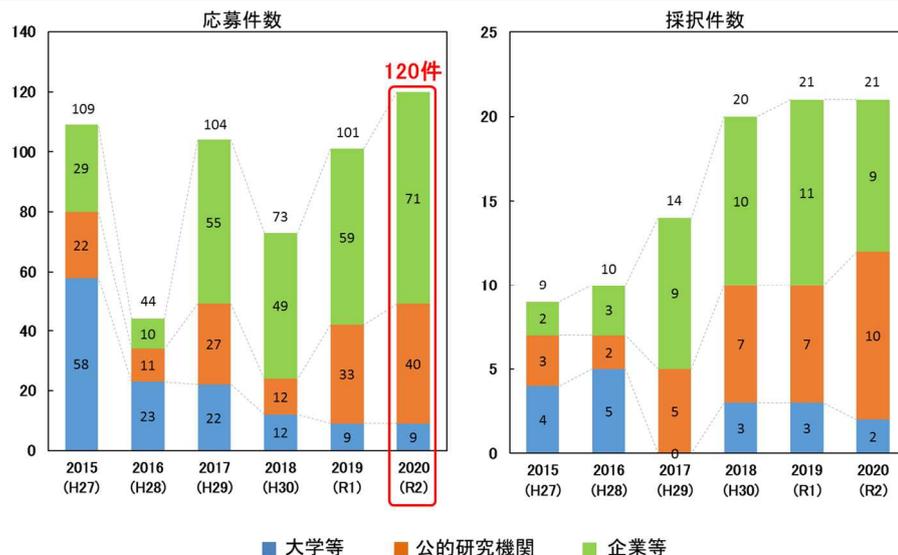


図1 応募件数と採択件数

## 2. 研究課題の進捗管理

採択した研究課題の研究代表者が所属する代表研究機関と委託契約を締結し、研究の実施は、研究を委託された機関に所属する研究者自らが行う。

ただし、研究の進捗管理は、本制度の運用を統括するプログラムディレクター（以下、「PD」という。防衛装備庁の職員）の指示の下、研究課題ごとに指名されるプログラムオフィサー（以下、「PO」という。防衛装備庁所属の研究者）が中心となって行う。

POが行う進捗管理は、研究の円滑な実施の観点から、必要に応じ、研究計画や研究内容について調整、助言又は指導を行うものとしている。指導を行うときは、研究費の不正な使用及び不正な受給並びに研究活動における不正行為を未然に防止する必要があるとPDが認めた場合のみとしている。また、研究実施主体はあくまでも研究実施者であることを十分に尊重して行うこととしており、POが、研究実施者の意思に反して研究計画を変更させることはない。

## 3. 研究課題の評価

### 3.1. 評価の体制

本制度において研究終了後に行う研究成果の評価（終了評価）、及び、研究期間中に進捗状況の確認等を目的として行う中間評価は、外部有識者からなる委員会にて行う。なお、評価結果は防衛装備庁のホームページで公表される。

### 3.2. 中間評価の実施

研究期間が3年を超えるタイプSの研究については、原則として、研究の中間年度（5か年度の研究課題の場合は3年度目）に、研究の進捗状

況や目標の達成状況等を確認する中間評価を行うこととしている。

中間評価結果は評点とコメントから構成される。中間評価結果の評点は、以下に示すA・B・C・Dの4段階に設定されている。評価対象の各研究課題に対して委員会が研究の必要性、有効性及び効率性に係る観点から付与し、評点の理由等も含めたコメントと合わせて、評価結果を公表している。

中間評価結果の評点の基準：

A：研究計画を超えた成果を挙げており、さらなる発展を期待する。

B（標準）：進捗は順調であり、研究計画に沿って進めてよい。

C：研究成果の創出を図る上で、研究計画の見直しを要する。

D：研究成果の創出が見込めず、研究中止が妥当である。

なお、中間評価の結果においては、必要に応じて、以後の研究計画の見直し又は中止、研究費の増額・減額、研究実施体制の見直し等の意見が付されることがある。その場合、PO及び事務局は、当該研究課題の研究代表者と業務計画書の修正等必要な調整を行う。

### 3.3. 終了評価の実施

研究期間（タイプA及びタイプCの研究の場合は最大3か年度、タイプSの研究の場合は最大5か年度）終了後、研究課題の成果に関する終了評価を実施する。

終了評価結果は、中間評価の場合と同様、評点とコメントから構成される。終了評価結果の評点は、以下に示すS・A・B・C・Dの5段階に設定されている。評価対象の各研究課題に対して委員会が研究の必要性、有効性及び効率性に係る観点から付与し、評点の理由等も含めたコメントと合わせて、評価結果を公表している。

終了評価結果の評点の基準：

S：当初は想定されていなかったような、非常に素晴らしい成果をあげた。

A：期待以上の研究成果をあげた。

B（標準）：期待通りの研究成果をあげた。

C：期待通りでは無かったが、一応の成果があった。

D：成果があったとはいいがたい。

これまで終了評価を終えた全28件の評価結果は表2に示すとおりで、採択した研究課題全てにおいて一定以上の成果が得られたと評価された。

表2 終了評価の結果

評価実施年度	H30	R1	R2
評点	件数	件数	件数
S	1	1	0
A	6	2	6
B	3	4	3
C	1	1	0
D	0	0	0
対象課題数	11	8	9

4. 研究成果の公表

本制度は受託者による研究成果の公表を制限することなく、論文誌への投稿や学会発表等が積極的に実施されることを期待している。また、研究を実施することにより取得した特許権等の知的財産権については、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条（日本版バイ・ドール規定）を踏まえた一定の条件を付した上で、受託者の申請により相手方の研究実施機関に帰属させている。学会発表等と同様に、より多くの知的財産権が生まれることを期待している。

本制度では、令和2年9月1日時点において、表3に示すとおり、多くの研究成果が公表されている。

表3 研究成果の公表状況

採択年度	研究成果の公表（件）		産業財産権*3（件）
	論文発表*1	口頭発表*2	特許出願
平成27年度	14	63	25
平成28年度	15	106	8
平成29年度	24	191	63
平成30年度	33	85	31
令和元年度	3	8	0
合計	89	453	127

\*1：学術論文、雑誌掲載等

\*2：学会発表、プレス発表等

\*3：日本版バイ・ドール規定を適用

選定基準	ア	事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの
論 点	<div data-bbox="424 412 1434 546" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>論点 1 他省庁とは別に、防衛装備庁が自ら基礎技術を対象とした競争的資金制度を有する必要があるのか。</p> </div> <p>(説明) 我が国の高い技術力は、防衛力の基盤であり、安全保障環境が一層厳しさを増す中、安全保障に関わる技術の優位性を維持・向上していくことは、将来にわたって、国民の命と平和な暮らしを守るためには不可欠である。そのため、防衛技術基盤を強化につながるよう、基礎研究を対象として、先進的な民生技術を発掘・育成する必要がある。</p> <p>また、第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）においては、「我が国の安全保障をめぐる環境も一層厳しさを増している。第6期科学技術・イノベーション基本計画で掲げる我が国の科学技術・イノベーション政策は、こうしたグローバル課題解決への政策的貢献を企図するものでなければならない。」とされている。</p> <p>一方、他府省の競争的研究費制度では、例えば、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）やムーンショット型研究開発制度は「社会課題解決のための大型プログラム」であり、戦略的創造研究推進事業は「国が定めた戦略目標の下、組織・分野の枠を越えた時限的な研究体制を構築し、イノベーションの源泉となる基礎研究を戦略的に推進する事業」であるなど、他府省の制度は防衛分野での将来における研究開発に資することを期待した基礎研究の発掘・育成を目的としたものではない。</p> <p>そのため、防衛装備庁の政策目標に合致した先進的な民生技術についての基礎研究の発掘・育成は、防衛装備品の創製を担う防衛装備庁自らが実施する必要があり、本事業の実施を他府省の事業に委ねることはできない。</p> <div data-bbox="424 1630 1434 1720" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>論点 2 制度の効果的・効率的な運用となっているか。</p> </div> <p>(説明) <b>【制度全般】</b> 近年の技術革新の急速な進展は防衛技術と民生技術のボーダレス化をもたらしており、防衛技術にも応用可能な先進的な民生技術を積極的に活用する必要がある。</p> <p>本制度では、防衛装備庁として防衛分野での将来における研究開発に資す</p>	

ることを期待した研究テーマを防衛装備庁自らが設定することで、効果的かつ効率的に民生分野における革新的・萌芽的な技術を発掘・育成することができる。

#### 【審査・評価】

本制度の審査及び評価は外部有識者からなる委員会が行う。これは、独立性、公平性及び透明性の確保だけではなく、科学的・技術的な高い知見を踏まえた議論の中で総合的に審査及び評価ができる仕組みとなっており、防衛装備庁自らが実施するよりも効果的かつ効率的に民生分野における革新的・萌芽的な技術を発掘・育成することができる。

#### 【進捗管理】

防衛装備庁所属の研究者は、防衛装備庁として防衛分野での将来における研究開発に資することを期待した研究テーマについて専門的な知見があり、かつ、防衛装備品等の研究開発を通じて研究開発マネジメント業務の経験を有するため、研究課題の進捗管理を行うPOには防衛装備庁所属の研究者が指名される。

POの役割は、当初作成された研究計画に沿って研究課題の進捗状況を把握し、必要に応じて研究計画や研究内容について調整、助言等を行うものであり、これらの防衛装備庁所属の研究者を活用することで、効果的かつ効率的に本制度を運用することができる。

#### 【デュアルユース技術発展の促進】

外部の研究機関により民生技術を育成していくことで、防衛用途に特化したものではなく、デュアルユース技術としての活用を期待できる。防衛用途に特化してしまうと、ユーザーが自衛隊に限られてしまい、コストの増加やその技術の発展も限定的になる可能性があるが、本制度で育成を図る民生用途でも使える技術を活用することで、将来装備品へ適用した際のコスト低減効果や、幅広いユーザーが活用することによる当該技術領域の更なる発展が期待できる。そのため、効果的かつ効率的に防衛分野での将来における研究開発に資することが期待できる。

#### 論点3

期待した成果を得ることができているか。

#### (説明)

本制度は、防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究の発掘・育成するものである。そのため、優れた研究課題を採択し、その成果を公表することで、広く民生分野で活用され、あるいは学術的な研究が深められ、更に科学的・技術的に発展していくことを期待している。

これまで終了評価を終えた全 28 件の評価結果は表 4（表 2 の再掲）に示すとおりで、採択した研究課題全てにおいて一定以上の成果が得られたと評価された。また、令和 2 年 9 月 1 日時点において、表 5（表 3 の再掲）に示すとおり、多くの研究成果が公表されている。

表 4 終了評価の結果（表 2 の再掲）

評価実施年度	H30	R1	R2
評点	件数	件数	件数
S	1	1	0
A	6	2	6
B	3	4	3
C	1	1	0
D	0	0	0
対象課題数	11	8	9

表 5 研究成果の公表状況（表 3 の再掲）

採択年度	研究成果の公表（件）		産業財産権*3（件）
	論文発表*1	口頭発表*2	特許出願
平成27年度	14	63	25
平成28年度	15	106	8
平成29年度	24	191	63
平成30年度	33	85	31
令和元年度	3	8	0
合計	89	453	127

\*1：学術論文、雑誌掲載等

\*2：学会発表、プレス発表等

\*3：日本版バイ・ドール制度を適用

本制度は、先進的な民生技術についての基礎研究を対象としていることから、その成果は直ちに防衛装備品に活用できるものではないが、産業的・学術的な成果の例を以下に示す。これらの研究のように民生分野において更なる技術の進展がなされることにより、防衛分野での将来における研究開発に資することも期待される。

○ 製品化された例（水中光無線通信装置）

「光電子増倍管を用いた適応型水中光無線通信の研究（国立研究開発法人海洋研究開発機構、平成 29 年度終了）」においては、実海域では距離 120m で

20Mbps を、屋内水槽では距離 190m で 32kbps の通信接続を確認した。

○学術分野で高く評価された例（米国学会においても紹介）

「海棲生物の高速泳動に倣う水中移動体の高速化バブルコーティング」(国立研究開発法人物質・材料研究機構、平成 30 年度終了) では、静水および流水中でのバブルの形態をリアルタイムで観察するための先端計測システムを開発することで、バブルコーティングに及ぼす表面形状及び撥水性並びにバブル保持能及び流速の相関を定式化した。

## 事業概要及び論点等について

事業名	障害防止事業	
令和2年度 補正後予算額	10,788,805 (千円)	
事業概要	自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施等により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、河川改修等の必要な工事を行うときは、地方公共団体その他の者に対し、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助する。	
選定基準	イ	長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの
論点	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>論点1</p> <p>例年、予算の一部を繰越していることから、補助事業者と密接に調整するなどし、事業の進捗状況等を把握するべきではないか。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>○ 繰越については、湧水発生等の現場不測事態、用地買収の内諾を得ていた地権者の死亡、相続手続き、災害対応、入札不調、低入札調査等、事前に予測ができない事態が発生した場合は、やむを得ず次年度へ予算を繰越の上、事業を実施しているもの。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>論点2</p> <p>長期間に亘って事業を実施する場合、一定の期間が経過した段階で、それまでの間における事業の効果を検証するなど不断に調査を実施すべきではないか。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>○ 「障害防止工事の助成の検証実施要領について(通達)」(29.4.5)に基づき、助成の適否に係る客観性及び透明性並びに計画内容等の妥当性を確保するため、直近で実施された検証から5年経過する毎に、事業化以後における自衛隊等の行為と障害との因果関係につき、防衛施設の使用状況、周辺地域の被害状況及び補助の対象となる施設の現状や事業化以降における周辺地域の状況につき、関係流域の状況の変化、民間等の開発行為による状況の変化及び人口の変化等の事項について検証を実施することとしている。</p>	

論 点

論点3

自衛隊等の機甲車両その他重車両の頻繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施等により生ずる障害を防止または軽減するための施策であり、その事業効果について周知を図るため、周知方法について改善すべきではないか。

(説明)

- 工事期間中における請負業者が設置する工事看板による周知を行っているほか、地方公共団体や各地方防衛局が発行する広報誌により周知を実施しており、平素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報等を行うことは、防衛施設周辺の地元住民の理解・協力を得る上で重要な取組みであるため、地域社会との協力に係る施策に関する広報活動を強化することとしている。

関 連 条 文

・ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（抄）

**(障害防止工事の助成)**

**第三条** 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 一 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- 二 道路、河川又は海岸
- 三 防風施設、防砂施設その他防災施設
- 四 水道又は下水道
- 五 その他政令で定める施設

・ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（抄）

**(障害防止工事の対象となる施設)**

**第三条** 法第三条第一項第五号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 鉄道
- 二 テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設

# 障害防止対策事業

## 概要

自衛隊等の機甲車両その他重車両の頻繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施等により生ずる障害を防止または軽減するため、地方公共団体等が行う河川改修等に対して助成

## 根拠

- 環境整備法第3条第1項

## 具体的内容(行為に伴う障害と工事)

- 洪水対策(河川改修、洪水調節池等)  
降雨時の流出量が増加し、洪水被害が発生
- 土砂流出対策(砂防堰堤等)  
土砂流出による被害が発生
- 用水対策(用水路、ため池等)  
保水力が減退するため、用水不足被害が発生
- 受信障害対策(共同受信施設等)  
航空機の離発着等により、テレビ放送の受信障害が発生



訓練に伴い  
演習場が荒廃



土砂流出状況



降雨時の流出状況



土砂流出対策の実施



洪水対策の実施

防地周（事）第165号  
29 . 4 . 5

各地方防衛局長 殿

事務次官  
(公印省略)

障害防止工事の助成の検証実施要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

なお、障害防止工事の助成の検証実施要領について（施本第1375号（CFM））。平成19年8月29日）は、廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：地方協力局長

## 障害防止工事の助成の検証実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。）第3条第1項の規定に基づく障害防止工事（同項第2号に規定する道路及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和49年政令第228号）第3条第2号に規定する施設に係るものを除く。以下「事業」という。）の助成の適否に係る客観性及び透明性並びに計画内容等の妥当性を確保するための検証の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (検証の種類)

第2 検証の種類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 新規検証 地方公共団体その他の者（以下「地方公共団体等」という。）が新規に補助金の交付を受けようとする事業に係る検証（新規に事業に着手（以下「事業化」という。）しようとする会計年度の計画内容が防衛施設周辺障害防止事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第87号）第3条第1号に規定する全体計画調査費に係るもの（以下「全体計画調査」という。）である場合において、全体計画調査の結果に基づき当該年度以後に実施するものを含む。）。
- (2) 再検証 地方公共団体等が継続して補助金の交付を受けようとする事業に係る検証で、直近で実施された検証から5年（全体計画調査に係る期間及び休止期間を除く。）を経過するごとに又は第3第1項に定める検証の実施主体が特に必要と認めるときに実施するもの。

### (検証の実施手続)

第3 検証の実施主体は、地方防衛局長及び東海防衛支局長（以下「地方防衛局長等」という。）とする。

- 2 検証の実施時期は、補助事業等計画書（防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成19年防衛省訓令第80号）第3条第1項に規定する補助事業等計画書をいう。以下同じ。）を防衛大臣に送付するときまでとする。
- 3 地方防衛局長等は、地方公共団体等から、次に掲げる検証の種類に応じ、当該各号に定める事項を記載した書類の提出を受け、その記載内容について検証を実施するものとする。ただし、補助金の交付を受けようとする会計年度が事業完了

予定年度で、当該年度の計画内容が財政法（昭和22年法律第34号）第15条第5項に規定する国庫債務負担行為のうち歳出化経費に係るもののみである場合は、この限りでない。

(1) 新規検証 次に掲げる事項

ア 環境整備法第2条第1項に規定する自衛隊等（以下「自衛隊等」という。）の行為と障害との因果関係につき、同条第2項に規定する防衛施設（以下「防衛施設」という。）の使用状況、周辺地域の被害状況及び補助の対象となる施設の現状

イ 関係住民からの要望等

ウ 補助の割合に係る定量的な評価

エ 計画内容等

オ 関係機関等からの計画内容等に係る意見

カ 関係住民からの計画内容等に係る意見

キ 障害の防止の効果

ク 費用対効果分析の結果

ケ 事業化の必要性、緊急性等

(2) 再検証 次に掲げる事項

ア 事業化以後における自衛隊等の行為と障害との因果関係につき、防衛施設の使用状況、周辺地域の被害状況及び補助の対象となる施設の現状

イ 事業化以後における周辺地域の状況につき、関係流域の状況の変化、民間等の開発行為による状況の変化及び人口の変化

ウ 現状における事業の効果

エ 関係住民からの現状における事業の効果に係る意見

オ 事業の進捗状況及び今後の見通し

カ コストの縮減、事業期間の短縮等に係る検討

キ 事業の継続の必要性等

4 地方防衛局長等は、前項で検証を実施した事項について、新規検証にあつては付紙様式第1により取りまとめ、再検証にあつては付紙様式第2により取りまとめ、補助事業等計画書に付して防衛大臣に送付するものとする。

（環境整備法第3条第1項の規定に準ずる措置への準用）

第4 第2、第3及び第5の規定は、環境整備法第3条第1項の規定に準ずる措置として防衛施設において行われる工事について準用する。

（本通達の施行日前に補助事業等計画書を防衛大臣に送付した事業の取扱）

第5 本通達の施行日前に補助事業等計画書を防衛大臣に送付した事業は、廃止前の障害防止工事の助成の検証実施要領について（施本第1375号（CFM））。

平成19年8月29日)の規定により実施された検証を第2(1)に規定する新規検証とみなすものとし、また、平成24年度以前に着手した事業にあつては、第2(2)に規定する再検証のうち最初のを、同号後段の規定にかかわらず、当該事業の着手後の経過期間等を勘案し、本通達の施行の日から5年の間に実施するものとする。

## 新規検証報告書

関連防衛施設：  
 補助事業者等：  
 事業の名称：

全体計画調査実施区分： 有（ 済 ・ 未済 ） ・ 無

自衛隊等の行為と 障害との因果関係	防衛施設の 使用状況	
	周辺地域の 被害状況	
	補助の対象 となる 施設の現状	
関係住民からの要望等		
補助の割合に係る定量的な評価		
計画内容等		
関係機関等からの計画内容等 に係る意見		
関係住民からの計画内容等 に係る意見		
障害の防止の効果		
費用対効果分析の結果		
事業化の必要性、緊急性等		
備	考	

※ 事業の性質上記載できない事項については、該当ない旨記載すること。  
 全体計画調査の結果に基づき記載することとなる事項については、その旨記載すること。

## 再検証報告書

関連防衛施設：  
 補助事業者等：  
 事業の名称：

年次計画（年次区分）： /

事業化以後 における 自衛隊等の行為と 障害との因果関係	防衛施設の 使用状況	
	周辺地域の 被害状況	
	補助の対象 となる 施設の現状	
事業化以後 における 周辺地域の状況	関係流域の 状況の変化	
	民間等の 開発行為 による 状況の変化	
	人口の変化	
現状における事業の効果		
関係住民からの現状における 事業の効果に係る意見		
事業の進捗状況 及び今後の見通し		
コストの縮減、事業期間の短縮等 に係る検討		
事業の継続の必要性等		
備	考	

## 事業概要及び論点等について

<p>事業名</p>	<p>主機等オーバーホール</p>	
<p>令和2年度 補正後予算額</p>	<p>9, 446, 610 (千円)</p>	
<p>事業概要</p>	<p>艦艇に搭載されている主機等（推進用及び発電用原動機）は、艦艇の航行に直接的に関わる最も重要な装備品の一つであり、信頼性を確保するため、規定の運転時間に達した時点でオーバーホール（開放検査及び部品交換等）を実施する必要がある。</p> <p>これらの主機等のうち、ガスタービン機関等のオーバーホールには、約4～10か月の期間を要するため、その間、艦艇が非可動状態になることから、当該主機等のオーバーホールについては、予めオーバーホールを実施した主機等（以下「予備機」という。）と交換する方式を採用している。</p> <p>本件事業は、規定の運転時間に達し艦艇から陸揚げした主機等について、製造会社等と役務契約を締結し、オーバーホールを実施のうえ、予備機として確保するためのものである。</p> <div style="text-align: center;"> <p><b>主機等オーバーホール（イメージ）</b></p> <p>海上自衛隊 艦船補給処等</p> <p>製造会社等</p> <p>②O/H役務契約</p> <p>③O/H実施 (4～10ヶ月)</p> <p>④予備機 (O/H済)</p> <p>①主機等を 陸揚げ</p> <p>⑤搭載</p> <p>O/H後、予備機として保管し、 他艦艇に搭載される。</p> <p>※当該O/H事業は②～④までの 行程を契約</p> </div>	
<p>選定基準</p>	<p>ア</p>	<p>事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの。</p>

論 点

論点 1

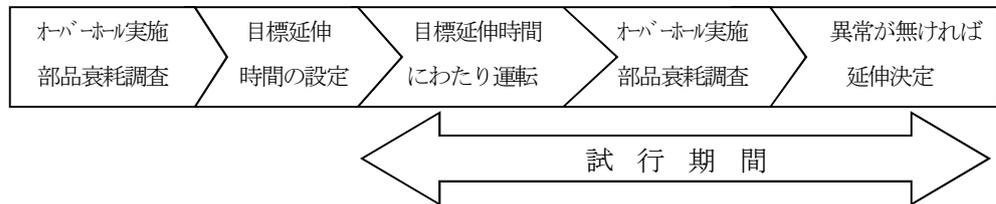
現行のガスタービン機関のオーバーホール間隔（TBO：Time Between Overhaul）について、安全性を確保しつつ、経費削減の観点から更に延伸できる余地はないのか。

（説明）

1 ガスタービン機関のオーバーホール間隔の延伸

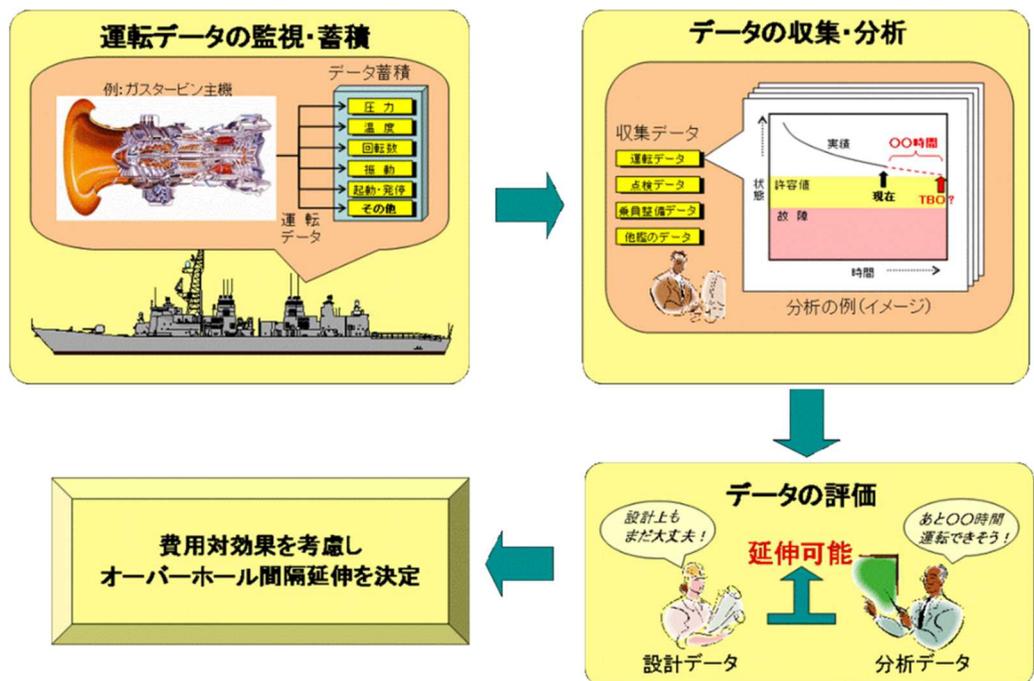
海上自衛隊では、艦艇の可動率の向上及び整備費等の経費削減を図ることを目的として、ガスタービン機関のオーバーホール間隔の延伸を実施している。具体的には、運転状態やオーバーホール時における高温部に晒される部品や高速回転する部品などの衰耗状況などを調査し、当該部品の寿命予測を始めとする検討などを行ったうえで、延伸の可能性があると判断された主機等について、目標延伸時間を定め、実艦に装備された状態で当該時間にわたって試行的に使用し、運転状態及び当該時間後のオーバーホール時における異常の有無を確認のうえ決定している。

オーバーホール間隔延伸決定までの流れ（イメージ）



2 オーバーホール間隔延伸決定のプロセスの工夫

平成26年度からは、オーバーホール間隔延伸の決定プロセスの期間を更に短くするために、計測器材やデータ蓄積装置を活用し、運転状態での各部温度、圧力、振動状況などのデータを収集・分析をするとともに、定期的に潤滑油の性状の分析や内視鏡による内部点検を行うことにより、当該機器の状態を詳細に監視・分析する手法を取り入れている。この手法により、オーバーホール間隔延伸の可否について、従来より早期かつ長時間の延伸について結論を得ることが可能となった。



### 3 オーバーホール間隔延伸による経費削減効果

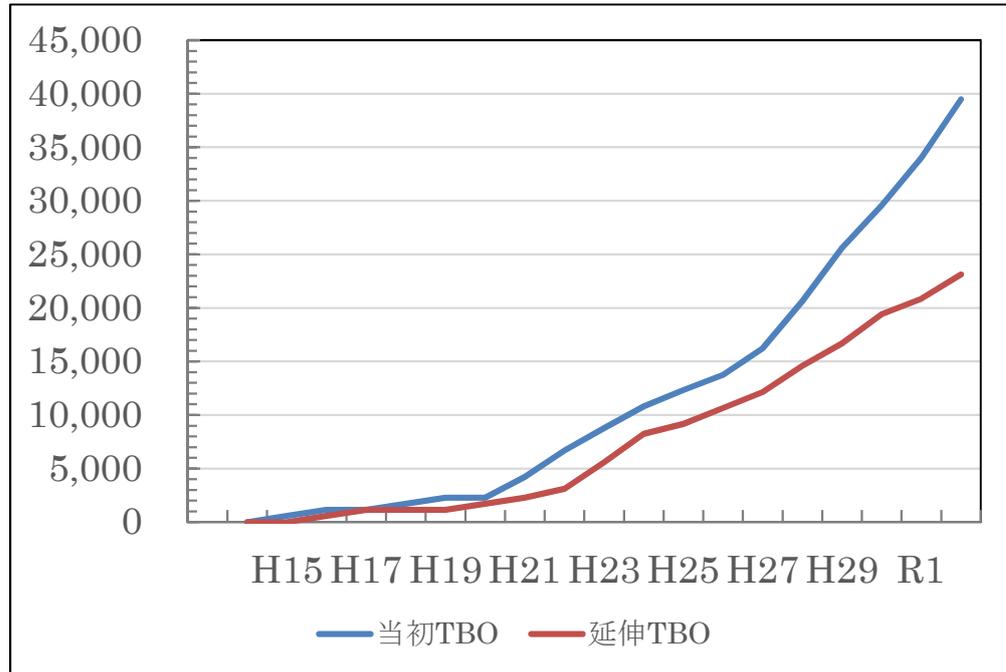
#### (1) 経費削減実績

ガスタービン機関の経費削減実績は下表のとおりであり、オーバーホール間隔を延伸することによる経費削減効果は大きい。

(単位：千円)

機種名	O/H間隔		実施台数	削減台数	O/H経費総額	
	当初	8,000H			経費総額	経費削減額
SM1C	当初	8,000H	80	40	10,428,780	6,030,596
	延伸後	12,000H	40		4,398,184	
LM2500	当初	8000H	98	40	16,268,106	7,052,202
	延伸後	12,000H	58		9,215,904	
M1A-25	当初	8,000H	60	21	3,411,102	1,149,324
	延伸後	11,000H	39		2,261,778	
501-K34	当初	9,000H	98	21	9,362,096	2,113,025
	延伸後	13,000H	72		7,249,071	
※1：O/H：オーバーホール					合計	16,345,147
2：平成14年度から令和2年度までの経費削減実績を算定						

(単位：百万円)



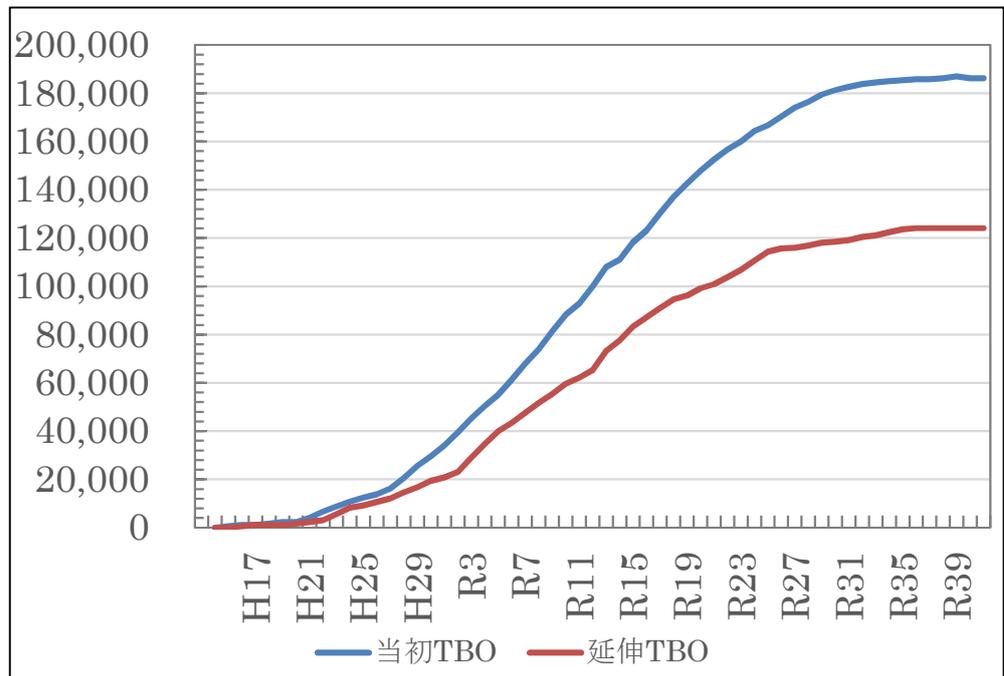
(2) 経費削減見込み

総合的な経費削減見込みは下表のとおり。

(単位：千円)

機種名	O/H間隔		実施台数	削減台数 (見込み)	O/H経費 総額 (見込み)	経費削減額 (見込み)
SM1C	当初	8,000H	266	102	48,378,360	18,680,456
	延伸後	12,000H	164		29,697,904	
LM2500	当初	8000H	264	98	52,137,054	19,584,726
	延伸後	12,000H	166		32,552,328	
M1A-25	当初	8,000H	378	126	22,034,454	7,298,544
	延伸後	11,000H	252		14,735,910	
501-K34	当初	9,000H	262	83	42,614,572	13,670,288
	延伸後	13,000H	179		28,944,284	
LM2500 IEC	当初	8,000H	38	4	7,956,934	837,572
	延伸後	12,000H	34		7,119,362	
M1A-35	当初	10,000H	161	37	14,324,814	3,292,038
	延伸後	12,000H	124		11,032,776	
※1：O/H：オーバーホール					合計	63,363,624
※2：平成14年度から令和41年度までの経費削減見込みを算定						

(单位：百万円)



## 事業概要及び論点等について

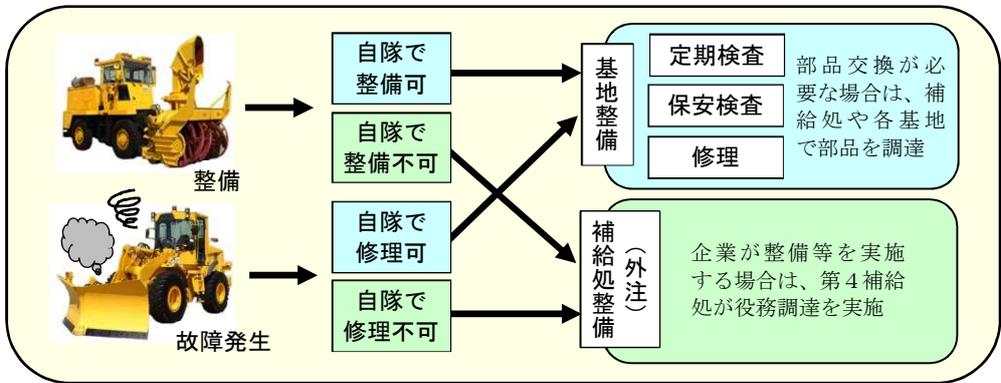
事業名	施設車両整備費
令和2年度 補正後予算額	495,899 (千円)
事業概要	<p>1 事業の目的</p> <p>航空自衛隊では、全国約70の基地等にブルドーザや油圧ショベル等の施設車両を配備している。施設車両は、滑走路の補修及び基地整備等や北方の基地（※）や山間のレーダサイト等では除雪作業で使用されており、航空自衛隊の主体となる航空機の運用を支援するため重要な役割を果たしている。</p> <p>本事業は、航空自衛隊が任務を支障なく遂行するため、各種の施設車両の機能が適正に維持されるよう、点検、部品交換、修理等の整備を実施するものである。</p> <p>※北方の基地：北部航空方面隊（北海道、北東北地域の防空を担当）に属する部隊の基地（三沢基地、千歳基地、秋田分屯基地、根室分屯基地等）</p> <p><b>【主な施設車両】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                 ブルドーザ、ロードローラ、ランウェイスーパー、コンクリートミキサ                  大型ダンプ、油圧ショベル、除雪車、融氷液散布車、等             </div> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center; margin: 5px;">                   ブルドーザ             </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">                   ロードローラ             </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">                   油圧ショベル             </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">                   除雪車             </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">                   融氷液散布車             </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">                   スーパー             </div> </div> <p>2 事業の詳細</p> <p>施設車両の整備については、航空自衛隊が自隊で行う故障発生時の修理や基地整備と企業において行う補給処整備（外注）がある。</p> <p>(1) 基地整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期検査（6カ月ごとに実施）</li> <li>保安検査（2年ごとに実施）</li> </ul>

定期検査	車両の全体について十分かつ精密に状態を調査確認する作業 <b>【主な検査項目】</b> かじ取り装置、制動装置、走行装置、緩衝装置、動力伝達装置、電気装置、エンジン、排ガス浄化装置、付属装置（ホーン等）
保安検査	車両法適用以外の自動車保安基準に適合していることを確認する検査 <b>【主な検査項目】</b> 車枠・車体、灯火類、反射器類、かじ取り装置、制動装置、動力伝達装置等 30項目

(2) 補給処整備（外注）

基地整備の範囲をこえ、航空自衛隊では実施不可能な整備については、補給処整備計画（※）に基づき外注により企業で実施。

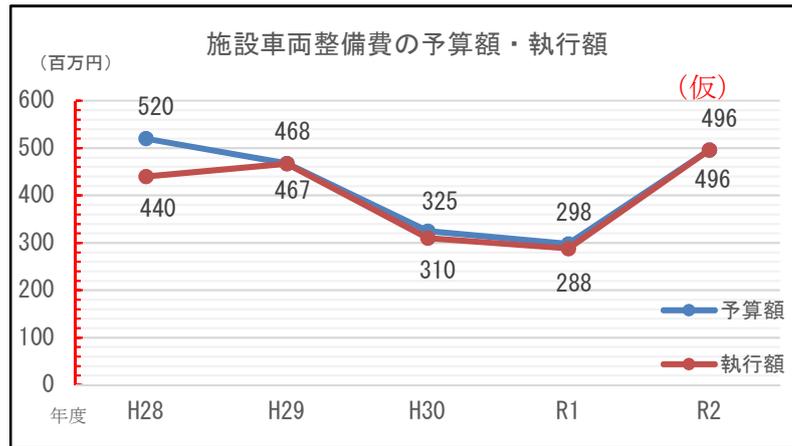
※補給処整備計画：車両の損耗状況、運用条件等を考慮し実施計画を作成、年間十数台程度を整備



選定基準	イ	長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの
------	---	---

論 点	<p>論点1</p> <p>施設車両の長期使用等により、整備や部品の調達可能な企業が限られ、一者応札が発生する状況となっている。</p> <p>部品調達時の競争性拡大や複数者による安定した部品供給が受けられるよう、車両の更新期間を早め合理的な車両運用を目指すため、航空自衛隊における最適な更新時期の検討</p> <p>(説明)</p> <p>○ 航空自衛隊が保有する施設車両については、機能が適正に維持されるよう、毎年度、交換が必要な部品の取得や外注による修理等の役務契約に必要な予算を計上し、各車両に対し6カ月ごとの定期検査と2年ごとの保安検査等を行った上、必要に応じ部品交換や修理等の整備を行っている。その結果、これまで、整備後に車体構造に起因する重大な不具合は、ほとんど発生しておらず、施設車両の稼働は、航空自衛隊の任務の遂行を支えている。</p>
-----	---

【予算額及び執行額の推移】（過去5年間）



【車両整備の成果】（過去5年間）

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
定期検査を実施した台数	474	474	474	474	474
不具合が発生しなかった台数(※)	472	474	471	474	474
割合	99.6%	100%	99.4%	100%	100%

※定期検査を実施した施設車両のうち、次期定期検査までの間に車体構造に起因する重大な不具合が発生しなかった施設車両の台数

○ 整備用部品の調達

航空自衛隊が自隊で行う基地整備において、定期的に交換が必要な部品や故障等により交換を要する主な部品については、第4補給処(※)が一般競争入札(最低価格落札方式)で調達している(第4補給処調達物品以外のその他の部品は各基地において調達)。

※第4補給処：航空自衛隊の需品、弾薬、航空機の支援器材、施設器材等の保管、補給、整備及び調達を実施。入間基地(埼玉県狭山市)に所在

【過去の契約実績】

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
契約企業	14	14	12	8	10
契約金額(百万円)	199	280	216	201	86

【主な調達物品】

スペーサー、エッジ、シリンダー、バルブ、パッキン、オイルフィルター、オルタネータ、電磁切換弁等の車両整備用部品

○ 修理等役務の調達

整備の内容が、基地整備の範囲又は能力を超えるものについては、外注により企業で行っている。施設車両については、特殊な構造上、整備に要する技術及び設備を有している企業が限られるため、第4補給処において、常続的に公募を行った上で随意契約により役務調達している。

【過去の契約実績】

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
契約企業	7	5	6	6	6
契約金額 (百万円)	241	187	94	86	161

【主な役務内容】

ブルドーザ、ショベルローダ、ロードローラ、ダンプ、除雪車、ランウェイスーパー等の点検修理・診断

○ 適正な整備体制の構築

施設車両の整備に当たっては、調達効率化を図るため主要部品の調達や修理等役務については、調達業務を第4補給処で一元化して実施している。公正性及び透明性向上の観点から、契約方式を一般競争入札（最低価格落札方式）又は公募を行った上で随意契約としているが、部品の調達では、一般競争入札であるにも関わらず一者応札が多くなっている。

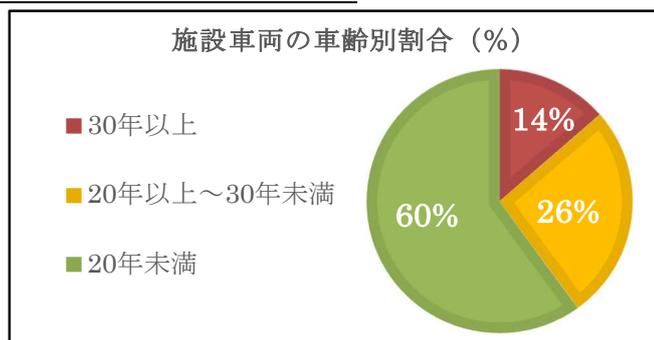
【各年度の支出先上位10者のうち1者応札の件数】

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
1者応札の件数	5	10	10	10	12
割合	50%	100%	100%	100%	100%

一者応札が多くなる要因としては、施設車両の特殊性に加え、航空自衛隊における車両の更新期間が長いことで、長期間にわたり車両を運用した結果、車両の旧式化により部品を取扱う企業が減少したことによることが考えられる。

【施設車両の車齢】

全車平均車齢 16.3年



※最大40年の車両も保有

航空自衛隊の施設車両の使用年数が民間に比べ長いことから、今後、民間における施設車両の運用状況や更新状況等と比較考量の上、航空自衛隊の施設車両の更新期間を早める等、ライフサイクル管理の最適化の検討等を行い、部品調達における競争性の拡大等に努め車両の維持・整備に係る費用等も含めた施設車両の合理的な運用体制の構築に取り組むものとする。

## 事業概要及び論点等について

事業名	中距離地对空誘導弾の取得
令和2年度 補正後予算額	22,586,865 (千円)
事業概要	<p>1 事業の目的</p> <p>中距離地对空誘導弾は、陸上自衛隊の縦深・多層な対空火網を構成する際の中距離対空火力として、敵の巡航ミサイル・空対地ミサイル等のミサイル攻撃等から部隊及び施設を掩（えん）護するとともに、戦略上の要域内の政経中枢及び重要施設を掩護するために、陸上自衛隊に配備されてきました。</p> <p>しかしながら、近年の厳しい防衛予算環境下では、改良ホークの損耗更新として03式中距離地对空誘導弾の導入が困難になることが予想されることに加えて、低空から侵入してくる巡航ミサイルや高速化した空対地ミサイルに対処するための低空目標対処能力及び高速目標対処能力等の向上を行う必要があることから、政策的に重要な装備品として03式中距離地对空誘導弾（改善型）を平成29年度から計画的に、かつ、確実に取得する。</p> <p>2 事業の詳細</p> <p>(1) 中距離地对空誘導弾の概要</p> <p>本事業では、中距離地对空誘導弾として、現在03式中距離地对空誘導弾（改善型）（図1）を取得している。</p> <p>03式中距離地对空誘導弾（改善型）は、03式中距離地对空誘導弾の後継として、陸上自衛隊の高射特科群等に装備し、方面隊の対空火力の骨幹として、方面隊の作戦地域に全般的対空火網を構成して部隊及び施設を掩護するとともに、航空自衛隊と協同し、戦略上の要域に対し全般的な対空火網を構成し、同要域内の政経中枢及び重要施設を掩護するものである。</p>

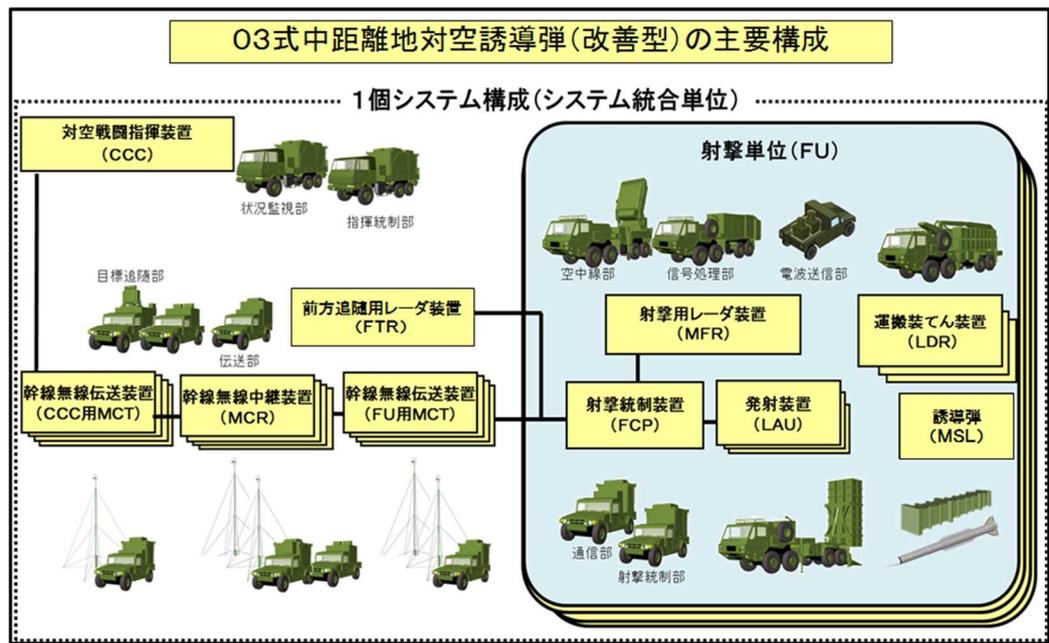


図1 03式中距離地对空誘導弾(改善型)

03式中距離地对空誘導弾(改善型)は、地上装置及び誘導弾、整備器材等から構成されており、必要な構成の取得を行っている。

(参考) 地上装置は、対空戦闘指揮装置、前方追従用レーダ装置、射撃用レーダ装置、射撃統制装置、発射装置、運搬装てん装置、幹線無線伝送装置及び幹線無線中継装置から構成されている。

整備器材は、野整備器材1号、野整備器材2号、野整備器材3号、野整備器材4号、補給処整備器材1号、補給処整備器材2号、誘導弾点検・搭載用器材、擬製弾及び幕僚活動支援器材から構成されている。

(2) 03式中距離地对空誘導弾(改善型)の取得計画について

本装備は、平成29年より取得を開始し、令和14年度までの間に、約14個射撃単位(約3.5コ群)を基準として取得する計画である。

本装備品については、開発着手段階(平成21年度)における政策評価書(事前)において、「高射特科部隊等に装備し、低空目標(巡航ミサイル)や高速目標(空対地ミサイル等)対処能力の向上、ネットワーク交戦能力の向上による防護範囲の拡大及び取得コストの低減を図った03式中距離地对空誘導弾(改)を開発する」と記載されており、性能等の向上と同じ位置づけで、取得コスト低減を目指した事業であることが明記されている。

また、老朽化・陳腐化が著しい改良ホークの損耗更新に適切に対応しつつ、近年の経空脅威から中距離地对空誘導弾の能力向上に対応するため、平成22年度から平成27年度にかけて試作を実施し、平成24年度から

	<p>平成28年度にかけて試験を実施する等、所要の確認を経たうえで平成29年度から取得を開始している。</p> <p>(3) 03式中距離地对空誘導弾（改善型）の取得等の状況</p> <p>03式中距離地对空誘導弾（改善型）は、現在、量産装備品として取得中である。</p> <p>量産1回目は、平成29年12月に契約を締結し、計画通り令和2年度に納入された。量産2回目は平成31年1月に、量産3回目は令和2年3月に、量産4回目は令和3年3月にそれぞれ契約を締結している。</p> <p>今まで契約した量産装備品は、製造請負会社とすべて公募型随意契約の方式で契約している。</p> <p>量産5回目は令和3年度予算により、契約に向けた調整・手続きを実施中である。</p> <p>また、中距離地对空誘導弾（改善型）は量産1回目の装備品を取得して、令和2年度に陸上自衛隊に配備された。</p>	
<p>選定基準</p>	<p>ア</p>	<p>事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの。</p>

論 点

論点 1

公募型随意契約となったことは妥当か。また、契約が高落札率となったことは妥当か。

○ 公募型随意契約の適正性

03式中距離地对空誘導弾(改善型)の取得の契約の際には、武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条、かつ、火薬類取扱法(昭和25年法律第149号)第3条にそれぞれ規定する経済産業大臣の許可を有した者であることを必要な要件としている。

本件契約については、公募による公示を行っており、当該公示に応募した企業である三菱電機株式会社と随意契約したものである。

(参考)

現在、「公共調達に適正化を図るための措置について(通知)」(装管調第107号(27.10.1))に基づき、新規参入業者が存在しないことを確認する常続的公示を行っている。

○ 高落札率の適正性

平成29年度から、03式中距離地对空誘導弾(改善型)の取得に関する契約を実施しており、仕様書の変更がないことから、予定価格算定における変動要素は少ない。

また、予定価格内で契約するため、商議を繰り返した結果、高落札率となっている。

論点 2

厳しい財政状況の下で、政策的にも重要な03式中距離地对空誘導弾(改善型)の装備品を計画的に、かつ、確実に整備していくために、どのような取り組みを行っているか。また、取得に係るコスト低減について、具体的な方策を検討しているか。

○ 政策評価書(事前)で求められた取得コスト低減のため開発段階から次の事項を実施

・ 車両ファミリー化によるコスト低減

03式中距離地对空誘導弾(改善型)は、重装輪車両のファミリー化(03式中距離地对空誘導弾、12式地对艦誘導弾及び重装輪回収車と共通)及び高機動車両のファミリー化(93式近距離地对空誘導弾、96式多目的誘導弾システム、高機動車等と共通)とすることにより、コストの低減を図っている。

- ・ COTS品の活用によるコスト低減  
03式中距離地对空誘導弾（改善型）は、COTS品を積極的に活用（一例：対空戦闘指揮装置及び射撃統制装置の外部記憶部に民間で使用されているパソコンを活用）することにより、コストの低減を図っている。

COTS品：民生品  
(Commercial Off The Shelf)

○ ファミリー化によるコスト低減の検討内容

現在、開発中の新艦対空誘導弾は、本事業である03式中距離地对空誘導弾（改善型）等の試作成果や技術的知見を最大限活用することを念頭に構成品の共通化を図ることによって、設計の省力化、試験項目数の減少及び製作の必要な試作品数の低減をさせつつ、艦上発射化及び中間誘導等の技術的課題を解明することを計画しており、技術面及び経費面において効率化を図っている。

なお、新艦対空誘導弾は開発中のところ、量産に入るに当たっては、03式中距離地对空誘導弾（改善型）との共通の構成品の調達などで、双方の装備品の取得等でスケールメリットが得られることが想定される。

（参考）新艦対空誘導弾は、艦上発射等の要求を満たすために03式中距離地对空誘導弾（改善型）にブースタを追加する等の改修を一部図っている。

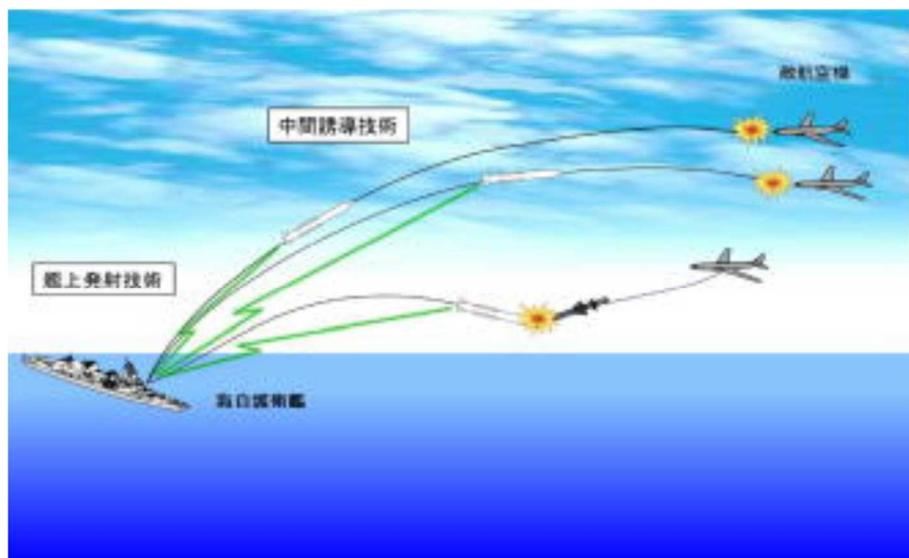


図 新艦対空誘導弾（イメージ）

資料3

レビューシート

令和2年度行政事業レビューシート ( 防衛省 )

<b>事業名</b>	進路相談部外委託に要する経費			<b>担当部局庁</b>	人事教育局		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始年度</b>	平成8年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	人材育成課		人材育成課長 末富 理栄		
<b>会計区分</b>	一般会計								
<b>根拠法令 (具体的な 条項も記載)</b>	自衛隊法第65条の10第1項			<b>関係する 計画、通知等</b>	防人育(事)第7号(27.10.1) 若年定年等隊員の就職の援助について(通達) (以下「援護通達」という。) 中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度) (平成30年12月18日国家安全保障会議決定閣議決定)				
<b>主要政策・施策</b>	-			<b>主要経費</b>	防衛関係				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)</b>	若年定年制(53歳～56歳で定年)又は任期制(20代～30代半ばで任期満了)により一般の公務員よりも若年で退職を余儀なくされる自衛官の再就職については、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が当該自衛官に対する就職の援助(就職援護)を行うこととされている。 若年定年等で退職を余儀なくされる自衛官は、再就職に関する様々な不安・悩みを抱えている者が多く、退職後の人生設計等を踏まえたきめ細かい専門的なカウンセリングが必要としているところ、本事業は民間事業者に委託して全国の主な駐屯地等に部外専門家である進路相談員を配置し、再就職に関する各種相談の機会を付与することにより、当該就職援護を円滑に実施することを目的とするものである。								
<b>事業概要 (5行程度以内。 別添可)</b>	民間事業者に委託し、全国26駐屯地等(真駒内、旭川、東千歳、青森、仙台、朝霞、板妻、千代、善通寺、福岡、健軍、北熊本、別府、大湊、下総、横須賀、舞鶴、呉、佐世保、鹿屋、千歳、三沢、入間、小牧、春日、那覇)に、キャリア・カウンセラー等の資格を保有し、雇用環境等に精通した部外専門家(進路相談員)を配置し、退職予定隊員に対する再就職及び退職後の生活設計等に関する相談(電話相談や、他の駐屯地等への出張相談等を含む。)を実施。								
<b>実施方法</b>	委託・請負								
<b>予算額・ 執行額 (単位:百万円)</b>		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度要求			
	予算 の 状 況	当初予算	89	86	87	95	91		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計	89	86	87	95	91			
	執行額	86	86	87	-	-			
	執行率(%)	97%	100%	100%	-	-			
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	97%	100%	100%	-	-				
<b>令和2・3年度 予算内訳 (単位:百万円)</b>	歳出予算目	2年度当初予算	3年度要求	主な増減理由					
	募集等庁費	95	91	実契約額による減(3国)					
		-	-						
		-	-						
		-	-						
	計	95	91						
<b>成果目標及び 成果実績 (アウトカム)</b>	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度
	民間事業者に委託し、全国26駐屯地等に雇用等に精通したキャリア・カウンセラーの資格を有する部外専門家を配置し、退職予定隊員に対する再就職及び退職後の生活設計に関する相談を実施する。	就職決定者数。 中間目標については、目標値が定まらないため、設定していない。	成果実績	人	6,224	6,530	5,248	-	-
			目標値	人	6,320	6,591	5,281	-	-
			達成度	%	98.5	99.1	99.4	-	-
<b>根拠として用いた 統計・データ名 (出典)</b>	中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定閣議決定)								
<b>活動指標及び 活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度 活動見込	3年度 活動見込	
	進路相談員配置箇所数	活動実績	箇所	25	25	25	-	-	
		当初見込み	箇所	25	25	25	26	26	
<b>単位当たり コスト</b>	算出根拠		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度活動見込		
	進路相談部外委託に要する経費 / 進路相談件数	単位当たり コスト	円	2,016	1,660	1,430	-		
		計算式	百万円/人	86/42,864	86/52,053	87/60,956	-		

政策評価 測定指標	政策	I-2 我が国自身の防衛体制の強化(防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項)							
	施策	I-2(1)人的基盤の強化							
		定量的指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
			実績値	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)				
		採用の取組強化	任期満了退職後の公務員への再就職や大学への進学等に対する支援の充実	令和5年度	<p>-</p> <p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>現段階で実績がないため未記載とした。</p>				
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)				
		処遇の向上及び再就職支援	職業訓練課目の拡充や段階的な資格取得等の支援	令和5年度	<p>-</p> <p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>現段階で実績がないため未記載とした。</p>				
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)				
	処遇の向上及び再就職支援	地方公共団体や関係機関との連携強化等による再就職支援の推進	令和5年度	<p>-</p> <p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>現段階で実績がないため未記載とした。</p>					
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
<p>若年定年制(53歳～56歳で定年)又は任期制(20代～30代半ばで任期満了)により一般の公務員よりも若年で退職を余儀なくされる自衛官の再就職については、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が当該自衛官に対する就職の援助(就職援護)を行うこととされている。</p> <p>若年定年等で退職を余儀なくされる自衛官は、再就職に関する様々な不安・悩みを抱えている者が多く、退職後の人生設計等を踏まえたきめ細かい専門的なカウンセリングが必要としているところ、本事業は民間事業者に委託して全国の主な駐屯地等に部外専門家である進路相談員を配置し、再就職に関する各種相談の機会を付与することにより、当該就職援護を円滑に実施することを目的とするものである。</p>									

新 経 済 ・ 財 政 再 生 計 画 改 革 工 程 表  2 0 1 9	取組事項	分野:	-							
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時	元年度	2年度	中間目標	目標最終年度	
					-年度	-年度	-年度	-年度	-年度	
		成果実績	-		-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	-	
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時	元年度	2年度	中間目標	目標最終年度	
					-年度	-年度	-年度	-年度	-年度	
		成果実績	-		-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-	-	-	
		達成度	%	-	-	-	-	-		
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係										

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	国防等を担う自衛隊の任務達成のため、自衛官は、精強性の維持の観点から若年定年制や任期制という退職制度を採っており、自衛官の多くは退職後の生活基盤の確保のため再就職を必要としている。このため、若年定年等自衛官には国の責務として再就職の援助を行うこととされており、本事業はその一環として実施しているものである。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	-	-
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	本事業は、自衛隊法第65条の10第1項に基づく防衛大臣による就職の援助(就職援護)の具体的な事業の一つであり、この就職援護は現防衛計画の大綱においても雇用主たる国の責務であるとされており、優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	最低価格落札方式による一般競争で行われている。当該事業は、一般競争入札により、所要の公示期限等を設けたうえで競争性を確保し、契約を締結したものであり、支出先の選定は妥当である。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	受託事業者日々の業務終了後、作業記録表提出をさせて、受託事業者の業務状況を把握する一方、援護通達において業務委託側である各自衛隊に対し、各四半期終了後及び年度終了後に「進路設計相談員業務実施状況報告」を提出するよう定めており、当該報告を確認・審査することによって適切な執行を把握している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	受託事業者日々の業務終了後、作業記録表提出をさせて、受託事業者の業務状況を把握する一方、援護通達において業務委託側である各自衛隊に対し、各四半期終了後及び年度終了後に「進路設計相談員業務実施状況報告」を提出するよう定めており、当該報告を確認・審査することによって適切な執行を把握している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	26年度からは契約期間を複数年度(3ヶ年度)としコスト削減を図った結果、単年度当たりの契約額が、25年度の契約額より約2千万円の削減効果が得られた。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	毎年度援護希望者のほぼ100%が再就職に至っており、有効性が認められる。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	毎年度援護希望者のほぼ100%が再就職に至っており、有効性が認められる。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-

関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-
	所管府省名	事業番号	事業名

点検・改善結果	点検結果	<p>1 必要性 再就職に際しては、様々な不安・悩みを有する隊員が多く存在し、そのため退職後の人生設計等を踏まえたき細かい専門的なカウンセリングが必要である。本事業は民間事業者に委託して全国の主な駐屯地等に部外専門家である進路相談員を配置し、再就職に関する各種相談の機会を付与するものであり、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づく防衛大臣の就職の援助(就職援護)の実施に当たり必要不可欠な事業である。</p> <p>2 効率性 受託事業者により日々の業務終了後、作業記録表提出をさせて、受託事業者の業務状況を把握する一方、援護通達において業務委託側である各自衛隊に対し、各四半期終了後及び年度終了後に「進路設計相談員業務実施状況報告」を提出するよう定めており、当該報告を確認・審査することによって執行状況を把握している。また、本事業は平成24年7月20日公共サービス改革基本方針の閣議決定により、平成26年度に公共サービス改革法(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律)の対象事業に定められ、その改善結果を踏まえ(平成29年度から公共サービス改革法の対象外)、引き続き競争性を確保しつつ予算の効率的な執行に努めているところである。</p> <p>3 有効性 毎年度援護希望者のほぼ100%が再就職に至っており、有効性が認められる。</p> <p>4 総合評価 1～3で述べたとおり、本事業は、防衛大臣による就職の援助(就職援護)としての具体的な事業の一つであり、かつ効率性及び有効性も認められることから、就職援護を希望する自衛官の再就職先を円滑に確保するため、今後も重要な事業であると評価されるものである。</p>
	改善の方向性	<p>25年度の契約方式を企画競争から最低価格落札方式による一般競争に変更したことにより約5百万のコスト削減を行うことができた。また、上記の通り26年度からは公共サービス改革法(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律)の対象事業となったこと及び契約期間を複数年度(3年)としたため、26年度の契約額と比較して約2千万円の削減効果があった。29年度から新たに朝霞及び健軍に女性相談員を令和2年度から新たに真駒内に追加配置するなど一部内容の変更(充実)を行ったところであるが、引き続き、進路設計相談員業務実施状況報告等の確認により契約履行状況を把握し、効果的・効率的な予算要求及び予算執行に努める。</p>

**外部有識者の所見**

・外部有識者抽出点検の対象外である

**行政事業レビュー推進チームの所見**

現状通り	<p>・次回の契約にあたっては、前回の一者応札となった要因として昨年度のレビューシートに記載をしていた「手続きに必要な期間の十分な確保」及び「ホームページ等で入札情報を広く周知」について実施をし、競争性の確保に努められたい。</p>
------	--

**所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況**

現状通り	<p>・競争性の確保に努めるとともに、複数の業者が参加しやすい状況となるよう配慮してまいりたい。</p>
------	--

**備考**

**関連する過去のレビューシートの事業番号**

平成22年度	0094	平成23年度	0083	平成24年度	0082	平成25年度	0458
平成26年度	0353	平成27年度	0280	平成28年度	0259	平成29年度	0254
平成30年度	0244						
平成31年度	防衛省 ( 0213 - 00 )						

※令和元年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

防衛省 87百万円
--------------

(一般社会の雇用環境等に精通した部外の専門家に、退職予定隊員に対する就職及び生活設計に関する相談を行わせる)

↓

一般競争入札

A. (一財)自衛隊援護協会 87百万円
-------------------------

(一般社会の雇用環境等に精通した部外の専門家に、退職予定隊員に対する就職及び生活設計に関する相談を行わせる)

**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位: 百万円)

費目・使途 （「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載）	A.自衛隊援護協会			B.			
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
	非常勤職員手当	進路相談事業に従事するものに対する給与・社会保険料等	65				
	進路相談員事務費	進路相談事業に要する事務費(旅費・能力向上のための経費・消耗品等)	8				
	管理費	事務に従事する者の人件費・租税公課等	14				
	計		87	計		0	
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載						チェック	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般財団法人自衛隊援護協会	7011105005315	進路相談部外委託	87	国庫債務負担行為等	-	-	
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		-	-	-	-		-	-	

令和2年度行政事業レビューシート ( 防衛省 )

<b>事業名</b>	安全保障技術研究推進制度			<b>担当部局庁</b>	防衛装備庁		<b>作成責任者</b>			
<b>事業開始年度</b>	平成27年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	技術戦略部技術振興官		技術振興官 森下 政浩			
<b>会計区分</b>	一般会計									
<b>根拠法令 (具体的な 条項も記載)</b>	防衛省設置法第4条第1項第14号			<b>関係する 計画、通知等</b>	平成31年度以降に係る防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定・閣議決定)					
<b>主要政策・施策</b>	科学技術・イノベーション			<b>主要経費</b>	防衛関係					
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究の発掘・育成をする。									
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	本事業は、国内の研究機関等を対象に、防衛装備庁が設定した研究テーマに沿った研究課題を公募し、外部有識者による審査の上、採択された優れた提案に対して研究を委託するものである。									
<b>実施方法</b>	委託・請負									
<b>予算額・ 執行額 (単位:百万円)</b>		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度要求				
	予算 の 状 況	当初予算	2,010	4,750	7,149	8,824	9,274			
		補正予算	▲ 184	▲ 1	▲ 1	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	5	389	-			
		翌年度へ繰越し	-	▲ 5	▲ 389	-	-			
		予備費等	-	-	-	-	-			
		計	1,826	4,744	6,764	9,213	9,274			
	執行額	1,766	4,662	5,920						
	執行率 (%)	97%	98%	88%						
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)	97%	98%	83%						
<b>令和2-3年度 予算内訳 (単位:百万円)</b>	<b>歳出予算目</b>	2年度当初予算	3年度要求	主な増減理由						
	防衛技術研究開発委託費	8,824	9,274	令和3年度要求は令和2年度当初予算と同様であり、増分は令和2年度、令和元年度、平成30年度及び平成29年度の国庫債務負担行為に基づく歳出化経費を計上しているため。						
	-	-	-							
	-	-	-							
	-	-	-							
	計	8,824	9,274							
<b>成果目標及び 成果実績 (アウトカム)</b>	<b>定量的な成果目標</b>	<b>成果指標</b>			<b>単位</b>	平成29年度	30年度	令和元年度	<b>中間目標</b>	<b>目標最終年度</b>
	防衛分野での将来における研究開発に資することが期待できる先進的な民生技術を発掘・育成した件数	成果実績	件	-	11	8	-	-		
		目標値	件	-	9	8	9	-		
		達成度	%	-	122	100	10	-		
<b>根拠として用いた統計・データ名 (出典)</b>	各年度の目標値は年度当初に終了評価を実施する予定の件数。他方で平成30年度の成果実績は、当初より平成30年度に終了評価を実施する予定であった平成27年度採択研究課題件数9件全件、及び、1年前倒して終了評価を実施した平成28年度採択研究課題件数10件のうち2件の合計値。									
<b>活動指標及び 活動実績 (アウトプット)</b>	<b>活動指標</b>		<b>単位</b>	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度 活動見込	3年度 活動見込		
	委託研究の契約件数 (当初見込みは、継続件数及び新規採択予定件数)	活動実績	件	33	42	55	-	-		
		当初見込み	件	37	42	52	67	68		
<b>単位当たり コスト</b>	<b>算出根拠</b>		<b>単位</b>	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度活動見込			
	契約額/契約件数 (ただし、1件当たりのコストは各研究課題内容により異なる。また、契約額及び契約件数は新規及び継続研究課題を対象)	単位当たり コスト	百万円/件	54	111	108	138			
	計算式	x/y		1,766/33	4,662/42	5,920/55	9,213/67			

政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	I-2 我が国自身の防衛体制の強化(防衛力の中心的な構築要素の強化における優先事項)										
	施策	I-2-(3) 技術基盤の強化										
	測定指標	定量的指標			単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標 -年度	目標年度 -年度		
				実績値	-	-	-	-	-	-	-	-
				目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
		定性的指標	目標		目標年度	施策の進捗状況(目標)						
		安全保障技術研究推進制度の活用等を通じ、防衛にも応用可能な先進的な民生技術の積極的な活用		安全保障技術研究推進制度の活用		令和5年度	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>現時点で実績がないため未記載とした。</p>					
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係											
	防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究の発掘・育成をする。											
	新経済・財政再生計画改革工程表 2019	取組事項	分野:	-								
(第一階層) KPI		KPI (第一階層)			単位	計画開始時 -年度	元年度	2年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度		
				成果実績	-	-	-	-	-	-	-	
				目標値	-	-	-	-	-	-	-	
				達成度	%	-	-	-	-	-	-	
(第二階層) KPI		KPI (第二階層)			単位	計画開始時 -年度	元年度	2年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度		
				成果実績	-	-	-	-	-	-	-	
				目標値	-	-	-	-	-	-	-	
				達成度	%	-	-	-	-	-	-	
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係												
-												
<b>事業所管部局による点検・改善</b>												
国費投入の必要性	項目				評価	評価に関する説明						
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。				○	防衛分野での将来における研究開発に資する基礎研究の発掘・育成は、我が国の技術的優越を確保し、防衛力整備を行う重要な事業であり、国の安全、国民の安心に資するものである。						
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。				○	防衛分野での将来における研究開発に資する基礎研究の発掘・育成は、防衛装備品の創製を担う防衛装備庁自らが実施する必要があるため、本事業の実施を民間等に委ねることはできない。						
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。				○	近年の技術革新の急速な進展は、防衛技術と民生技術のボーダレス化をもたらしており、本事業により、防衛技術にも応用可能な先進的な民生技術を積極的に活用する必要がある。						

事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	公募を行い、外部有識者による厳正な審査を行った上で、支出先を決定している。	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無		
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	外部有識者による厳正な審査を行った上で、予定通りの単位当たりコストで事業を実施している。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	外部有識者による厳正な審査を行った上で、予定通りの資金の流れに基づき支出が行われており、合理的である。	
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ「競争的資金における使用ルール等の統一について」に基づき、費目・用途は事業目的に即し真に必要なものに限定されている。	
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-		
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	繰越を行った研究課題は、令和元年度に実施予定であったデータ取得試験の一部について、2019年10月12日から13日にかけて宮城県を通過した台風19号の暴風雨により実験設備が故障したことに伴い、試験を来年度以降に見送らざるを得なくなったものであり、妥当である。		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	安全保障技術研究推進制度においては、委託先が効果的・効率的に研究資金を活用できるように、競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ「競争的資金における使用ルール等の統一について」に基づいて制度を運用している。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	成果実績は、外部有識者により終了評価を受け、成果があったとみなされた研究課題の件数であり、成果目標に見合ったものである。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	本制度への応募を独自システムで実施することも考えられるが、既存の「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」を利用することで、低コストで実施できている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	ほぼ予定通りの研究課題件数であった。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	令和2年度から先進技術推進センターにおいて、本制度等で得られた基礎研究の成果の中から、有望な先進技術を早期に発掘し、技術の成熟度を引き上げることで、迅速かつ柔軟に装備品の研究開発につなげるための「橋渡し研究」を実施しており、成果の活用が検討されている。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	他府省等において、防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究を公募・委託する制度はない。	
	所管府省名	事業番号		事業名
点検・改善結果	点検結果	<p>【1. 必要性】 我が国の高い技術力は、防衛力の基盤であり、安全保障環境が一層厳しさを増す中、安全保障に関わる技術の優位性を維持・向上していくことは、将来にわたって、国民の命と平和な暮らしを守るために不可欠である。本事業は、こうした状況を踏まえ、防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究を公募・委託するものであり、積極的な活用を図る必要がある。</p> <p>【2. 効率性】 本事業では、委託先が効果的・効率的に研究資金を活用できるように、他府省も採用している「競争的資金における使用ルール等の統一について」に基づいて制度を運用している。</p> <p>【3. 有効性】 防衛分野での将来における研究開発に資する基礎研究の発掘・育成は、我が国の技術的優越の確保に資する。</p> <p>【4. 総合評価】 防衛分野での将来の研究開発に資する基礎研究の発掘・育成により、優れた先進技術を効果的・効率的に防衛省の研究開発に応用することは、技術的優越確保のために重要であり、今後の防衛技術基盤の強化を通じて、防衛力の質的水準の向上に資するものと位置付けられる。</p>		
	改善の方向性	本制度については、委託研究終了後に評価を行い、その評価結果を踏まえ、防衛省の研究開発での活用について検討する。		

## 外部有識者の所見

- ・国民の関心が高い事業であることから、研究成果について、1つの例ではなく、国民に理解の得られるように具体的に記載をされたい。
- ・研究課題の終了評価について記載があるが、防衛省の研究開発にどのように活用していくのかを具体的に記載されたい。
- ・本制度で得られた基礎研究の成果から「橋渡し研究」を実施しているとあるが、どれくらいの研究成果が活用されているかを記されたい。
- ・令和元年度は執行率が低下しているがその要因について記載をするとともに適切な予算執行及び予算要求を行われたい。

## 行政事業レビュー推進チームの所見

事業  
一部  
改善  
の

- ・外部有識者の所見を踏まえて、適切に対応されたい。

## 所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

執行  
等  
改善

引き続き、効率的な予算要求及び予算執行に努めるとともに、委託研究の終了評価結果を踏まえ、その後の事業での活用について検討する。  
なお、令和元年度は執行率が低下しているが、令和元年度における大規模研究課題の採択においては、1次募集(8月採択課題決定)では応募数が6件と少なかったが、研究課題の質を下げないために厳正な審査を実施したことから、3件の採択(研究開始11月下旬)に留まった。その後実施した2次募集(12月採択課題決定)では、44件の応募が集まり、5件の研究課題の採択(研究開始3月上旬)につながった。このため、予算の大部分を活用することができたが、2次募集の採択研究課題は、令和元年度中の研究実施期間が実質1ヶ月弱と短くなってしまったため、令和元年度の年割分について、執行率が低下したものである。  
令和2年度は、より多くの優れた応募がなされるといった効果を期待して、公募期間をより長く確保した結果、120件の応募があり、そのうち21件を採択した。本年度は2次募集の予定はなく、高い執行率を確保できると考えられることから、これまで同様の概算要求を実施していく。

## 備考

平成30年度には、平成29年度に終了した11件の研究課題について、令和元年度には、平成30年度に終了した8件の研究課題について、それぞれ終了評価を実施した。

主な研究成果として、「光電子増倍管を用いた適応型水中光無線通信の研究(海洋研究開発機構、平成29年度終了)」においては、実海域では距離120mで20Mbpsを、屋内水槽では距離190mで32kbpsの通信接続を確認しており、本研究の成果を活用した水中光無線通信装置が製品化されている。

また、「海棲生物の高速泳動に倣う水中移動体の高速化バブルコーティング」(国立研究開発法人物質・材料研究機構、平成30年度終了)では、静水および流水中でのバブルの形態をリアルタイムで観察するための先端計測システムを開発することで、バブルコーティングに及ぼす表面形状及び撥水性並びにバブル保持能及び流速の相関を定式化した。当該成果は、米国の学会においても紹介されており、学術分野で高い評価が得られている。

さらに、「極超音速複合サイクルエンジンの概念設計と極超音速推進性能の実験的検証(宇宙航空研究開発機構)」、「海中ワイヤレス電力伝送技術開発(パナソニック株式会社)」、「可搬式超小型バイオマスガス化発電システムの開発(東京工業大学)」(ここまで平成29年度終了)、「吸着能と加水分解反応に対する触媒活性を持つ多孔性ナノ粒子集合体(大阪市立大学)」、「軽量かつ環境低負荷な熱電材料によるフェイルセーフ熱電池の開発(東京理科大学)」(ここまで平成30年度終了)においては、他省庁の制度等で関連する研究が継続しており、研究成果の活用が図られている。

○終了評価を実施した研究課題の研究成果報告書 : <https://www.mod.go.jp/atla/funding/hyouka.html>

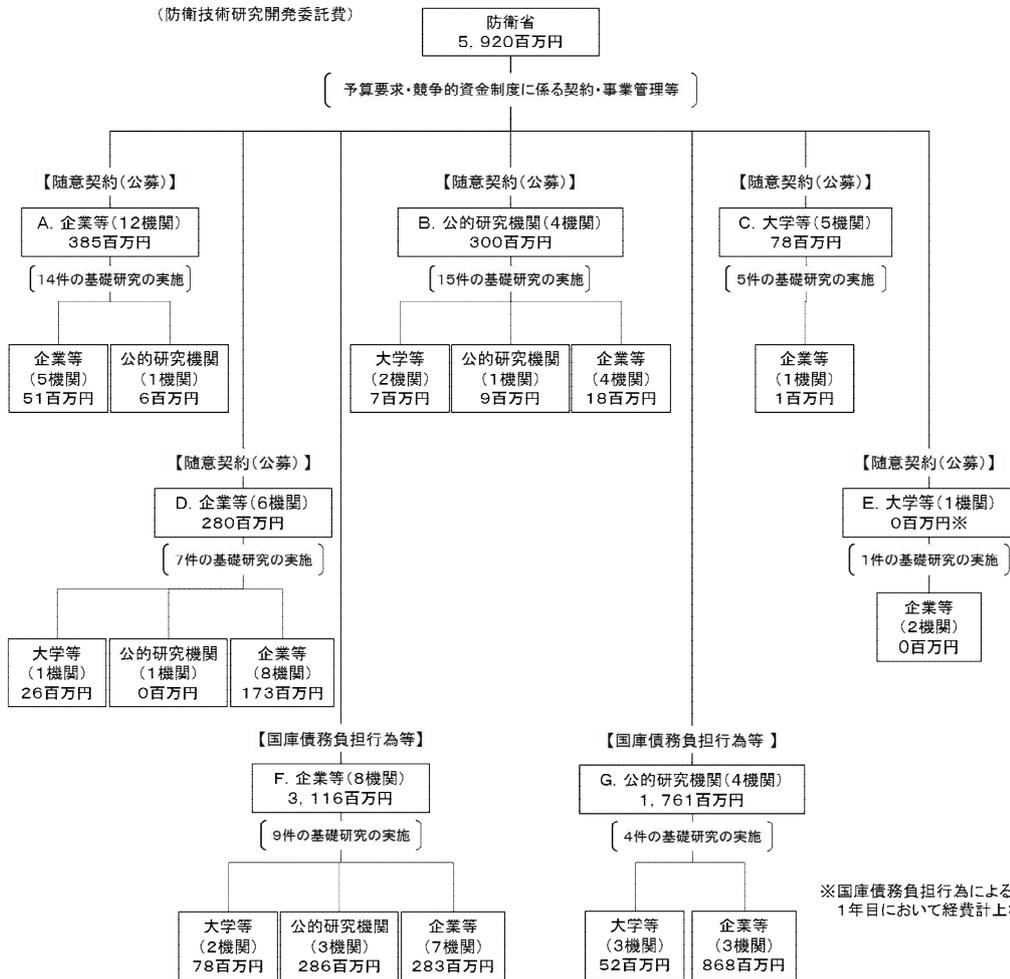
また、防衛省の研究開発における本制度で得られた成果の活用については、本制度は基礎研究を対象としていることから、その成果は直ちに装備品に活用できるものではない。今後、得られた技術的成果の内容や、研究課題ごとに行われた終了評価の結果を踏まえつつ、防衛省として将来の研究開発への活用の可能性について検討することとしている。さらに、本制度等で得られた基礎研究の成果の中から、有望な先進技術を早期に発掘し、技術の成熟度を引き上げることで、迅速かつ柔軟に装備品の研究開発につなげるための「橋渡し研究」にも取り組むこととしている。橋渡し研究は、令和2年度から開始しており、例えば、水中無人機向けの水中光無線通信技術において本制度の成果が活用されている。

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
平成26年度	新27-0023	平成27年度	新27-0030	平成28年度	0325	平成29年度	0324
平成30年度	0313-00						
平成31年度	防衛省 ( 0299 - 00 )						

※令和元年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位: 百万円)



※国庫債務負担行為による契約であるが、1年目において経費計上なし

A.株式会社日立製作所			B.国立研究開発法人物質・材料研究機構		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品費	設備備品費、消耗品費	14.2	物品費	設備備品費、消耗品費	80.6
人件費・謝金	人件費、謝金	29.2	人件費・謝金	人件費、謝金	28
旅費	旅費	0.7	旅費	旅費	3.1
その他	外注費(雑役務費)等	14.6	その他	外注費(雑役務費)等	19
間接経費	研究遂行に関連して必要な経費	17.6	間接経費	研究遂行に関連して必要な経費	39.2
計		76.3	計		169.9
C.公立大学法人大阪			D.エスシーティー株式会社		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品費	設備備品費、消耗品費	18.5	物品費	設備備品費、消耗品費	126.5
人件費・謝金	人件費、謝金	0.5	人件費・謝金	人件費、謝金	12.6
旅費	旅費	0.5	旅費	旅費	1.1
その他	外注費(雑役務費)等	0.5	その他	外注費(雑役務費)等	12.5
間接経費	研究遂行に関連して必要な経費	6	間接経費	研究遂行に関連して必要な経費	45.8
計		26	計		198.5
E.国立大学法人筑波大学			F.富士通株式会社		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品費	設備備品費、消耗品費	0	物品費	設備備品費、消耗品費	542.1
人件費・謝金	人件費、謝金	0	人件費・謝金	人件費、謝金	118.9
旅費	旅費	0	旅費	旅費	3.7
その他	外注費(雑役務費)等	0	その他	外注費(雑役務費)等	94.9
間接経費	研究遂行に関連して必要な経費	0	間接経費	研究遂行に関連して必要な経費	227.9
計		0	計		987.5

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

G.国立研究開発法人理化学研究所			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品費	設備備品費、消耗品費	106.5			
人件費・謝金	人件費、謝金	105			
旅費	旅費	8.6			
その他	外注費(雑役務費)等	406.4			
間接経費	研究遂行に関連して必要な経費	188			
計		814.5	計		0

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載  チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策(支出額10億円以上)
1	一般財団法人ファインセラミックスセンター	1180005014415	超高温遮熱コーティングシステムの開発	39	随意契約(公募)	-	100%	-
2	株式会社トリマティス	9040001030892	1Gbps×100mのBL積を達成する水中光ワイヤレス通信技術の研究	39	随意契約(公募)	-	100%	-
3	株式会社日立製作所	7010001008844	不揮発性高エネルギー密度二次電池の開発	39	随意契約(公募)	-	100%	-
4	三菱重工業株式会社	8010401050387	極少数の人間とAIの協働による課題対処に関する基礎研究	39	随意契約(公募)	-	100%	-
5	株式会社ノベルクリスタルテクノロジー	5030001109246	10kV級酸化ガリウムトレンチMOSFETの研究開発	38.9	随意契約(公募)	-	100%	-
6	超電導センシング技術研究組合	6020005012495	超高感度性能と耐環境性を併せもつ超電導磁気センサの研究	38.6	随意契約(公募)	-	100%	-
7	株式会社日立製作所	7010001008844	MUT型音響メタマテリアルによる音響インピーダンスのアクティブ制御の研究	37.3	随意契約(公募)	-	100%	-
8	パナソニック株式会社	5120001158218	超広帯域透過光学材料・レンズに関する研究開発	32.5	随意契約(公募)	-	100%	-
9	東芝マテリアル株式会社	2020001042186	半導体の捕獲準位に電子を蓄積する個体電池の研究開発	24.3	随意契約(公募)	-	100%	-
10	サイエンスソリューションズ株式会社	1013201002176	給電距離調整機能付複数同時給電可能な電磁誘導を利用した水中及び海中大電力伝送装置に関する課題の分析と解決法	13	随意契約(公募)	-	100%	-

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	国立研究開発法人 物質・材料研究機構	2050005005211	優れた広帯域透光性ナノセラミックスの革新的創製手法	39	随意契約 (公募)	-	100%	-
2	国立研究開発法人 情報通信研究機構	7012405000492	海水の微視的電磁場応答の研究と海底下センシングへの応用	39	随意契約 (公募)	-	100%	-
3	国立研究開発法人 物質・材料研究機構	2050005005211	昆虫の脚の接着機構の基礎研究と移動体への実装	38.9	随意契約 (公募)	-	100%	-
4	国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構	9012405001241	回転爆轟波の詳細構造の解明	36.6	随意契約 (公募)	-	100%	-
5	国立研究開発法人 物質・材料研究機構	2050005005211	超耐環境性高強度酸化物系セラミック複合材料の開発	27.8	随意契約 (公募)	-	100%	-
6	国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構	9012405001241	電気化学的手法によるCFRP接着界面域におけるエポキシ当量測定	17.2	随意契約 (公募)	-	100%	-
7	国立研究開発法人 物質・材料研究機構	2050005005211	トポロジカル磁気センサの感度を増強する新物質創製研究	13	随意契約 (公募)	-	100%	-
8	国立研究開発法人 物質・材料研究機構	2050005005211	酸化物半導体ガスセンサの表面改質に関する基礎研究	13	随意契約 (公募)	-	100%	-
9	国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構	9012405001241	雑音画像中の低輝度移動物体高速自動検出技術の開発	13	随意契約 (公募)	-	100%	-
10	国立研究開発法人 物質・材料研究機構	2050005005211	Ni系耐熱超合金における高付加価値製造プロセスに関する研究	13	随意契約 (公募)	-	100%	-

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公立大学法人大阪	5120005010077	拡張された細孔を持つ配位高分子を利用した有機リン化合物の検出	26	随意契約 (公募)	-	100%	-
2	国立大学法人大分大学	3320005001974	繊細な力触覚提示のための革新的MR流体アクチュエータの開発	13	随意契約 (公募)	-	100%	-
3	学校法人桐蔭学園	8020005002115	UAVを用いた音波照射加振による浅層地中探査技術の基礎研究	13	随意契約 (公募)	-	100%	-
4	国立大学法人山口大学	9250005001134	細胞が持つやわらかい車輪の回転メカニズム解明と移動体への応用	13	随意契約 (公募)	-	100%	-
5	国立大学法人岡山大学	2260005002575	メカニカルストレス負荷システムの開発	12.9	随意契約 (公募)	-	100%	-

## D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	エスシーティー株式会社	1010401137661	結晶設計・格子操作技術による固体レーザーの高速探索と機能開発	198.5	随意契約 (公募)	-	100%	-
2	一般社団法人全国水産技術者協会	4010405007817	沿岸域における海中サウンドスケープ観測システムの開発に関する基礎研究	39.2	随意契約 (公募)	-	100%	-
3	株式会社国際電気通信基礎技術研究所	3130001036705	潜在脳ダイナミクス推定法の開発と精神状態推移の解明と制御	31.9	随意契約 (公募)	-	100%	-
4	東レ株式会社	5010001034867	ナノ構造制御による高透明・赤外反射部材の創出	8.8	随意契約 (公募)	-	100%	-
5	一般財団法人マイクロマシンセンター	3010005016673	量子干渉効果による小型時計用発振器の高安定化の基礎研究	0.7	随意契約 (公募)	-	100%	-
6	株式会社日立製作所	7010001008844	船舶向け軽量不揮発性高エネルギー密度二次電池の開発	0.4	随意契約 (公募)	-	100%	-
7	株式会社日立製作所	7010001008844	高性能SiCパワーデバイスを活用した大電力パルス電源小型化のための研究	0	随意契約 (公募)	-	100%	-

## E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	国立大学法人筑波大学	5050005005266	高強度CNTを母材とした耐衝撃緩和機構の解明と超耐衝撃材の創出	0	随意契約 (公募)	-	100%	-

F

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社IHI	4010601031604	無冷却タービンを成立させる革新的材料技術に関する研究	563.2	国庫債務負担行為等	-	100%	-
2	富士通株式会社	1020001071491	二次元機能性原子薄膜を用いた革新的赤外線センサの研究	541.6	国庫債務負担行為等	-	100%	-
3	株式会社FLOSFIA	5130001046925	超高耐圧α型酸化ガリウムパワー半導体とパルス電源の基礎研究	463.9	国庫債務負担行為等	-	100%	-
4	富士通株式会社	1020001071491	極限量子閉じ込め効果を利用した革新的高出力・高周波デバイス	445.9	国庫債務負担行為等	-	100%	-
5	株式会社超高温材料研究センター	4250001003428	高温の耐環境性に優れた高じん性共晶セラミックス複合材料の創製	418.4	国庫債務負担行為等	-	100%	-
6	株式会社四国総合研究所	7470001001852	共鳴ラマン効果による大気中微量有害物質遠隔計測技術の開発	210.6	国庫債務負担行為等	-	100%	-
7	パナソニック株式会社	5120001158218	海中移動体へ大電力を送る革新的ワイヤレス給電に関する研究	209.8	国庫債務負担行為等	-	100%	-
8	三菱重工株式会社	8010401050387	複合材構造による接着信頼性管理技術の向上に関する研究	182.8	国庫債務負担行為等	-	100%	-
9	三菱電機株式会社	4010001008772	グラフェン等二次元機能性原子薄膜を用いた光検知素子の基礎研究	80	国庫債務負担行為等	-	100%	-

G

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	国立研究開発法人理化学研究所	1030005007111	高速移動物体への遠距離・高強度光伝送のための予測的波面制御の研究	814.5	国庫債務負担行為等	-	100%	-
2	国立研究開発法人海洋研究開発機構	7021005008268	Time Reversalによる長距離MIMO音響通信の研究	395.3	国庫債務負担行為等	-	100%	-
3	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	9012405001241	極超音速飛行に向けた、流体・燃焼の基盤的研究	325.7	国庫債務負担行為等	-	100%	-
4	国立研究開発法人物質・材料研究機構	2050005005211	フォトニック結晶による高ビーム品質中赤外量子カスケードレーザの開発	225.7	国庫債務負担行為等	-	100%	-
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1	D	エスシーティー株式会社	1010401137661	結晶設計・格子操作技術による固体レーザーの高速探索と機能開発	1,956.3	随意契約 (公募)	-	100%	-
2	D	一般財団法人マイクロマシンセンター	3010005016673	量子干渉効果による小型時計用発振器の高安定化の基礎研究	1,849.2	随意契約 (公募)	-	100%	-
3	D	株式会社国際電気通信基礎技術研究所	3130001036705	潜在脳ダイナミクス推定法の開発と精神状態推移の解明と制御	1,431.6	随意契約 (公募)	-	100%	-
4	E	国立大学法人筑波大学	5050005005266	高強度CNTを母材とした耐衝撃緩和機構の解明と超耐衝撃材の創出	1,200.9	随意契約 (公募)	-	100%	-
5	D	一般社団法人全国水産技術者協会	4010405007817	沿岸域における海中サウンドスケープ観測システムの開発に関する基礎研究	11,142.5	随意契約 (公募)	-	100%	-
6	D	株式会社日立製作所	7010001008844	高性能SiCパワーデバイスを活用した大電力パルス電源小型化のための研究	387.7	随意契約 (公募)	-	100%	-
7	D	東レ株式会社	5010001034867	ナノ構造制御による高透明・赤外反射部材の創出	225.8	随意契約 (公募)	-	100%	-
8	D	株式会社日立製作所	7010001008844	船舶向け軽量不揮発性高エネルギー密度二次電池の開発	120.1	随意契約 (公募)	-	100%	-

令和2年度行政事業レビューシート ( 防衛省 )

<b>事業名</b>	障害防止事業			<b>担当部局庁</b>	地方協力局		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始年度</b>	昭和49年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	周辺環境整備課		周辺環境整備課長 池田 真人		
<b>会計区分</b>	一般会計								
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第3条第1項			<b>関係する計画、通知等</b>	平成31年度以降に係る防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定・閣議決定)				
<b>主要政策・施策</b>	-			<b>主要経費</b>	防衛関係				
<b>事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	<p>防衛施設は、我が国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として必要不可欠なものであり、これらは、演習場、飛行場、港湾など用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものである。</p> <p>航空機による頻繁な離着陸や射撃・爆撃、火砲による射撃、戦車の走行などが周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす場合があり、さらにジェット戦闘機等による航空機騒音については、各地で訴訟が提起されている状況である。</p> <p>これらの障害の防止等のため、地方公共団体等が実施する施設の工事に対して国がその費用の全部又は一部を補助することなどによって、関係住民の生活の安定及び福祉の向上が図られることで理解と協力が得られ、ひいては、防衛施設の安定的な使用に寄与する。</p>								
<b>事業概要(5行程度以内。別添可)</b>	<p>自衛隊等の特定の行為により生ずる障害を防止・軽減するため、地方公共団体等が行う河川改修等に対して助成を行うものである。</p> <p>なお、原則補助率10/10により、河川改修(洪水対策)、砂防施設(土砂流出対策)、ため池(用水対策)等の工事について助成を行うものである。</p>								
<b>実施方法</b>	委託・請負、補助								
<b>予算額・執行額(単位:百万円)</b>			平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	9,886	9,938	10,186	10,789	3,847		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	2,126	1,840	1,597	2,714	-		
		翌年度へ繰越し	▲ 1,840	▲ 1,597	▲ 2,714	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	10,172	10,181	9,069	13,503	3,847		
	執行額	10,010	9,938	8,763					
	執行率(%)	98%	98%	97%					
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	101%	100%	86%					
<b>令和2・3年度予算内訳(単位:百万円)</b>	<b>歳出予算目</b>	<b>2年度当初予算</b>	<b>3年度要求</b>	<b>主な増減理由</b>					
	障害防止対策事業費補助金	8,095	3,272	<p>「令和3年度予算の概算要求の具体的な方針について」(令和2年7月21日閣議財務大臣発言要旨)において、「米軍再編関係経費の取扱いについては、予算編成過程で検討する」とされているところである。</p> <p>令和3年度概算要求における米軍再編関係経費のうち地元の負担軽減に資する措置に係る経費については、可能な限り早期に事業を実施することが重要との観点から、予算編成過程における地元や米軍等の調整結果を予算に反映させる必要があるため、事項要求したところである。</p>					
	提供施設等整備費	2,643	565						
	防衛施設安定運用業務庁費	32	6						
	職員旅費	19	4						
	-	-	-						
計	10,789	3,847							
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)</b>	<b>定量的な成果目標</b>	<b>成果指標</b>		<b>単位</b>	平成29年度	30年度	令和元年度	<b>中間目標</b>	<b>目標最終年度</b>
			成果実績	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-	-
<b>根拠として用いた統計・データ名(出典)</b>	-								

		定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と平成29～令和元年度の達成状況・実績						
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	<p>防衛施設の安定的な使用を図るためには、関係住民の理解と協力を得る必要があるが、障害防止事業をどれだけ実施するかについては、個々の対象となる事業が関係自治体等のおかれている様々な事情や防衛施設の運用の態様の変更などを踏まえ、その時々状況に応じて、関係自治体等と緊密に調整しながら決定していく必要があるため、あらかじめ定量的な目標値を設定することは困難である。</p>			<p>(定性的な成果目標) 自衛隊等の行為により生ずる障害を防止等することにより、関係住民の理解と協力を得て、防衛施設の安定的な使用を図る。 (平成29～令和元年度の達成状況・実績) 平成29年度から令和元年度までの間に10件の事業を実施。</p>						
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
		<p>沖縄県内を始め、防衛施設関連市町村からの多様な補助事業の要望に応え、周辺住民に及ぼす障害の防止等に努めることにより、関係住民及び自治体等の理解と協力を得て、防衛施設の安定的な使用に寄与する。 これらの防衛施設を安定的に使用するため、地元要望に対し、採択出来たか否かを目標とする。</p>	<p>要望件数に対する採択件数</p>	実績	件	63	65	64	-	-	
				目標値	件	63	65	64	-	-	
	達成度	%	100	100	100	-	-				
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
		<p>事業実施したことによる障害の防止等の事業効果の発現</p>	<p>事業完了後にアンケートを実施し、事業効果を確認できた件数</p>	実績	件	5	7	-	-	-	
				目標値	件	5	7	-	-	-	
	達成度			%	100	100	-	-	-		
	活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標				単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度活動見込	3年度活動見込
事業実施件数		活動実績	件	84	88	88	-	-			
		当初見込み	件	87	91	89	77	35			
単位当たりコスト	算出根拠				単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度活動見込		
	執行額/事業実施件数	単位当たりコスト	百万円	119	113	99	157				
		計算式	百万円/件	10,010/84	9,938/88	8,708/88	12,120/77				
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	I-4 我が国自身の防衛体制の強化(防衛力を支える要素)									
	施策	I-4(3) 地域コミュニティとの連携									
	測定指標	定量的指標				単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
		-	実績値	-	-	-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-	-	-		
	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)							
	防衛施設とその周辺地域とのより一層の調和	防衛施設周辺対策事業の推進	令和5年度	施策の進捗状況(実績)							
				現段階で実績がないため未記載とした							
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
	<p>防衛施設は、我が国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として必要不可欠なものであり、これらは、演習場、飛行場、港湾など用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものである。 航空機による頻繁な離着陸や射撃・爆撃、火炮による射撃、戦車の走行などが周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす場合があり、さらにジェット戦闘機等による航空機騒音については、各地で訴訟が提起されている状況である。 これらの障害の防止等のため、地方公共団体等が実施する施設の工事に対して国がその費用の全部又は一部を補助することなどによって、関係住民の生活の安定及び福祉の向上が図られることで理解と協力が得られ、ひいては、防衛施設の安定的な使用に寄与する。</p>										

新 経 済 ・ 財 政 再 生 計 画 改 革 工 程 表  2 0 1 9	取 組 事 項  ( 第 一 階 層 ) K P I	分野:	-	-						
		KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	元年度	2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
		成果実績	-	-	-	-	-	-		
	目標値	-	-	-	-	-	-			
	達成度	%	-	-	-	-	-			
	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	元年度	2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
	成果実績	-	-	-	-	-	-			
	目標値	-	-	-	-	-	-			
	達成度	%	-	-	-	-	-			

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国 費 投 入 の 必 要 性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	本事業は、補助事業者(地方公共団体等)等が住民のニーズを踏まえ、防衛施設周辺障害防止事業補助金交付要綱等に基づき申請し、事業を実施していることから、国民や社会のニーズを的確に反映している。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業は、防衛という国民の利益のために特定の地域の住民が受けている不利益を公平の観点からは是正する、いわば補償的な性格を有するものであり、国の責務として国自ら行うものである。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	本事業は、自衛隊等の行為により生ずる障害を防止等するため、地方公共団体等が実施する河川改修等に対して国がその費用の全部又は一部を補助することなどによって、関係住民の生活の安定及び福祉の向上が図られることで防衛行政に対する理解と協力が得られるため、必要かつ適切な事業である。
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	本事業において、補助事業者等の契約については、地方自治法等に基づき実施しており、補助事業者等が行った契約については、実績報告時に把握している。 なお、障害防止事業に係る調査業務等については、一般競争入札を行い、競争性を確保しているため、支出先の選定は妥当である。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき助成を行うなどしており、その個々の対象となる事業の帰責割合に応じて、適正に定めていることから、受益者との負担関係は妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	防衛施設周辺障害防止事業補助金交付要綱等に基づく補助事業者からの交付申請等については、地方公共団体等が設計、積算基準(国交省及び都道府県単価)により、必要な経費を算定しているため、コスト等の水準は妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	防衛施設周辺障害防止事業補助金交付要綱等に基づき、補助事業者からの交付申請書の提出を受け、補助金適正化法に基づき、事業の目的や効果、経済性を含め事業の内容の審査を行い、交付決定をしており、補助事業者等から事業完了後に提出される実績報告書に基づき、必要に応じ事業現場等の確認を行い、事業に使用された経費を審査した上で確定している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	補助事業者等において入札を行った結果の入札残等、やむを得ない事情によるものである。
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	用地買収に係る地権者との調整に不測の日数を要した等、やむを得ない事情によるものである。
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	本事業において、水路の改修工事等については、既存施設を有効活用しつつ長寿命化が図れる事業を実施しており、コスト削減や効率化に向けた工夫が行われている。	
事 業 の 有 効 性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	-
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	本事業の実施に当たっては、補助事業者等が設計の段階で他の手段・方法等について比較検討し、効果的あるいは低コストでの実施に努めており、交付申請時などに確認している。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	補助事業者等の都合により多少の差はあるものの、概ね見合ったものである。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	平成30年度完了の補助事業について、関係住民にアンケートを行い、おおむね事業効果があったという結果が得られるとともに、十分に活用されていることが確認できた。

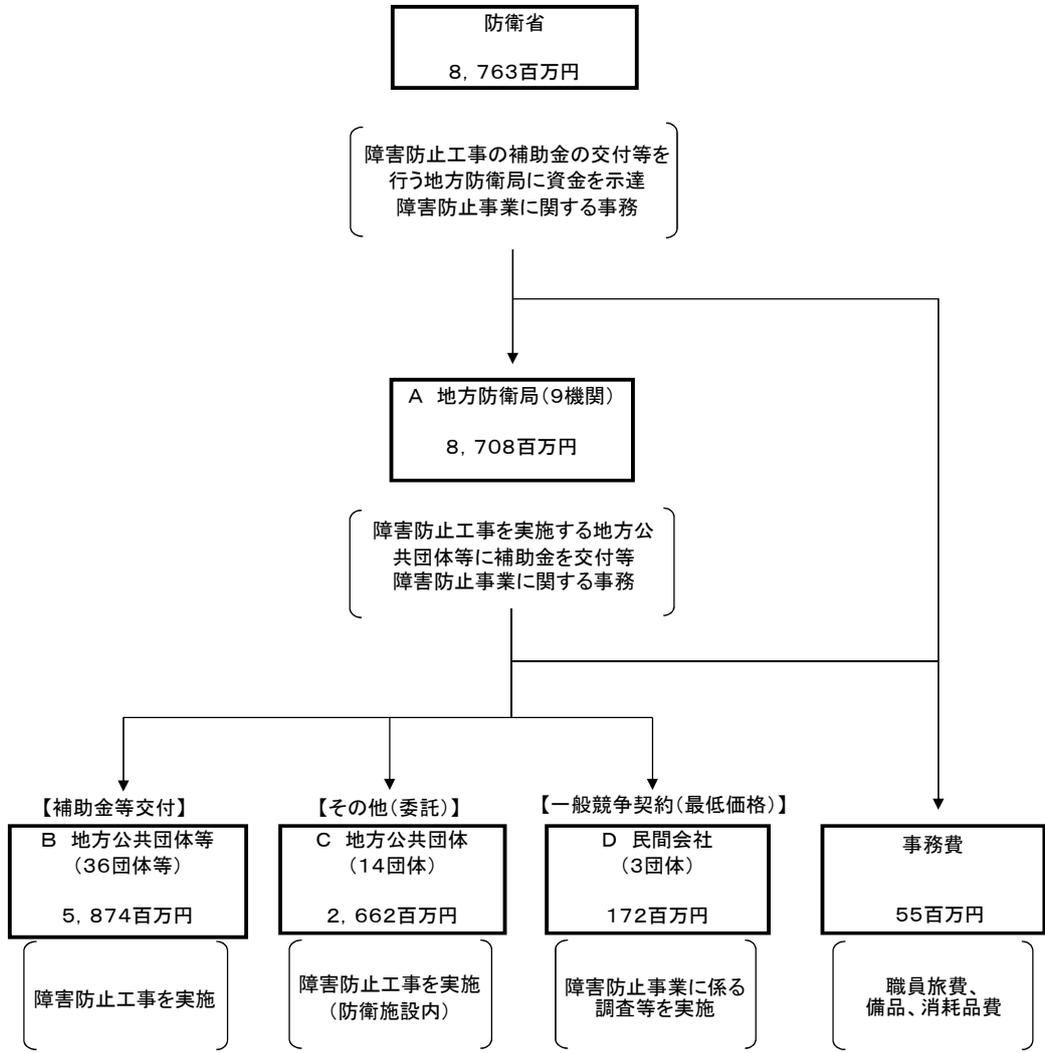
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	障害防止事業は、防衛省が原因者たる立場から、自衛隊等の行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するための措置であり、国土交通省水管理・国土保全局及び農林水産省農村振興局において実施している事業とは、補助目的が異なる。
	所管府省名	事業番号	事業名	
	国土交通省		河川改修事業	
	農林水産省		農山漁村地域整備交付金	
	防衛省	0311 - 00	防衛施設周辺整備統合事業	
点検・改善結果	点検結果	<p>1. 必要性 障害防止事業については、自衛隊等の行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、地方公共団体等が必要な工事を行うときに、国が障害の原因者たる立場において助成するものである。 これにより、防衛施設を安定的に使用できることから、防衛省が実施することが適切である。</p> <p>2. 効率性 障害防止事業の実施に際しては、防衛施設周辺障害防止事業補助金交付要綱等に基づき、補助事業者からの交付申請書等の提出を受け、補助金適正化法に基づき、事業の目的や効果、経済性を含め事業の内容の審査を行い、交付決定をしており、補助事業者等から事業完了後に提出される実績報告書に基づき、必要に応じ事業現場等の確認を行い、事業に使用された経費を審査した上で確定している。 また、国が直接行う必要がある事業も含め、競争性を確保するため入札を行うなど経費の抑制にも努めている。</p> <p>3. 有効性 障害防止事業を実施することにより、防衛施設の周辺住民が被っている障害が防止等され、関係住民の生活の安定及び福祉の向上が図られることで理解と協力を得られた。 なお、事業完了後にアンケートを行い、おおむね事業効果があったという結果が得られるとともに、十分に活用されていることが確認できた。</p> <p>4. 総合評価 障害の防止等のため、地方公共団体等が実施する施設の工事に対して国がその費用の全部又は一部を補助することなどによって、関係住民の生活の安定及び福祉の向上が図られることで理解と協力が得られ、ひいては、防衛施設の安定的な使用に寄与している。</p>		
	改善の方向性	<p>障害防止事業の実施に際しては、障害の状況、その原因を客観的、定量的に把握し必要性の精査等を実施して、効率的な予算執行及び予算要求に取り組んでいるところであり、引き続き、事業期間の短縮化及びコスト低減等に取り組むとともに、防衛施設の周辺住民の理解と協力を得るため、事業の完了後、関係住民及び自治体へのアンケートを通じて事業効果及び意見の聴取を行い、事業効果の更なる向上に努める。</p>		
<b>外部有識者の所見</b>				
・外部有識者抽出点検の対象外である				
<b>行政事業レビュー推進チームの所見</b>				
現状通り	<p>・毎年度繰越を発生させているところ、用地買収に係る地権者との調整の困難性は理解できるが、関係住民の生活の安定及び福祉の向上への影響もあることから、引き続き、事業管理を適切に進めてほしい。 ・地方自治体(補助事業者)が発注する施設工事等に対して、引き続き、競争性の確保やコスト低減に係る取り組みを推進することにより、費用対効果の高い事業となるよう努められたい。</p>			
<b>所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況</b>				
現状通り	<p>・事業の実施については事業管理を適切に進めるとともに、引き続き、競争性の確保やコスト低減に係る取り組みの推進に努める。</p>			
<b>備考</b>				
<p>【公開プロセス】年度:平成22年度 / レビューシート番号:0016(障害防止事業) / 結果:一部改善 とりまとめコメント:障害の状況、その原因を客観的・定量的に把握して必要性を精査すべき。精査のプロセスを検証できるように明確化するべき。 再改修が生じないよう、工事水準のレベルを見直すべき。工事を長期的に継続させるのではなく、一定の期間内に執行できるように仕組みを見直すべき。</p> <p>対応状況:①事業採択に当たり、補助の必要性の精査について新規事業: 新規事業の採択に当たっては、「障害防止工事の助成の検証実施要領について(通達)」(19.8)に基づき、 ・障害の状況及び防衛施設との因果関係を定量的に把握する等、検証を行い必要性を精査。 継続事業: 継続事業については、被害状況との関係、費用対効果及び工事の効率性の観点から点検を行い、必要に応じ見直し。 ②工事水準のレベルについて 事業審査に当たっては、事業者である地方公共団体等が国土交通省等が定める技術基準等に基づき計画等を行っているか、引き続き適切に確認。 ③長期間に亘る工事の取扱いについて ・全体計画期間が長期間に亘る事業については、補助事業者と見直しの調整を図り、短縮化を図る。 ・用水路等の改修工事に当たり、既存施設を有効活用しつつ、長寿命化が図れる(ライニング等)事業については、補助事業者の意向を確認の上、事業期間の短縮化及びコスト低減を図る。</p> <p>【行政事業レビューシート抽出点検】年度:平成24年度 / レビューシート番号:0014(障害防止事業) コメント:平成22年度公開プロセスにおける指摘事項については、積極的に取り組まれている。引き続き、障害の状況、その原因を客観的、定量的に把握し、必要性の精査等を行い、効率的な予算要求及び予算執行に努める。長期にわたる事業については、補助事業者と見直しの調整を行うなどにより、できる限り事業期間の短縮化に努める。用水路等の改修工事など、既存施設の有効利用による長寿命化が図れる事業については、事業期間の短縮化及びコスト低減の効果が図れることから、積極的に導入について検討を行う。</p> <p>【外部有識者点検】年度:平成28年度 / レビューシート番号:0332(障害防止事業) コメント:外部の第三者に委託するなど、アンケートの内容や実施方法については見直しが必要。自治体の要求を厳しく審査する体制が必要。 目的・成果目標・指標の関連付けが弱い。事業内容も予防よりも現状回復のみを目的としているように誤解される表現となっている。 レビューシートの記載について修正すべき。</p> <p>対応状況:①アンケートの質問項目や実施方法を見直し、より適切に事業効果の確認が出来るよう改善。 ②新規事業の採択に当たっての検証のほか、継続事業についても、「障害防止工事の助成の検証実施要領について(通達)」(29.4)に基づき、障害の状況及び防衛施設との因果関係をあらためて確認するとともに、事業効果の発現状況、コスト削減等の検討状況を定期的に把握する等、再検証を行い必要性を精査。</p>				

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	0016	平成23年度	0014	平成24年度	0014	平成25年度	0469
平成26年度	0371	平成27年度	0332	平成28年度	0332	平成29年度	0340
平成30年度	0349						
平成31年度	防衛省 ( 0333 - 00 )						

※令和元年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

**資金の流れ**  
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
 (単位: 百万円)



費目・用途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と用途 の双方で実情が 分かるように記 載)	A.南関東防衛局			B.大分県		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	補助金	障害防止施設の整備	1,256	補助金	障害防止施設の整備	983
	工事費	障害防止施設の整備	2,276			
	計		3,532	計		983
	C.静岡県			D.(株)下田組		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)	
工事費	障害防止施設の整備	1,904	工事費	障害防止施設の整備	163	
計		1,904	計		163	
費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載					チェック	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	南関東防衛局	9000012120001	障害防止施設の整備。 事案件数 29件	3,532	その他	-	--	
2	北海道防衛局	9000012120001	障害防止施設の整備。 事案件数 16件	1,203	その他	-	--	
3	東北防衛局	9000012120001	障害防止施設の整備。 事案件数 6件	1,199	その他	-	--	
4	九州防衛局	9000012120001	障害防止施設の整備。 事案件数 10件	1,113	その他	-	--	
5	沖縄防衛局	9000012120001	障害防止施設の整備。 事案件数 6件	783	その他	-	--	
6	中国四国防衛局	9000012120001	障害防止施設の整備。 事案件数 10件	452	その他	-	--	
7	近畿中部防衛局	9000012120001	障害防止施設の整備。 事案件数 7件	267	その他	-	--	
8	北関東防衛局	9000012120001	障害防止施設の整備。 事案件数 3件	154	その他	-	--	
9	東海防衛支局	9000012120001	障害防止施設の整備。 事案件数 1件	4	その他	-	--	



令和2年度行政事業レビューシート ( 防衛省 )

<b>事業名</b>	主機等オーバーホール			<b>担当部局庁</b>	防衛装備庁	<b>作成責任者</b>			
<b>事業開始年度</b>	平成3年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	事業監理官(艦船担当)	事業監理官 萩原 祐史			
<b>会計区分</b>	一般会計								
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	船舶の造修等に関する訓令 第2条2項 (昭和32年防衛庁訓令第43号)			<b>関係する計画、通知等</b>	平成31年度以降に係る防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定)				
<b>主要政策・施策</b>	海洋政策			<b>主要経費</b>	防衛関係				
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	主機等(推進用及び発電用原動機)は、艦艇の航行に直接的に関わる最も重要な装備品の一つであり、高い信頼性が要求されることから、主機等ごとに信頼性を保証できる累計運転時間を定めている。 当該時間にわたり使用され信頼性が低下した主機等について、効率的かつ経済的な措置により、再度、信頼性を向上させるため、本事業を実施する。								
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	規定の累計運転時間に達し艦艇から陸揚げした主機等について、本事業で艦船補給処等が主機等の製造会社等と役務契約を結び、オーバーホール(開放検査及び必要な部品交換等)により信頼性を向上させた後、海上自衛隊に納入する。 なお、納入された主機等は、他の艦艇の累計運転時間により信頼性が低下した主機等と交換して継続使用する。								
<b>実施方法</b>	直接実施								
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度要求		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	496	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	▲ 496	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	4,663	6,985	6,525	9,943	11,082		
	執行額	5,158	4,919	4,572	-	-			
	執行率(%)	111%	70%	70%	-	-			
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	111%	70%	65%	-	-			
	<b>令和2-3年度予算内訳</b> (単位:百万円)	<b>歳出予算目</b>	<b>2年度当初予算</b>	<b>3年度要求</b>	<b>主な増減理由</b>				
艦船修理費		9,447	11,082	事業態勢等に変更はないものの、オーバーホールの対象となるエンジンの機種や台数が年度によって異なるため、3年度要求においては、金額が増となった。 30年度、令和元年度はエンジンの使用時数減少に伴うオーバーホール計画の変更により、整備台数が減少したため、執行率が低下した。					
-		-	-						
-		-	-						
-		-	-						
計		9,447	11,082						
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	<b>定量的な成果目標</b>	<b>成果指標</b>		<b>単位</b>	平成29年度	30年度	令和元年度	<b>中間目標</b>	<b>目標最終年度</b>
	主機等についてオーバーホールを実施することにより、艦艇の可動率向上に寄与することができる態勢の維持	ガスタービン搭載艦艇数	成果実績	機	66	67	68	-	-
			目標値	機	66	67	68	69	-
			達成度	%	100	100	100	-	-
<b>根拠として用いた統計・データ名</b> (出典)	中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定)								

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度 活動見込	3年度 活動見込	
	活動実績								
オーバーホールを実施した主機等の整備台数	活動実績	台		106	113	75	-	-	
	当初見込み	台		88	125	82	93	136	
単位当たり コスト	算出根拠		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度活動見込		
	事業経費(百万円)(X)/整備台数(台)(Y)(百万円)	単位当たり コスト					百万円/台	49	44
			計算式	X/Y	5,158/106	4919/113	4572/75	9942/93	
政策評価 政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	I-1 我が国自身の防衛体制の強化(領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項)							
	施策	I-1-(2) 従来の領域における能力の強化							
	測定指標	定量的指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標	目標年度
								-	-
				実績値	-	-	-	-	-
				目標値	-	-	-	-	-
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)				
		海空領域における能力の強化	その他の装備品等(延命処置・機能向上を含む。)	令和5年度	-				
					施策の進捗状況(実績)				
					現段階で実績がないため未記載とした。				
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
主機等(推進用及び発電用原動機)は、艦艇の航行に直接的に関わる最も重要な装備品の一つであり、高い信頼性が要求されることから、主機等ごとに信頼性を保証できる累計運転時間を定めている。 当該時間にわたり使用され信頼性が低下した主機等について、効率的かつ経済的な措置により、再度、信頼性を向上させるため、本事業を実施する。									
新経済・財政再生計画改革工程表 2019	取組事項	分野:	-						
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時	元年度	2年度	中間目標	目標最終年度
					-	-	-	-	-
		成果実績		-	-	-	-	-	
		目標値		-	-	-	-	-	
		達成度	%	-	-	-	-	-	
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時	元年度	2年度	中間目標	目標最終年度
					-	-	-	-	-
		成果実績		-	-	-	-	-	
		目標値		-	-	-	-	-	
	達成度	%	-	-	-	-	-		
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係									
-									

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	搭載している護衛艦等の主機等の信頼性を確保するためには、規定の運転時間に達した主機等のオーバーホールを実施して護衛艦等を適切に運用する必要があり、護衛艦等を運用できるのは海上自衛隊であるため、防衛省が実施すべき事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	主機のオーバーホール計画は護衛艦等の運用に密接に関わるため、民間等に委ねることはできない。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	護衛艦等の可動率確保のため必要な事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	公募による競争性確保に努めている。一者応札となった契約は、ライセンスを有する国内企業が一社であるため。	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無		
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	計画に基づき所要のオーバーホールを実施している。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-	
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	規定の運転時間に達した主機等をオーバーホールすることによって再度活用することにより、新たな主機を購入することなく、効率的かつ経済的に整備を実施している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	契約相手方都合の納期遅延による繰越である。	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	契約相手方であるIHIの民間航空機整備不適切事案の影響により、社内整備体制が見直された結果、社内検査員の不足及び大幅な作業手順書の見直し等がなされ、これら要因による整備計画の遅延から、ガスタービン主機の年度内納入が困難となったため。		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	技術的検討に基づく、主機等の整備間隔の延伸等を段階的に実施し、コスト縮減について検討している。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	毎年計画数量のオーバーホールを実施している。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	オーバーホール後の主機等は遅滞なく護衛艦等に搭載され、運用されている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績は見込み通りである。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	海上自衛隊の活動に活用されている。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-	
	所管府省名	事業番号		事業名
点検・改善結果	点検結果	1 必要性 海上自衛隊が保有する艦船の可動率を確保するための事業であり、防衛省が実施することが適切である。 2 効率性 調達品目及び数量については、信頼性を補償できる累計運転時間の延伸により数量削減に努める等、効率的な取得のために必要な検討を実施している。 3 有効性 主機等のオーバーホールにより艦船の可動率を確保し、各種事態等への対処能力を維持することが可能となる。		
	改善の方向性	修理間隔延伸の範囲拡大のため、現在試行的にM1A-35型ガスタービン機関の技術調査(データ収集、分析)を実施しているところである。 M1A-35型ガスタービン機関の技術調査は令和6年1月終了予定であり、以後、501-K34型(エアアシスト型)、LM2500IEC型ガスタービン機関も修理間隔延伸に向けて検討中である。 今後、成果を反映し、ライフサイクルコストの低減に努め、より効率的かつ経済的な事業に努めていく。		

**外部有識者の所見**

- ・平成30年度において執行率の低下がみられるが、その要因分析を行い、その結果をレビューシートに記載するとともに、その結果を踏まえて、適切な予算計上及び予算執行に努められたい。
- ・元年度に実施している内容がどのような契約形態であり、仮に一者応札、随意契約であった場合はその要因分析と対策を記載すべき。
- ・改善の方向性の修理間隔延伸の範囲拡大の調査をいつまでに終わるのか詳細に記載をすべき。

**行政事業レビュー推進チームの所見**

一部  
の  
改善  
内容

- ・外部有識者の所見を踏まえて、適切に対応されたい。

**所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況**

執行  
等  
改善

- ・平成30年度の執行率低下の要因をレビューシートの増減理由欄に記載した。エンジンの使用時数減少に伴うオーバーホール計画の見直しにより、整備台数が減少したことが主な要因である。今後の要求においては、最新の運転時数、運用計画等を踏まえてオーバーホール計画を精査し、適切な予算計上及び予算執行に努める。
- ・契約形態は公募随意契約であり、ガスタービンのオーバーホールを実施するには、製造メーカーからの整備ライセンス取得が必要であることが主な要因である。引き続き、競争性確保のため、他の整備会社への働きかけ等の努力を継続する。
- ・修理間隔延伸のためのM1A-35型ガスタービン機関の技術調査は、令和6年1月終了予定である。今後、技術調査の結果を反映し、より効率的かつ経済的な事業の執行に努める。

**備考**

【公開プロセス実施年度】平成22年度

【レビューシート番号】No. 0013

【事業名】主機等オーバーホール

【結果】一部改善

【取りまとめコメント】

○特定の企業と長期・継続的な契約を結ばざるを得ないのであれば、原価構成を受注者が開示することを通じて国民の信頼性を高めるべき。

○修理間隔の延長の範囲を更に拡大するべき。

○さらなるIRANの対象となる数の低減を図るべき。

【対応状況】

○平成22年度行政事業レビュー公開プロセスについて指摘のあった点について、所見を踏まえ、改善に取り組んでいるところ。

特に修理間隔の延伸については、継続的に検討を行い範囲の拡大を実施中

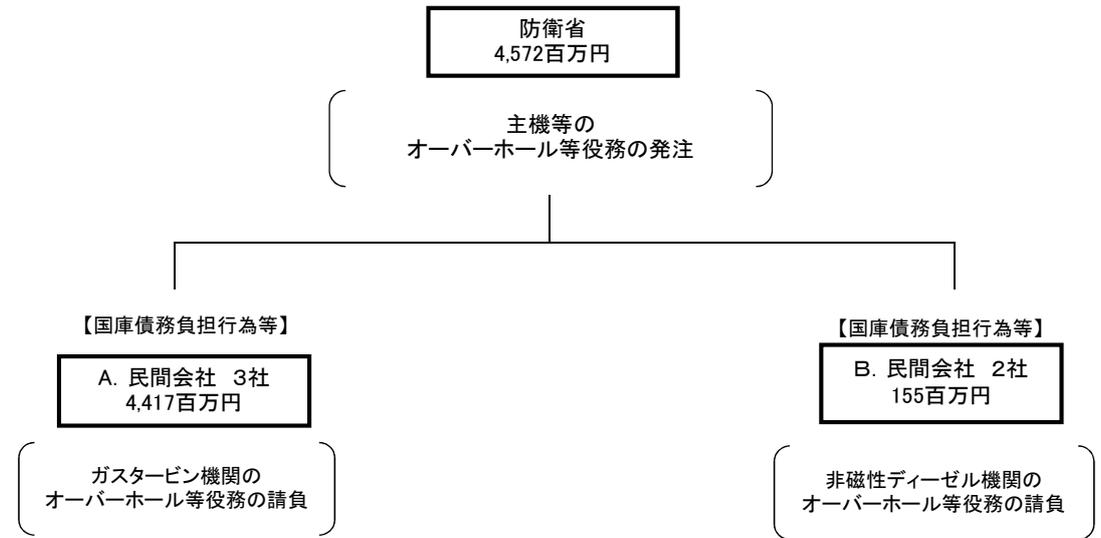
○IRAN(航空機定期修理)については、22年度、本事業と同時に公開プロセスにて説明した項目へのコメントであり、本事業は対象外

**関連する過去のレビューシートの事業番号**

平成22年度	0013	平成23年度	0011	平成24年度	0013	平成25年度	0148
平成26年度	0119	平成27年度	0088	平成28年度	0004	平成29年度	0003
平成30年度	0003						
平成31年度	防衛省 ( 0002 - 00 )						

※令和元年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位：百万円)





令和2年度行政事業レビューシート ( 防衛省 )

<b>事業名</b>	施設車両整備費			<b>担当部局庁</b>	防衛装備庁プロジェクト管理部			<b>作成責任者</b>	
<b>事業開始年度</b>	平成17年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	事業監理官(情報・武器・車両)			事業監理官 奥山 剛	
<b>会計区分</b>	一般会計								
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	防衛省設置法第四条第一項第十三号			<b>関係する計画、通知等</b>	平成31年度以降に係る防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定・閣議決定)				
<b>主要政策・施策</b>	国土強靱化施策			<b>主要経費</b>	防衛関係				
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	航空自衛隊の任務を支障なく遂行するため、保有する除雪車や工事用車両等を適正に維持する								
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	航空自衛隊が保有する施設車両の整備(定期検査及び故障等修理)の実施に必要な部品及び役務を調達する。								
<b>実施方法</b>	直接実施								
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度要求		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	468	325	298	496	298		
	執行額	467	310	288					
	執行率(%)	100%	95%	97%					
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	100%	95%	97%					
	<b>令和2-3年度予算内訳</b> (単位:百万円)	<b>歳出予算目</b>	<b>2年度当初予算</b>	<b>3年度要求</b>	<b>主な増減理由</b>				
諸器材等維持費		496	298	取得数量の差である。 「新しい日本のための優先課題推進枠」 298					
-		-	-						
-		-	-						
-		-	-						
計		496	298						
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	<b>定量的な成果目標</b>	<b>成果指標</b>		<b>単位</b>	平成29年度	30年度	令和元年度	<b>中間目標</b> 2年度	<b>目標最終年度</b> -年度
	保有する施設車両において、運用中に車体構造に起因する重大な不具合が発生しないこと	定期検査を実施した施設車両のうち、次期定期検査までの間に車体構造に起因する重大な不具合が発生しなかった施設車両の台数	成果実績	基地数	474	471	474	-	-
			目標値	基地数	474	474	474	496	-
			達成度	%	100	99.4	100	-	-
<b>根拠として用いた統計・データ名</b> (出典)	当該年度の車両整備記録、装備品等不具合報告、物品亡失損傷報告及び事故報告								
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載</b>								チェック	
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	<b>活動指標</b>		<b>単位</b>	平成29年度	30年度	令和元年度	<b>2年度</b> 活動見込	<b>3年度</b> 活動見込	
	施設車両の適切な維持のための基地整備における定期検査の実施	活動実績	件	1,132	1,132	1,132	-	-	
		当初見込み	件	1,132	1,132	1,132	1,132	1,132	
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	<b>活動指標</b>		<b>単位</b>	平成29年度	30年度	令和元年度	<b>2年度</b> 活動見込	<b>3年度</b> 活動見込	
	施設車両の適切な維持のための補給処整備(外注)における計画整備の実施	活動実績	件	12	7	20	-	-	
		当初見込み	件	19	7	4	15	7	

単位当たり コスト	算出根拠		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度活動見込	
	総額(X)／総整備実施数	単位当たり コスト					百万円/両	0.4
		計算式	X/Y	467/1,144	310/1,139	288/1152	496/1147	
<b>政策</b>	I-1 我が国自身の防衛体制の強化(領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項)							
<b>施策</b>	I-1-1(1) 宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力の獲得・強化							
<b>測定指標</b>	定量的指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標	目標年度
							実績値	-
			目標値	-	-	-	-	-
	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)				
	宇宙領域における能力の獲得・強化	その他の装備品(延命措置・機能向上を含む。)	令和5年度	-				
				施策の進捗状況(実績)				
			現段階で実績がないため未記載とした。					
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
航空自衛隊の任務を支障なく遂行するため、保有する除雪車や工事用車両等を適正に維持する。								
<b>政策</b>	I-1 我が国自身の防衛体制の強化(領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項)							
<b>施策</b>	I-1-1(2) 従来の領域における能力の強化							
<b>測定指標</b>	定量的指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標	目標年度
							実績値	-
			目標値	-	-	-	-	-
	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)				
	海空領域における能力の強化	その他の装備品(延命措置・機能向上を含む。)	令和5年度	-				
				施策の進捗状況(実績)				
			現段階で実績がないため未記載とした。					

本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
航空自衛隊の任務を支障なく遂行するため、保有する除雪車や工事用車両等を適正に維持する。									
政策	I-2 我が国自身の防衛体制の強化(防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項)								
施策	I-2-(6) 情報機能の強化								
測定指標	定量的指標			単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
			実績値	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					
	各種情報に関する情報収集施設等の維持・整備	関連装備品等の維持・整備(延命処置・機能向上を含む)	令和5年度	ー 施策の進捗状況(実績) 現段階で実績がないため未記載とした。					
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
航空自衛隊の任務を支障なく遂行するため、保有する除雪車や工事用車両等を適正に維持する。									
政策	I-3 我が国自身の防衛体制の強化(大規模災害等への対応)								
施策	I-3-(1) 大規模災害等への対応								
測定指標	定量的指標			単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
			実績値	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					
	各種災害に対して万全を期すための取組み	その他の装備品等(延命処置・機能向上を含む。)	令和5年度	ー 施策の進捗状況(実績) 現段階で実績がないため未記載とした。					

本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
航空自衛隊の任務を支障なく遂行するため、保有する除雪車や工事用車両等を適正に維持する。										
新 経 済 ・ 財 政 再 生 計 画 改 革 工 程 表  2 0 1 9	取組事項	分野:	-	-						
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時 - 年度	元年度	2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
		成果実績	-	-	-	-	-	-	-	-
		目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
	達成度	%	-	-	-	-	-	-	-	
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)			単位	計画開始時 - 年度	元年度	2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
		成果実績	-	-	-	-	-	-	-	-
		目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
	達成度	%	-	-	-	-	-	-	-	
	事業所管部局による点検・改善									
	項 目				評 価	評価に関する説明				
国 費 投 入 の 必 要 性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。				○	本事業は、航空自衛隊において各種事態への即応・実効的対処能力を向上させ、ひいては日本の安全保障に寄与するものであり、国民や社会のニーズを的確に反映している。				
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。				○	本事業は、航空自衛隊において各種事態への即応・実効的対処能力を向上させ、ひいては日本の安全保障に寄与するものであり、地方自治体、民間等に委ねることはできない。				
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。				○	本事業は、航空自衛隊において各種事態への即応・実効的対処能力を向上させ、ひいては日本の安全保障に寄与するものであり、優先度が高いものである。				
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。				○	調達に際しては、原則として公募により参加者を募り競争性を確保しているため、妥当である。				
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。				有					
	競争性のない随意契約となったものはないか。				有					
	受益者との負担関係は妥当であるか。				○	契約相手方に対して契約内容以外の要求を行っていないため、負担関係は妥当である。				
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。				○	公募により参加者を募り競争性を確保しており、単位当たりコスト等の水準は妥当である。				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。				-	-				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。				○	施設車両の安全性、信頼性及び操作性の向上のために必要な改善・改造を行うための費目・使途となっており、事業目的に即した真に必要なものに限定されている。				
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)				-	-				
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)				-	-					
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。				○	コスト削減・効率化に向けた取組として、民生品活用による経費削減を行っている。					
事 業 の 有 効 性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。				○	装備品等の安全性、信頼性及び操作性の向上が図られており、成果目標に見合っている。				
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。				-	-				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。				○	活動実績は見込みに見合ったものである。				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。				○	改善・改造が行われた装備品は部隊で十分に活用されている。				

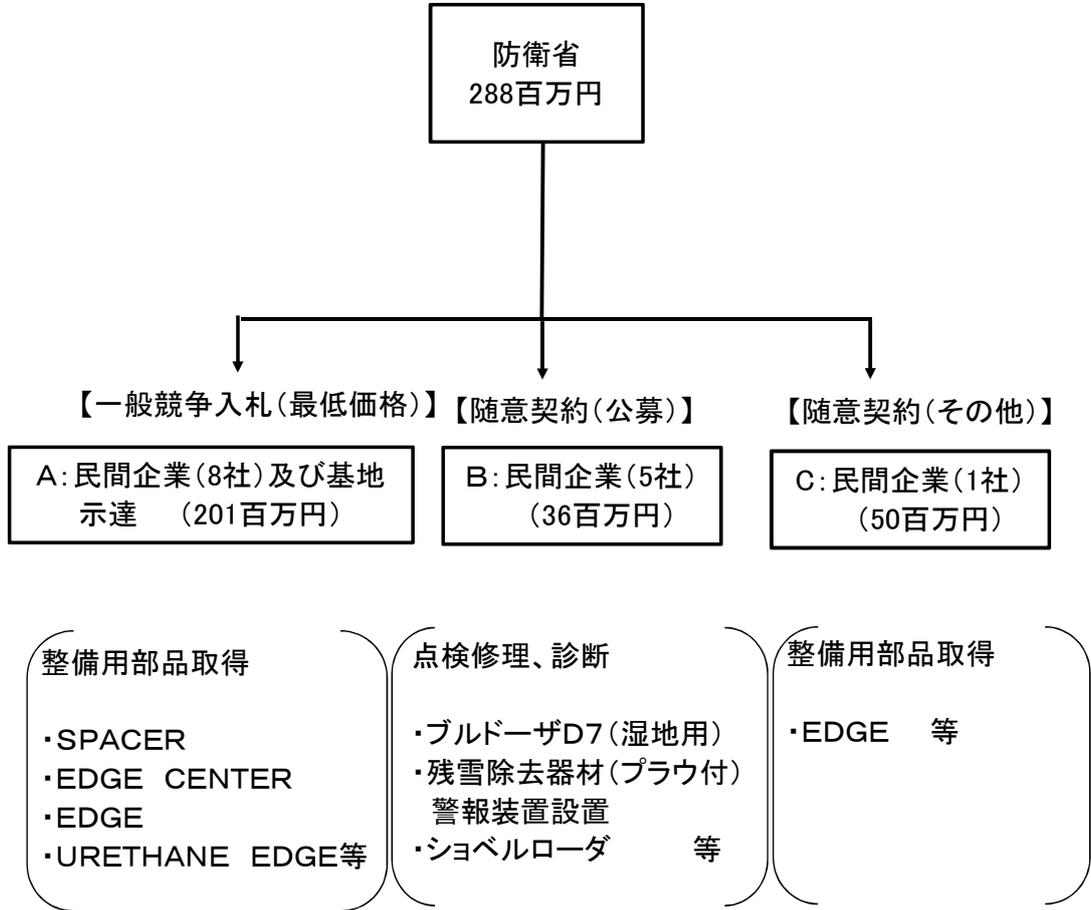
<b>関連事業</b>	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		
	所管府省名	事業番号	事業名
<b>点検・改善結果</b>	点検結果	1 必要性 装備品の安全性、信頼性及び操用性を確保するものとして、本事業は必要である。 2 効率性 一般競争入札、公募等により競争性の確保に努めており、契約実績等の分析をし、コストの低減を図っており、効率的である。 3 有効性 装備品について、改善・改造を通じて安全性、信頼性及び操用性を確保できるため、有効である。 4 総合評価 本事業について、効率的な予算執行に努めつつ、適正に実施している。	
	改善の方向性	引き続き、契約実績の分析及びコスト低減方策の検討等を行い、効率的な予算要求、執行に努める。	
<b>外部有識者の所見</b>			
・新型コロナや台風の大雨による河川氾濫、洪水などの不測の事態に陥っても安定して整備ができる体制を維持して欲しい。 ・一般競争入札を実施しているものの、全て1者応札となっており、競争性が確保されているとは言い難い。公募の結果随意契約となっている調達が多いことを踏まえると、透明性を確保した上で随意契約に切り替え、価格交渉によるコスト低減を検討すべきではないか。一者応札の要因をレビューシートに記載し国民に対して説明をするべき。			
<b>行政事業レビュー推進チームの所見</b>			
一部事業内容改善	外部有識者の所見を踏まえて、適切に対応されたい。		
<b>所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況</b>			
改年度を内検に	外部有識者の所見を踏まえ、引き続き不足事態における安定した整備体制の確保に努める。また、一般競争入札における一者応札の要因分析を行い、競争性の拡大の検討を行うとともに、随意契約によるコスト低減策についても検討し、効率的な予算執行、予算要求に努める。		
<b>備考</b>			

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	0414	平成23年度	0337	平成24年度	0314	平成25年度	0290
平成26年度	0254	平成27年度	0171	平成28年度	0128	平成29年度	0123
平成30年度	0118						
平成31年度	防衛省 ( 0109 )						

※令和元年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ  
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
 (単位: 百万円)



費目	A.第一実業(株)		費目	B.東京総合整備工業協同組合	
	使 途	金 額 (百万円)		使 途	金 額 (百万円)
施設機械維持費	SPACER外1品目	26	施設機械維持費	ブルドーザD7(湿地用) 点検修理	16
計		26	計		16
C.(株)協和機械製作所			D.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
施設機械維持費	EDGE外22品目	50			
計		50	計		0
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載					チェック

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

支出先上位10者リスト



令和2年度行政事業レビューシート ( 防衛省 )

<b>事業名</b>	誘導弾			<b>担当部局庁</b>	防衛装備庁		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始年度</b>	平成15年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	事業監理官(誘導武器・統合装備担当)		事業監理官(誘導武器・統合装備担当) 海老根 巧		
<b>会計区分</b>	一般会計								
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	防衛省設置法第四条第一項第十三号			<b>関係する計画、通知等</b>	平成31年度以降に係る防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定)				
<b>主要政策・施策</b>	-			<b>主要経費</b>	防衛関係				
<b>事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	対着上陸戦闘、対地及び対空戦闘への即応・実効的対処能力の向上等を図ることにより、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保するため、誘導弾システムを調達する。								
<b>事業概要(5行程度以内。別添可)</b>	対着上陸戦闘、対地及び対空戦闘への対応力を向上させるため、26年度末には第8高射特科群及び第15高射特科連隊に中距離地对空誘導弾システムの地上器材を配備し、その他の陸上自衛隊の誘導弾システムについて、その減耗等に対応するため、所要の誘導弾システムを調達する。								
<b>実施方法</b>	直接実施								
<b>予算額・執行額(単位:百万円)</b>	予算の状況	当初予算	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度要求		
		補正予算	45,606	21,112	45,450	24,336	48,762		
		前年度から繰越し	501	5,986	17,490	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	64	-	-	-		
		予備費等	▲ 64	-	-	-	-		
		計	-	-	-	-	-		
	執行額	46,043	27,162	62,940	24,336	48,762			
	執行率(%)	45,863	26,805	63,066					
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	100%	99%	100%					
		99%	99%	100%					
<b>令和2・3年度予算内訳(単位:百万円)</b>	<b>歳出予算目</b>	<b>2年度当初予算</b>	<b>3年度要求</b>	<b>主な増減理由</b>					
	武器購入費	24,336	48,762	装備品取得数量増による増額					
	-	-	-						
	-	-	-						
	-	-	-						
	-	-	-						
	その他	0	0						
	計	24,336	48,762						
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)</b>	<b>定量的な成果目標</b>	<b>成果指標</b>		<b>単位</b>	平成29年度	30年度	令和元年度	<b>中間目標</b>	<b>目標最終年度</b>
	計画どおり中距離地对空誘導弾システムを調達し、所要の部隊に配備することにより、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保する。	中距離地对空誘導弾システムを計画どおり部隊に配備したことで、対空戦闘への対応力が向上された部隊数。	成果実績	部隊数	2	1	1	2年度	-年度
			目標値	部隊数	2	1	1	1	-年度
			達成度	%	100	100	100	-	-
<b>根拠として用いた統計・データ名(出典)</b>	平成28・29・30年度陸上自衛隊業務計画								
<b>活動指標及び活動実績(アウトプット)</b>	<b>活動指標</b>		<b>単位</b>	平成29年度	30年度	令和元年度	<b>2年度活動見込</b>	<b>3年度活動見込</b>	
	中距離地对空誘導弾システムの契約品目数	活動実績	契約品目数	25	3	19	-	-	
		当初見込み	計画品目数	25	3	19	34	34	

単位当たりコスト	算出根拠		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度活動見込	
	執行額(X)／契約品目数(Y)	単位当たりコスト	百万円／契約品目数	665	6,026	950	716	
		計算式	X/Y		16,621/25	18,079/3	18,055/19	24,336/34

政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	I-1 我が国自身の防衛体制の強化(領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項)								
	施策	I-1-1(2) 従来の領域における能力の強化								
	測定指標	定量的指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標 - 年度	目標年度 5 年度	
		海空領域における能力の強化(中距離地对空誘導弾の整備(5個中隊))	実績値	個中隊	-	-	-	-	-	
			目標値	個中隊	-	-	-	-	5	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	対着上陸戦闘、対地及び対空戦闘への即応・実効的対処能力の向上等を図ることにより、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保するため、誘導弾システムを調達する。									
	新経済・財政再生計画改革工程表 2019	取組事項	分野	歳出改革等に向けた取組の加速・拡大	公共調達の改革					
		(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 1 年度	元年度	2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 5 年度
			○各種取組による装備品取得経費の縮減 ○プロジェクト管理対象装備品等品目数【増加】 ○防衛装備・技術移転協定に基づき締結した細目取極の件数【増加】 ○インセンティブ契約の適用件数【増加】	成果実績	億円(契約ベース)	4,159	4,159	4,313	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-	
		達成度	%	-	-	-	-	-		
(第二階層) KPI		KPI (第二階層)		単位	計画開始時 1 年度	元年度	2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 5 年度	
	○毎年度の調達の合理化・効率化による縮減額 ○現行基準に対してライフサイクルコストが低減した装備品数【増加】 ○防衛装備移転三原則に基づき国家安全保障会議で移転を認め得るとされた案件数【増加】 ○インセンティブ契約適用による低減額【増加】	成果実績	億円(契約ベース)	4,159	4,159	4,313	-	-		
		目標値	-	-	-	-	-	-		
	達成度	%	-	-	-	-	-			
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係										
「新経済・財政再生計画」(骨太方針2018)及び中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)を踏まえ、各種取組を推進し、引き続き防衛力整備の一層の効率化・合理化を図るものであり、本事業のうち、効率化への取組によって縮減効果が見込まれる事業を予算計上することにより、縮減見込額の累計額が増額される。										

事業所管部局による点検・改善			
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	当該事業は、部隊の戦力発揮に不可欠なものである。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	当該事業の性質上、防衛省が担うべきものである。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	当該事業は、装備品の維持・整備に必要なものであり、政策体系上優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	公募により広く参加者を募り競争性を確保している。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	また、民生品・汎用品の活用、車両・通信機器等の官給品支給及び同等誘導弾システムのファミリー化※によりコスト低減を図っている。
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	※:ファミリー化:共通の構成品を用いて異なる装備品に派生させること
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	契約実績及び業者見積により確認している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	事業目的に即した構成品に限定している。
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	整備計画に基づき、必要最小限の数量の調達に努めている。	

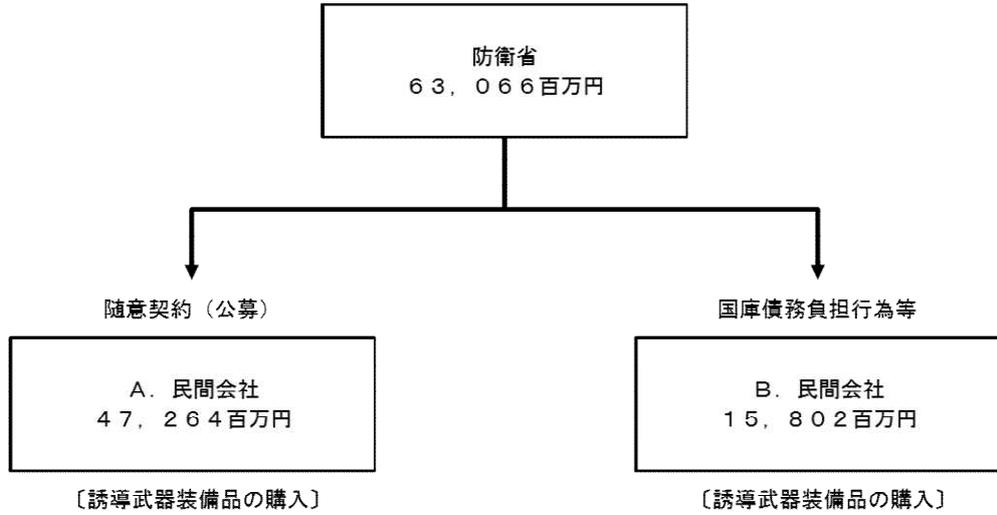
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	設定した成果目標に見合った成果実績としている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	設定した活動指標に見合った活動実績としている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	効果的な部隊訓練の実施に活かされている。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-
	所管府省名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	1. 必要性 事業の目的から、防衛力整備を推進することは、我が国に対する侵攻に対応するために必要であり、防衛省で実施することが適切である。 2. 効率性 民生品・汎用品の活用、車両・通信機器等の官給品支給及び同等誘導弾システムのファミリー化によりコスト低減を図っている。 3. 有効性 各種誘導弾システムを調達することで、防衛力整備を着実に推進できるので、侵攻への対処に有効である。 4. 総合評価 効率的に各種誘導弾を調達することで、防衛力を着実に推進し、ひいては我が国に対する侵攻に対応可能である。	
	改善の方向性	各種誘導弾システムを調達することで、対処能力を向上させることで、我が国の平和と独立、国民生活の安全・安心を確保することが可能となることから、今後も予算・執行の効率化に努めつつ、事業を継続する。	
<b>外部有識者の所見</b>			
・外部有識者抽出点検の対象外である			
<b>行政事業レビュー推進チームの所見</b>			
現 り 状 通	・ファミリー化によるコスト低減の取り組みについては引き続き実施し、効率的な予算執行、予算要求に努められたい。 ・随意契約にあたっては、詳細な内訳を入手し、コスト低減の余地がないかを検証し、価格交渉等において更なるコスト縮減に努めてほしい。		
<b>所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況</b>			
現 り 状 通	引き続き、契約に際して詳細な内訳を入手するとともに、必要な数量を確保して量産効果を獲得するなど、単価低減などに努め、さらなるコスト縮減を図る。		
<b>備考</b>			

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	0032	平成23年度	0032	平成24年度	0032	平成25年度	0034
平成26年度	0032	平成27年度	0002	平成28年度	0024	平成29年度	0022
平成30年度	0021						
平成31年度	防衛省 ( 0018 )						

※令和元年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

**資金の流れ**  
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
 (単位: 百万円)



**費目・使途**  
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.三菱電機(株)			B.川崎重工業(株)		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
武器購入費	誘導武器装備品の購入	33,561	武器購入費	誘導武器装備品の購入	5,262
計		33,561	計		5,262

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載  チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	三菱電機(株)	4010001008772	03式中距離地对空誘導弾(改善型)	33,561	随意契約(公募)	-	100%	-
2	三菱重工業(株)	8010401050387	12式地对艦誘導弾	13,703	随意契約(公募)	-	100%	-

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	川崎重工業(株)	1140001005719	中距離多目的誘導弾	4,032	国庫債務負担行為等	-	-	-
2	東芝インフラシステムズ(株)	2010401044997	11式短距離地对空誘導弾	3,358	国庫債務負担行為等	-	-	-
3	三菱電機(株)	4010001008772	改良ホーク誘導弾	1,946	国庫債務負担行為等	-	-	-
4	タレスジャパン(株)	4010401057023	味方識別装置	1,339	国庫債務負担行為等	-	-	-
5	東芝インフラシステムズ(株)	2010401044997	81式短距離地对空誘導弾(C)	1,083	国庫債務負担行為等	-	-	-
6	川崎重工業(株)	1140001005719	01式携帯地对空誘導弾	1,025	国庫債務負担行為等	-	-	-
7	タレスジャパン(株)	4010401057023	味方識別装置	713	国庫債務負担行為等	-	-	-
8	川崎重工業(株)	1140001005719	中距離多目的誘導弾初度部品	205	国庫債務負担行為等	-	-	-
9	東芝インフラシステムズ(株)	2010401044997	11式短距離地对空誘導弾初度品	190	国庫債務負担行為等	-	-	-
10	東芝インフラシステムズ(株)	2010401044997	93式近距離地对空誘導弾	139	国庫債務負担行為等	-	-	-

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1	A	三菱電機(株)	4010001008772	03式中距離地对空誘導弾(改善型)	12,926	随意契約(公募)	1	100%	当該調達には武器等製造法及び火薬類取締法による被許可者が一者に限られる調達であるため、随意契約(公募)によらざるを得ない場合として契約とした。
2	A	三菱重工業(株)	8010401050387	12式地对艦誘導弾	12,342	随意契約(公募)	1	100%	当該調達には武器等製造法及び火薬類取締法による被許可者が一者に限られる調達であるため、随意契約(公募)によらざるを得ない場合として契約とした。
3	B	東芝インフラシステムズ(株)	2010401044997	11式短距離地对空誘導弾	4,395	随意契約(公募)	1	100%	当該調達には武器等製造法及び火薬類取締法による被許可者が一者に限られる調達であるため、随意契約(公募)によらざるを得ない場合として契約とした。
4	B	川崎重工業(株)	1140001005719	中距離多目的誘導弾	3,896	随意契約(公募)	1	100%	当該調達には武器等製造法及び火薬類取締法による被許可者が一者に限られる調達であるため、随意契約(公募)によらざるを得ない場合として契約とした。
5	B	川崎重工業(株)	1140001005719	01式携帯地对空誘導弾	2,344	随意契約(公募)	1	100%	当該調達には武器等製造法及び火薬類取締法による被許可者が一者に限られる調達であるため、随意契約(公募)によらざるを得ない場合として契約とした。
6	A	三菱電機(株)	4010001008772	03式中距離地对空誘導弾(改善型)	1,692	随意契約(公募)	1	100%	当該調達には武器等製造法及び火薬類取締法による被許可者が一者に限られる調達であるため、随意契約(公募)によらざるを得ない場合として契約とした。
7	B	東芝インフラシステムズ(株)	2010401044997	81式短距離地对空誘導弾(C)	1,382	随意契約(公募)	1	100%	当該調達には武器等製造法及び火薬類取締法による被許可者が一者に限られる調達であるため、随意契約(公募)によらざるを得ない場合として契約とした。
8	B	東芝インフラシステムズ(株)	2010401044997	91式携帯地对空誘導弾	685	随意契約(公募)	1	100%	当該調達には武器等製造法及び火薬類取締法による被許可者が一者に限られる調達であるため、随意契約(公募)によらざるを得ない場合として契約とした。
9	B	三菱電機(株)	4010001008772	03式中距離地对空誘導弾(改善型)初度部品	543	随意契約(公募)	1	100%	当該調達には武器等製造法及び火薬類取締法による被許可者が一者に限られる調達であるため、随意契約(公募)によらざるを得ない場合として契約とした。
10	B	三菱重工業(株)	8010401050387	12式地对艦誘導弾初度部品	481	随意契約(公募)	1	100%	当該調達には武器等製造法及び火薬類取締法による被許可者が一者に限られる調達であるため、随意契約(公募)によらざるを得ない場合として契約とした。

# ロジックモデル

# 進路相談等部外委託（ロジックモデル）

## 事業の概要

若年定年等で退職を余儀なくされる自衛官は、再就職に関する様々な不安・悩みを抱えている者が多く、退職後の人生設計等を踏まえたきめ細かい専門的なカウンセリングを必要としているため、民間事業者等に委託して全国の主な駐屯地等に部外専門家である進路相談員を配置し、再就職に関する各種相談の機会を付与することにより、当該就職援護を円滑に実施する。

なお、本事業は、平成26年度から公共サービス改革（市場化テスト）の対象事業となり、「一般競争入札」・「3年間の複数年契約」によるテスト期間を経た後、平成29年度以降も継続して同様の契約方式をとっている。

## 現状・課題

経緯	現状	課題
<b>【本事業におけるこれまでの実績】</b> 平成29年度を底に相談件数は増加し、令和元年度の相談件数は過去5年間で最高となっている。	▶ 本事業による就職援護への直接的な効果を示す指標が存在しない。	▶ <u>進路相談業務による就職援護への効果を測る指標の検討</u>
<b>【入札応募者数の低迷】</b> 令和2年度の説明会参加者数は4社、入札応募者数は1社であった。	▶ 関心を示す業者が存在するものの入札の参加に至らない。	▶ <u>入札応募者数の確保による競争性の向上</u>

インプット（資源）	アクティビティ（活動）及びアウトプット（結果）	アウトカム（成果）	インパクト（効果）
<b>令和2年度</b> <b>令和4年度</b> 284百万円（3国） （2年度 95百万円 3年度 95百万円 4年度 95百万円 四捨五入による総額との不一致あり。）	<b>進路相談等業務 雇用・労働に関する情報の収集・分析</b> <b>【アクティビティ（活動）】</b> 進路相談、生活設計相談、就職相談を実施し、就職地、業種、処遇等に対する実情に関する相談に対し具体的に助言 <b>【アウトプット（結果）】</b> 令和元年度延べ利用者数：45千人 <b>就職援護教育・企業見学会の支援</b> <b>【アクティビティ（活動）】</b> 各自衛隊が実施する就職援護教育や企業見学会を通して就職活動を支援 <b>【アウトプット（結果）】</b> 令和元年度延べ教育人数：30千人	<b>利用者の高い評価</b> 相談員の相談対応について、利用者が高く評価 令和元年度利用者評価： 「適切である」 88.6% } 合計99.5% 「やや適切である」10.9% <b>就職援護を希望する退職自衛官の就職決定率</b> 他の就職援護施策と相まって、希望する者のほぼ全てを再就職させることが可能 令和元年度就職決定率： 若年定年制 99.3% 任期制 99.6%	<b>優秀な人材の循環</b> <b>【退職者の効果】</b> 自衛隊在職中に習得した技能を社会に還元 <b>【入隊への効果】</b> 退職後の再就職に万全を期することによって、防衛省・自衛隊の優秀な人材確保に寄与

# 安全保障技術研究推進制度 ロジックモデル

**事業の概要** 本事業は、国内の研究機関等を対象に、防衛装備庁が設定した研究テーマに沿った研究課題を公募し、外部有識者からなる安全保障技術研究推進委員会（以下、委員会という。）による審査の上、優れた提案を採択し、その提案に対して研究を委託するものである。

**現状の課題** ○安全保障に関わる技術の優位性を維持・向上していくことは、将来にわたって、国民の命と平和な暮らしを守るために不可欠である。  
○近年の技術革新の急速な進展は、防衛技術と民生技術のボーダレス化をもたらしており、防衛技術にも応用可能な先進的な民生技術を積極的に活用する必要がある。  
○防衛分野での将来における研究開発に資することを期待した基礎研究の発掘・育成は、防衛装備品の創製を担う防衛装備庁自らが実施する必要がある。

## インプット（資源）

当初予算額（歳出ベース）  
平成29年度 2,010百万円  
平成30年度 4,750百万円  
令和元年度 7,149百万円  
令和2年度 8,824百万円  
令和3年度 9,266百万円  
（過去5年分）

## アクティビティ（活動）

### ○公募・審査

- ✓ 防衛装備庁が独自に公募の研究テーマを設定
- ✓ 委員会が応募された提案を科学的・技術的な見地から審査
- ✓ 結果は防衛装備庁HPで公表
- ✓ 過去の応募件数は以下の通り  
平成29年度 104件  
平成30年度 73件  
平成元年度 101件  
平成2年度 120件  
平成3年度 公募中

### ○評価

- ✓ 委員会が、採択課題に対して研究終了時等に科学的・技術的な見地から評価
- ✓ 結果は防衛装備庁HPで公表

## アウトプット（研究の実施）

### ○委託研究の契約件数（活動指標）

平成29年度 33件  
うち新規契約 14件（倍率7.4倍）  
平成30年度 42件  
うち新規契約 20件（倍率3.7倍）  
令和元年度 55件  
うち新規契約 21件（倍率4.8倍）  
令和2年度 66件  
うち新規契約 20件（倍率6.0倍）

## アウトカム（成果）

### ○成果が得られた研究課題件数（成果指標）

委員会がS～Dの5段階で評価を実施  
S：当初は想定されていなかったような、非常にすばらしい成果をあげた。  
A：期待以上の研究成果をあげた。  
B（標準）：期待通りの研究成果をあげた。  
C：期待通りではなかったが、一応の成果があった。  
D：成果があったとはいいたい。  
これまで終了評価を終えた全28件全てで、一定以上の成果が得られたと評価された。  
S:2件, A:14件, B:10件, C:2件, D:0件

### ○研究成果の公表

本制度では、研究成果の公表を制限することなく、民生分野での応用も期待している。令和2年9月1日時点までにおいて、以下の通り、多くの研究成果が生み出されている。

論文発表 89件  
口頭発表 453件  
特許出願 127件※

※日本版バイ・ドール規定を適用しており、権利化されれば、防衛省は無償実施可能

## インパクト（社会的な影響）

### 【我が国の防衛技術基盤の強化】

○防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究の発掘・育成

- ✓ 本制度を積極的に活用し、関連技術基盤の強化
- ✓ 優れた研究課題を採択し、その成果を公表することで、広く民生分野で活用され、あるいは学術的な研究が深められ、更に科学的・技術的に発展していくことを期待

### ○防衛省の研究開発への活用

- ✓ 研究課題の成果を防衛装備庁において実施している関連技術の調査分析に反映
- ✓ 本制度は基礎研究を対象としていることから、その成果は直ちに装備品に活用できるものではないが、可能性のあるものについては、技術の成熟度を上げ、装備品の研究開発につながるよう、令和2年度から新たに橋渡し研究を整備

# 障害防止事業（ロジックモデル）

## 事業の概要

自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施等により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、河川改修等の必要な工事を行うときは、地方公共団体その他の者に対し、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものである。

## 現状

### 自衛隊の行為

- 機甲車両その他重車両の頻繁な使用
- 射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施
- 防衛施設の整備のための土地又は土地の定着物の形質の著しい変更
- 電波のひん繁な発射

### 障害

- 降雨時の流出量が増加し、洪水被害が発生する（洪水）
- 土砂流出による被害が発生する。（土砂流出）
- 保水力が減退するため、用水不足被害が発生する。（用水不足）
- テレビジョン放送の受信障害が発生する。

### 障害を防止又は軽減するための施設に対する補助

- 河川、農業用施設（排水路等）、下水道工事に対する補助
- 砂防施設工事に対する補助
- 農業用施設、水道工事に対する補助
- 共同受信施設に対する補助

## 障害防止対策事業の代表的なパターン

## インプット（資源）

## アクティビティ（活動）

## アウトプット（活動目標）

## アウトカム（成果）

## インパクト（効果）

### 【予算額】

#### 平成29年度

9,886百万円

#### 平成30年度

9,938万円

#### 令和元年度

10,186百万円

#### 令和2年度

10,789百万円

#### 令和3年度

10,993百万円

### 【令和3年度事業計画】

#### 洪水対策

32件  
5,188百万円

#### 土砂流出対策

18件  
1,704百万円

#### 用水対策

22件  
3,990百万円

#### 受信障害対策

2件  
111百万円

### 【洪水対策具体例】

- 洪水量の増加に対応できるように河川改修、排水路の改修を行う。（農業用の用排水路を改修する場合もある）
- 増加した洪水量を調節する（一時的に流水を溜めて下流に害がないよう徐々に流す）洪水調節池（ダム）を建設する。（新たに、調節池を建設する場合と、既存のダム、溜池を改修して、調節機能をもたせる場合がある）
- 河川等の改修と調節池を組み合わせる。
- 増加した洪水量を排水するため、河川（排水路）改修と排水機場を組み合わせる。

### 【土砂流出対策具体例】

- 洪水流出する土砂を溜めるため砂防ダムを建設する。
- 溪流の安定を図るため、床固工、谷止工を建設する。（護岸工と床固工を組み合わせた流路工方式が多い）
- 裸地化した箇所や崩壊地の植生回復を図るため山腹工（さんぷくこう）を施工する。

### 【用水対策具体例】

- 用水路（用排水兼用の場合もある）を装工する。（土水路をコンクリート水路にすることによって水路損失（浸透）を少なくして不足量をカバーする）
- 貯水用ダム（溜池）を建設する。（用水は農業用水、飲料水、農業飲料両方の場合がある）
- 地下水又は河川水を取水するため揚水機場を設ける。

### 【受信障害対策具体例】

- 共同受信アンテナ、アンテナ柱を設ける。
- 同軸ケーブル、分配器、保安器等を設ける。

H.22公開7°の指摘を踏まえ、障害の状況及び防衛施設との因果関係を定量的に把握する等、検証を行い必要性を精査

### 完了事業（具体例）

#### 【洪水対策】

事業名：滝川改修工（男鹿市）H.27～R.1  
**【事業効果】**  
 改修前流下能力 改修後流下能力  
 42.97m<sup>3</sup>/s ⇒ 78.60m<sup>3</sup>/s

#### 【土砂流出対策】

事業名：田代川砂防工（大分県）S.56～H.29  
**【事業効果】**  
 計画流出抑制・生産抑制土砂量 4,630m<sup>3</sup>

#### 【用水対策】

事業名：渋江川水系（水上貯水池）（上越市）H.16～H.28  
**【事業効果】**  
 総貯水量 125,000m<sup>3</sup>  
 年間利用水量 216,800m<sup>3</sup>

#### 【受信障害対策】

事業名：共同受信施設（北中城村）H.25  
**【事業効果】**  
 受信障害世帯数  
 483世帯 ⇒ 0世帯

### 我が国の防衛体制の強化

防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤としてわが国の安全保障に欠くことのできないものであり、その機能を十分に発揮させるためには、防衛施設と周辺地域との調和を図り、常に安定して使用できる状態を維持する。

### 地域コミュニティとの連携

自衛隊や米軍の行為あるいは防衛施設の設置・運用によりその周辺地域において生じる障害の防止、軽減などの措置を講じることにより、防衛施設と周辺地域との調和を図り、周辺住民の理解と協力を得ることができる。

\* 令和2年度版  
防衛白書より抜粋

# 【防衛省】 主機等オーバーホール

艦艇に搭載されている主機等（推進用及び発電用原動機）は、艦艇の航行に直接的に関わる最も重要な装備品の一つであり、高い信頼性が要求されることから、主機等ごとに信頼性を保証できる規定の運転時間を定め、規定の運転時間に達した主機等はオーバーホール（以下「O/H」という。）を実施する必要があります。本事業は、規定の運転時間に達し信頼性が低下した主機等について、再度、信頼性を向上させるためO/Hを実施するものである。

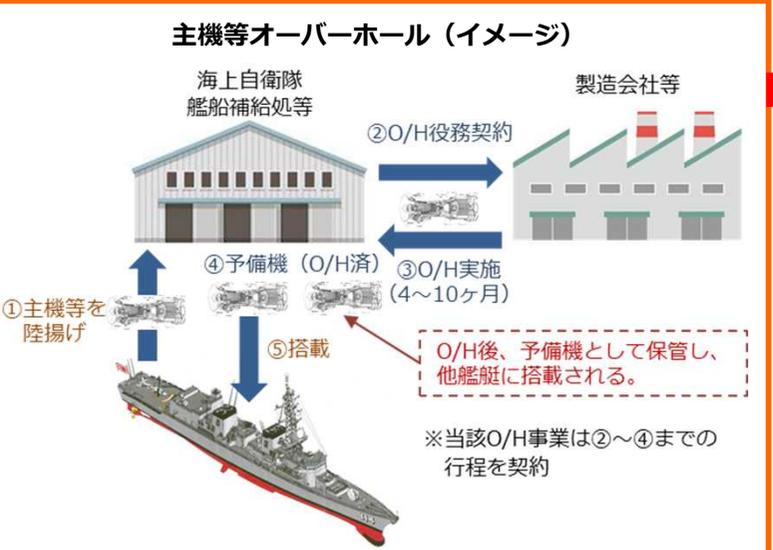
## 現状課題

規定の運転時間に達し艦艇から陸揚げされた主機等については、海自艦船補給処等が主機等の製造会社等と役務契約を締結し、O/Hにより信頼性を向上させた後、予備機として海自艦船補給処等に納入している。納入された主機等は、他の艦艇の規定の運転時間により信頼性が低下した主機等と交換し、継続使用している。また、恒常的に主機等ごとに運転状態のデータを収集し、信頼性を保証できる規定の運転時間を見直すことにより、更なるO/H間隔の延伸を図り、可動率の維持・向上及び経費削減に取り組んでいる。

## インプット

【主機等オーバーホール事業予算】  
令和2年度：94.5億円

## アクティビティ



- **オーバーホール（開放検査及び必要な部品交換等）**  
規定の運転時間に達した主機等についてO/Hを行い、信頼性を向上させ、規定の運転時間により信頼性が低下した他の艦艇の主機等と交換して継続使用する。
- **可動率の向上及び経費削減への取組**  
当初の規定の運転時間を延伸するため、規定の運転時間を超えた運転状態のデータを収集・分析するとともに、O/H時の機器及び部品等の損耗状態を確認し、異状が確認されなかった場合は規定の運転時間を延伸し、艦艇の可動率の維持・向上及び経費削減に取り組んでいる。

## アウトプット

【令和2年度執行実績】

機種	執行台数
SM1C	10
LM2500	4
M1A-25	13
501-K34	8
LM2500IEC	0
M1A-35	6

## 初期アウトカム

【オーバーホール実績及び延伸削減効果】 (単位:千円)

機種	オーバーホール間隔		実施台数	削減台数	オーバーホール経費総額		経費削減額
	当初	延伸後			オーバーホール経費総額	経費削減額	
SM1C	当初	8,000H	80	40	10,428,780	6,030,596	
	延伸後	12,000H	40		4,398,184		
LM2500	当初	8,000H	98	40	16,268,106	7,052,202	
	延伸後	12,000H	58		9,215,904		
M1A-25	当初	8,000H	60	21	3,411,102	11,493,240	
	延伸後	11,000H	39		2,261,778		
501-K34	当初	8,000H	98	21	9,362,096	2,113,025	
	延伸後	13,000H	72		7,249,071		
平成14年度から令和2年度までの経費削減実績を算定					合計	16,345,147	

## 中間・最終アウトカム

【更なるオーバーホール延伸削減効果（見込）】

機種	オーバーホール間隔	実施台数	削減台数	オーバーホール経費総額	経費削減額	
SM1C	当初	8,000H	266	10,428,780	18,680,456	
	延伸後	12,000H	164			4,398,184
LM2500	当初	8,000H	264	16,268,106	19,584,726	
	延伸後	12,000H	166			9,215,904
M1A-25	当初	8,000H	378	3,411,102	7,298,544	
	延伸後	11,000H	252			2,261,778
501-K34	当初	8,000H	262	9,362,096	13,670,288	
	延伸後	13,000H	179			7,249,071
LM2500IEC	当初	8,000H	38	7,956,934	837,572	
	延伸後	12,000H	34			7,119,362
M1A-35	当初	10,000H	161	14,324,814	3,292,038	
	延伸後	12,000H	124			11,032,776
平成14年度から令和41年度までの経費削減見込みを算定					合計	63,363,624

## インパクト

- **海空領域における能力の強化**  
我が国周辺海空域における常続監視を広域にわたって実施する態勢を強化  
⇒ **オーバーホール間隔が延伸されることで、可動率の維持・向上に寄与**
- **装備調達最適化**  
維持整備の効率化を推進する。  
⇒ **更なるオーバーホール間隔の延伸及び機種を増やすことで更なる経費削減が可能**

赤枠箇所、追加機種

# 施設車両整備費

本事業は、航空自衛隊の任務を支障なく遂行するため、保有する各種施設車両の機能が適正に維持されるよう、点検、部品交換、修理等の整備を実施するものである。

## 現状・課題

航空自衛隊が保有する施設車両は、平時においては基地内施設等の維持補修を実施し、有事や災害発生時においては、復旧活動等を実施するため、常に機能が適正に維持されていることが必要となる。現在、全国にある約70の航空自衛隊の基地等に施設車両が配備されているが、長期間使用されている車両もあり、部品の供給や修理を実施できる企業が限られるものも多いため、より適正な整備が求められている。

### アウトカム (成果目標)

#### インプット (資源)

#### アクティビティ (活動)

#### アウトプット (活動目標)

#### 初期アウトカム

#### 中間・最終 アウトカム

#### インパクト (社会への影響)

#### 予算

- 令和2年度要求
- 施設車両の整備に必要な部品及び役務の調達

#### 予算額

4.96億円

#### 主な施設車両



ブルドーザ

油圧ショベル

#### 計画

- 基地整備(※1)に必要な部品の見積り及び調達
- 補給処整備(外注)(※2)を実施するため、補給処整備搬入計画の作成及び修理等役務の調達

#### 整備

- 施設車両の適切な維持のため、基地整備の実施
- 施設車両の適切な維持のため補給処整備(外注)の実施



整備作業

#### 機能の維持

- 保有する施設車両が、運用中にその性能を発揮できなくなり、施設作業を中断せざるを得ない状況を防止
- 同種車両の他の運用者よりも長期に運用せざるを得ない物品管理ルールの見直しにより、維持整備を最適化

#### 任務の遂行

- 施設車両のライフサイクル管理を最適化することにより、航空自衛隊の任務を支障なく遂行
- 平時における基地内施設等の維持補修
- 有事・災害発生時における復旧活動等

#### 日本の安全保障に寄与

航空自衛隊における各種事態への即応・実効的対処能力を向上させることで、「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」で定められている「我が国自身の防衛体制の強化」を図る。

※1 基地整備：定期検査(6ヶ月ごと)、保安検査(2年ごと)のほか、故障発生時の修理等、航空自衛隊が自隊で行う整備

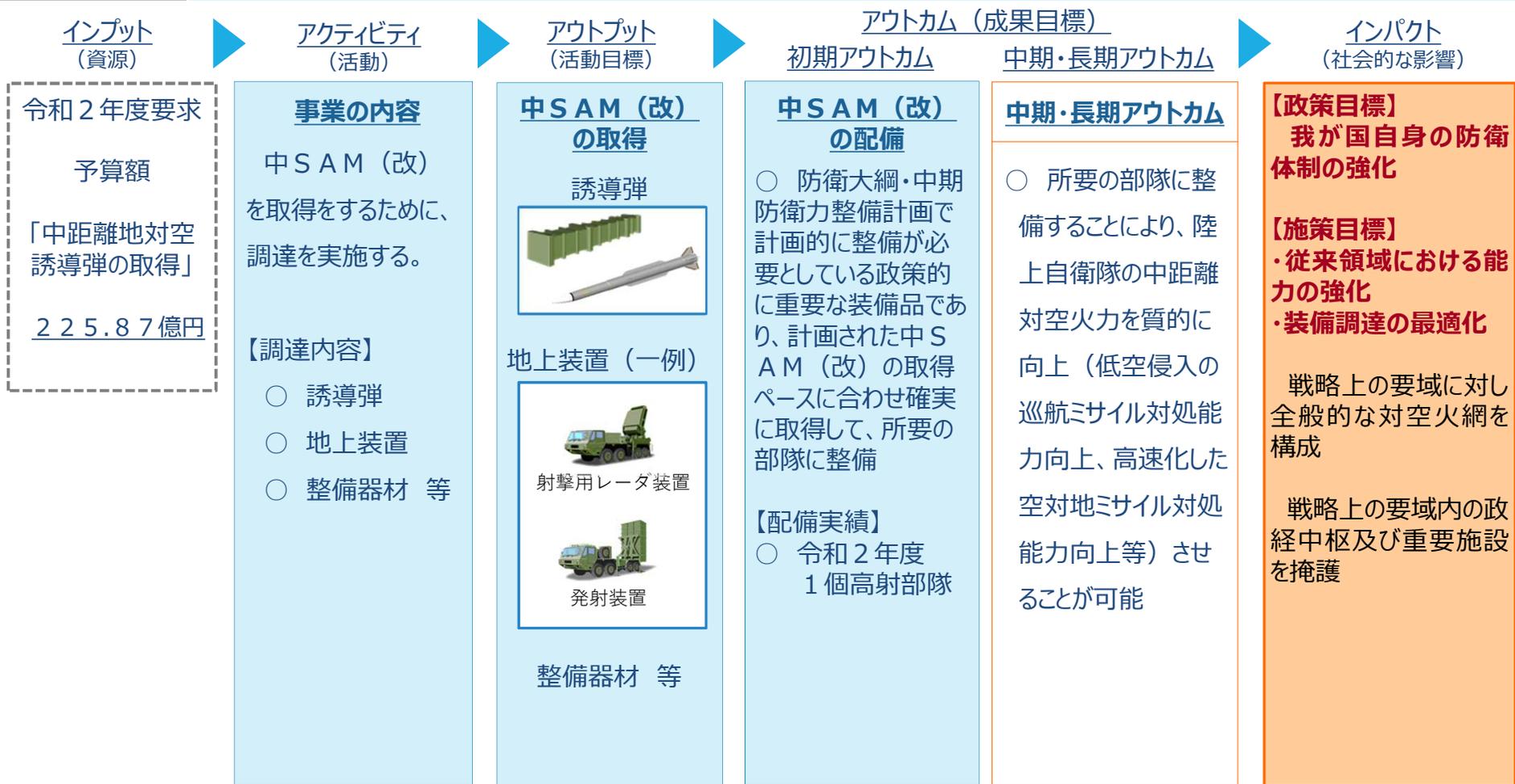
※2 補給処整備(外注)：航空自衛隊が自隊で整備不可能な場合、外注により企業で行う整備

# 中距離地对空誘導弾の取得

本事業は、陸上自衛隊の高射特科群等に装備し、方面隊の対空火力の骨幹として、方面隊の作戦地域に全般的対空火網を構成して部隊及び施設を掩護するとともに、航空自衛隊と協同し、戦略上の要域に対し全般的な対空火網を構成し、同要域内の政経中枢及び重要施設を掩護する中距離地对空誘導弾を取得するものであり、現在、03式中距離地对空誘導弾（改善型）（以下、中SAM（改）という。）を取得するものである。

## 現状・課題

- 中SAM（改）は、防衛大綱・中期防衛力整備計画で計画的に整備が必要としている政策的に重要な装備品であり、平成29年度から取得に着手して、量産初号機を令和2年度に部隊に整備
- 中SAM（改）の取得における量産単価は増加していないものの、これを計画的、かつ、確実に整備する上で更なるコスト低減を図るための取り組みは必要



## 令和3年度防衛省行政事業レビュー公開プロセスの実施について

1. 日時：令和3年6月18日（金）1300～1630予定
2. 場所：庁舎A棟講堂
3. 対象事業：3事業

※公開プロセスに関する詳細につきましては、「行政事業レビュー実施要領」をご参照願います。

## ○ 参加者

(外部有識者)

- ・ 防衛省行政事業レビュー外部有識者会合  
蒲谷 亮一 氏（元横須賀市長）  
松村 昌廣 氏（桃山学院大学 法学部教授）  
林 敬子 氏（林敬子公認会計事務所 公認会計士）
- ・ 行政改革推進会議歳出改革ワーキンググループ  
小林 航 氏（千葉商科大学 政策情報学部教授）  
瀧川 哲也 氏（ボストンコンサルティンググループ  
パートナー&マネージング・ディレクター）  
永久 寿夫 氏（(株)PHP 研究所取締役・専務執行役員）

(防衛省)

- ・ 川嶋大臣官房審議官（防衛省行政事業レビュー推進チーム統括責任者代理）
- ・ 小森会計課長（進行役：防衛省行政事業レビュー推進チーム副統括責任者）
- ・ 各事業原課等（説明者）

## ○ 今後の予定

- ・ 5月下旬～6月上旬 事前勉強会 ※細部日程は今後調整
- ・ 6月上旬 現地ヒアリング ※細部日程は今後調整
- ・ 6月18日 公開プロセス当日

平成 25 年 4 月 2 日策定  
平成 26 年 3 月 14 日改正  
平成 27 年 3 月 31 日改正  
平成 28 年 3 月 29 日改正  
平成 29 年 3 月 28 日改正  
平成 30 年 3 月 28 日改正  
平成 31 年 3 月 29 日改正  
令和 2 年 3 月 27 日改正  
令和 3 年 3 月 26 日改正  
行政改革推進会議

## 行政事業レビュー実施要領

# 目次

第1部 総論 .....	3
1 基本的な考え方 .....	3
2 体制整備 .....	3
第2部 事業の点検等 .....	5
1 レビューシート（行政事業点検票）の作成及び中間公表 .....	5
2 外部有識者による点検 .....	8
3 公開プロセス（各府省による公開事業点検）の実施 .....	11
4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映 .....	15
5 点検結果の最終公表等 .....	15
6 新規事業及び新規要求事業の取扱い .....	15
第3部 基金の点検等 .....	17
1 基金シート（基金点検票）について .....	17
2 地方公共団体等保有基金執行状況表について .....	20
3 出資状況表の作成・公表等 .....	20
第4部 行政改革推進会議による検証等 .....	22
1 行政改革推進会議による検証 .....	22
2 秋の年次公開検証の実施 .....	22
3 レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等 .....	22
4 チーム責任者会合の開催 .....	22
第5部 その他重要事項 .....	23
1 優良な事業改善の取組の積極的な評価 .....	23
2 その他重要事項 .....	23

## 第1部 総論

### 1 基本的な考え方

行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、各府省自らが、自律的に、概算要求前の段階において、原則全ての事業について、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたか（使途）といった実態を把握し、これを国民に明らかにした上で、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組であり、いわば「行政事業総点検」ともいうべきもの。

レビューは、行政の無駄の削減はもとより、事業の効果的、効率的な実施を通じ質の高い行政を実現するとともに、国の行政の透明性を高め（「見える化」を進め）、国民への説明責任を果たすために実施されるものである。

また、国からの資金交付により新設又は積み増し（以下「造成」という。）された基金（以下「基金」という。）については、適正かつ効率的に国費を活用する観点から、毎年度、各府省自らが執行状況等を継続的に把握し、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルを確立していくことが重要であることから、レビューの枠組みの下、基金の適切な管理に向けた取組等を実施する。

### 2 体制整備

#### (1) 行政事業レビュー推進チーム

- ① 各府省は、以下の構成を基本とした「行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置し、レビューの責任ある実施に取り組むこととする。

統括責任者：官房長（官房長の置かれていない省庁にあつては総括審議官等  
同等クラス）

副統括責任者：会計課長及び政策評価担当課長（会計課長及び政策評価担当課長の置かれていない省庁にあつては同等クラス）

メンバー：各局総務課長等。その他、チームの果たすべき役割を踏まえ、地方支分部局等を含めた関係者が連携・協力できるよう各府省で適切に選任、参画させる。

なお、各府省の判断により、統括責任者、副統括責任者をより上位の職位の者とすることができる。その場合でも、官房長（官房長の置かれていない省庁にあつては総括審議官等同等クラス）、会計課長、政策評価担当課長はチームのメンバーとして参画するものとする。

- ② チームは、以下の取組を行うものとする。

#### 【事業の点検等】

ア 事業所管部局による行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）

の適切な記入及び厳格な自己点検の指導

イ 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

ウ 外部有識者による公開の場での点検（以下「公開プロセス」という。）の対象と

なる事業の選定及び点検結果の聴取

エ ア、イ及びウを踏まえた事業の厳しい点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）の取りまとめ

オ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検

カ 当該府省全体の概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ

キ 行政改革推進会議による検証結果の以後の予算等への反映に係る指導

ク 優良事業改善事例の選定等

ケ 職員の資質向上に係る取組

#### 【基金の点検等】

コ 基金所管部局による基金の適切な管理を確保するための以下の取組に関する指導

- ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の作成対象となる基金及び基金事業の正確な現況把握等
- ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の適切な作成及び公表
- ・ 基金の適切な自己点検の推進及び実施体制の整備

サ 公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表の適切な作成・公表

シ 官民ファンド等の出資の所管部局による、出資状況表の作成対象となる出資の現況把握等及び同表の適切な作成・公表等の取組の指導

### （2）行動計画の策定

① 各府省は、毎年度、原則4月中旬までに、現年度におけるレビューの行動計画を策定し、公表するものとする。

② 行動計画には、当該府省におけるレビューの取組体制、取組の進め方、スケジュール等を定めるものとする。特に、チームによる厳格な点検・指摘が確実に実施されるよう、チームの取組である（1）②ア～シについて、具体的な取組の内容やその取組の担当者をチームで決定し、それを行動計画に位置付けることとする。

### （3）政策評価との連携

政策評価の取組との連携を図るため、各府省は、チームと政策評価担当部局との連携による、レビューと政策評価の一体的な推進を図るものとする。

## 第2部 事業の点検等

### 1 レビューシート（行政事業点検票）の作成及び中間公表

#### (1) 事業単位の整理

各府省は、別紙で対象外としている事業を除く全ての前年度の事業（同年度限りで終了した事業を含む。以下「前年度事業」という。）について、別途、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）が示す様式に従って点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する。

事業単位の整理に当たっては、国民への分かりやすさや成果の検証可能性等に配慮することとし、適切な事業単位を設定した上で、「1事業1シート」の原則にのっとりレビューシートを作成することとする。その際、当該事業の概算要求額が300億円を超える事業につき1シートにより作成する場合は、その理由及び国民への分かりやすさなどを担保するために行った作成上の工夫について説明することとする。

#### (2) レビューシートの作成主体

① レビューシートは、各府省の全事業を対象に予算の計上府省において、事業所管部局が事業単位ごとに、別途、事務局が示す様式に従って作成する。

なお、独立行政法人に対する運営費交付金に係る事業については、運営費交付金に係るレビューシートとは別に、勘定単位の財務諸表におけるセグメント単位ごとに、別途、事務局が示す様式に従ってセグメントシートを作成する。

② 移替経費については、原則として、予算の計上府省が、支出した府省の協力を得て、レビューシートの作成、事業の点検（公開プロセスを含む。）を行うこととする。

③ 当年度予算において予算の計上府省を変更した、又は翌年度予算概算要求において予算の計上府省を変更する予定の事業については、変更前の府省及び変更後の府省それぞれにおいて、レビューシートの作成を行うこととする。

#### (3) レビューシートの作成

レビューシートの作成に際しては、国民への説明として分かりやすさを保ちつつ、十分に理解を得られるような記載となるよう努めるとともに、以下の点に特に留意するものとする。

① 「事業概要」欄には、事業目的を達成する手段として、誰（何）を対象に、どのような手段・手法で事業を行うのかについて記載する。また、補助金の類については、補助率等を記載するとともに、補助メニュー等の概要についても記載することとする。

② 成果目標は事業の効果検証に極めて重要であることから、成果目標及び成果実績（アウトカム）の記載に際しては、以下によることとする。

- ア 活動指標と混同することなく、事業実施により実現しようとする国民の利便性向上などの目標を成果目標とすること。
  - イ 成果目標の設定に当たっては、上位政策・施策との整合性を確保するのみならず、事業実施から成果の発現に至る過程を段階的に設定するなど、成果実績の把握可能性についても十分考慮すること。
  - ウ 成果目標は指標を用いてできる限り定量的に示すこと。また、その根拠となる統計・データを示すこと。
  - エ 現年度から起算して、事業の目標最終年度が10年以上先である事業については、「中間目標」欄に向こう3年以内の目標を記載すること。設定が困難な場合は、その理由を記載すること。
- ③ 事業の性格等によって定量的な成果目標の設定が困難な場合には、以下によることとする。
- ア 定量的な成果目標の設定が困難な理由を記載した上で、定性的な目標を必ず記載すること。
  - イ 事業の妥当性を検証するための代替的な目標や指標（例：事業の効率性、コスト削減額など）をレビューシート上に設定すること。
- ④ 地球温暖化対策など政府内で横断的な指標を設定すべき分野に属する事業については、横断的指標を設定することとする。また、横断的指標に係る数値の計算等に当たっては、計算方法等の共通化に努めるものとする。
- ⑤ 活動指標及び活動実績（アウトプット）については、必ず定量的に示すこととする。
- ⑥ 政策評価及び経済・財政一体改革との連携については、以下の考え方に基づき記載することとする。
- ア レビューと政策評価の連携を確保するため、目標管理型の政策評価の対象となる施策及び測定指標と当該施策を構成する事務事業に係るレビュー対象事業の成果との対応関係を明記するとともに、当該事業に関連する測定指標の達成状況を記載する。
  - イ レビューと経済・財政一体改革の連携を確保するため、「新経済・財政再生計画改革工程表 2020」（令和2年12月18日経済財政諮問会議決定）における取組事項及びKPIと、当該取組事項等に関連する事務事業に係るレビュー対象事業の成果との対応関係を明記するとともに、当該KPIの達成状況を記載する。
- ⑦ 「関連事業」欄には、事業目的如何にかかわらず、事業の対象や態様において実施内容が類似していると受け止められる可能性のある事業について、その所管府省名、事業番号、事業名等を記載するとともに、当該事業と関連事業の役割分担の具体的な内容を記載する。この際、関連事業を可能な限り幅広い範囲で捉え、積極的に国民に

対する説明責任を果たしていくものとする。

- ⑧ 予算に関する透明性を確保するため、予算の支出先やその費目・使途については、十分な把握を行い、以下の点に留意して記載することとする。
- ア 最終的な資金の受け手や予算の具体的な使途が分かるよう記載する。特に、補助金等の交付により造成された基金や交付金については、補助事業者のみならず間接補助事業者まで記載すること。
  - イ 入札等において一者応札・一者応募となった契約又は競争性のない随意契約に基づいて、前年度に、1者当たり10億円以上の支出を行った支出先（国庫債務負担行為等による場合は、契約総額が10億円以上となった契約先）については、その理由及び改善策を記載すること。
  - ウ レビューシートを活用する際の利便性向上を図る観点から、支出先の法人番号を記載すること。
- ⑨ 各府省は、レビューにおけるエビデンスに基づく政策立案（以下「EBPM」という。）の議論に資するため、別途事務局が指示するところに従い、ロジックモデルを作成し、レビューシートと併せて公表するよう努めるものとする。
- ⑩ 事業内容の理解に資する資料を適宜添付することは望ましい取組であるが、必要な情報を効率よく伝達するため資料の分量は最小限のものとする。

#### （４）事業所管部局による点検

事業所管部局は、予算の支出先、使途、成果・活動実績等を踏まえ、事業の厳しい点検を行い、その結果をレビューシートに分かりやすく記載する。その際、以下の点に特に留意するものとする。

- ・事業にどのような課題（会計検査院、総務省行政評価局や財務省予算執行調査による問題点の指摘等を含む。）があり、その課題に対してどのように対応していくのかといった点検の具体的な内容について、可能な限り具体的な説明を行うこと。
- ・事業の効果検証や妥当性の検証に当たっては、成果目標や代替的な目標に照らし、実績に基づいて定量的に行うこと。
- ・レビューシートには、事業所管部局による点検を行った結果として「評価」を記載することとされているが、「評価に関する説明」欄において、当該「評価」をどのような根拠に基づき行ったのか十分に説明すること。
- ・事業の効果や効率化がどの程度進んでいるかなど経年での変化についても記載すること。

#### （５）中間公表

レビューシートについては、事業の目的、事業概要、各年度の執行額、成果目標、事業所管部局による点検結果、資金の流れ、費目・使途、支出先上位10者リストなど記入可

能な事項を記入の上、

- ・公開プロセスの対象となる事業（以下「公開プロセス対象事業」という。）に係るものについては、原則として公開プロセスの開始日の10日前までに、
- ・その他の事業に係るものについては原則6月末から7月上旬までに、各府省のホームページにおいて中間公表を行う。この際、レビューと政策評価の一覧性に留意して、国民にとって分かりやすい公表を行うものとする。

## 2 外部有識者による点検

### (1) 外部有識者の選任

- ① 各府省は、外部有識者を複数名選任し、「そもそも国費投入の必要性はあるのか」、「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」といった観点から、外部の視点を活用したレビューの実施に取り組むものとする。

その際、外部有識者による点検の対象事業の数に応じ、必要性・有効性・効率性の観点から、点検を十分に行うことが可能な数の外部有識者を確保することとする。

- ② 外部有識者は、以下のいずれかの要件を満たす者の中から、過去の実績、職歴等を勘案して選任するものとする。

ア 予算の実際の使われ方など予算執行の現場に知見を有する者

イ 行政全般、個別の行政分野の在り方等に識見を有する者

ウ 独立行政法人や公益法人の仕組み、実態、問題等に知見を有する者

エ 民間取引の実態や、地域や現場で生じている問題等に知見を有する者

- ③ 外部有識者の選任や、(2)の行政事業レビュー外部有識者会合の意思決定等への関与に当たっては、特に利益相反が生じることのないよう留意する。このため、外部有識者のうち、点検対象事業の執行に関し利害関係がある者及び過去3年間において点検対象事業に関係する審議会、検討会等（点検対象事業が審議対象に含まれる審議会、検討会等のみならず、それらの上位の審議会、検討会等を含む。）の委員、専門委員等になっていた者は、当該事業に係る点検を行うことができないこととする。

- ④ 各府省が選任する外部有識者が②及び③に照らして不適當であると認められる場合は、事務局は、各府省に対し、意見を述べることができる。

- ⑤ 各府省は、選任した外部有識者のリストを各府省のホームページにおいて公表するものとする。

### (2) 外部有識者会合

- ① 各府省は、(1)で選任した外部有識者によって構成される「行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）」を設置する。また、公開プロセス

対象事業の選定に係る外部有識者会合の開催に当たっては、事務局が選定した公開プロセスに参加する外部有識者を加えた上で開催するものとする。

② 外部有識者会合は、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用しつつ、以下の取組を行うものとする。その際、チームは(1)①に掲げる外部有識者に期待される役割や事業を点検する上での留意点について、外部有識者に対し周知する。また、必要に応じ、事務局から外部有識者に対して当該留意点を説明する機会を設けるものとする。

ア 外部有識者による事業の効率的・効果的な点検のための調整

イ 当該府省におけるレビューの取組状況の随時点検、必要に応じた意見の提出

ウ 当該府省におけるレビューの取組を踏まえた、翌年以降の取組に向けた改善点に関する意見の提出（レビューシート最終公表後）

③ 各府省は、外部有識者会合の議事概要及び資料を速やかに各府省のホームページにおいて公表するものとする。

④ 政策評価の取組との連携を図るため、各府省は、レビューの外部有識者会合と、政策評価に関する外部の有識者によって構成される同種の会合の合同開催に努めるものとする。

### (3) 対象事業の選定

① チームは、以下の基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点検を求める必要がある。

ア 前年度に新規に開始したもの（前年度の補正予算に計上され、新規に開始したものを含む。）

イ 現年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるもの

ウ 前年度のレビューの取組の中で行政改革推進会議による意見（第4部の1）の対象となったもの

エ その他、翌年度予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの

なお、アに該当する事業であっても、事業の執行が進んでいない、又は効果が十分に発現していない等の理由により、外部有識者が十分な事業の点検を行うことができず引き続き翌年も点検を実施する必要があると判断した場合、チームは、その旨をレビューシートの所定の欄に記載するとともに、翌年も当該事業の点検を外部有識者に求めるものとする。

② チームは、①のほかに、全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業（補正予算に計上された事業を含む。）の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。この場合、

特に、

- ・現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業
- ・前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求に向けて事業内容の大幅な見直しを検討している事業
- ・前年度の補正予算に計上された事業
- ・1（3）⑧イに該当する支出先又は契約先を含む事業
- ・事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断される事業

を重点的に選定する。

その際、客観性を向上させ、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、外部有識者会合を活用し、選定の考え方について外部有識者の理解を得て選定を行うとともに、対象事業数に年ごとの偏りが生じないよう選定を行うこととする。

③ 外部有識者は、各府省が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省のホームページにおいて公表するものとする。

④ 外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。

#### （4）所見欄への記入

① チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシートの上記の欄に記入する。

この際、外部有識者による事業の改善すべき点の指摘や、検討すべき課題についての提案等を記載するものとし、また、このような外部有識者による指摘・提案等が積極的に行われるよう、外部有識者会合を活用して周知を行うものとする。

② 外部有識者による点検の実効性と透明性を確保するため、外部有識者の所見を記入する際に、当該所見が事業の問題点に関する指摘を含まないものである場合は、点検を行った外部有識者の氏名を明記することとする。

#### （5）外部有識者への情報提供等

各府省は、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者から資料の提供、ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、外部有識者が上位の政策・施策に遡った点検を行うことができるよう、政策評価におけるデータ等も積極的に提供するものとする。

#### (6) 外部有識者所見の取扱い

- ① 各府省は、外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす必要がある。
- ② ①が徹底されるよう、次に掲げる取組を行うものとする。
  - ア チームは、自らの役割として、指摘を行った外部有識者と関係事業所管部局との調整を行う。
  - イ 関係事業所管部局は、外部有識者の所見を踏まえてどのように点検・改善を行ったのか、その調整過程について、レビューシートの「所見を踏まえた改善点」の欄に記載する。

#### (7) 外部有識者による講評

各府省は、公開プロセスを含む外部有識者による点検終了後、各府省におけるレビューの取組全般について、外部有識者が大臣、副大臣又は大臣政務官に対して、直接に講評を行う機会を設けなければならない。直接講評を行う外部有識者には、事務局が選定した外部有識者を必ず含むものとする。講評の場に出席できない外部有識者に対しては、書面等による講評を行う機会を与えるものとする。なお、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会及び原子力規制委員会においては、大臣、副大臣又は大臣政務官に代えて、各委員会の委員長（委員長に事故がある場合、各委員会があらかじめ定める委員長を代理する者を委員長とみなす。）に対して講評することができるものとする。

### 3 公開プロセス（各府省による公開事業点検）の実施

#### (1) 対象事業の選定

- ① チームは、2（3）の外部有識者による点検の対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当するもののほか、事務局が、公開プロセスの候補事業に追加すべきと判断したものから公開プロセス対象事業を選定することとする。

その際、客観性を向上させ、公開点検が望ましいと判断されるものが国民の視点で選定されることが重要であることから、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、チームが幅広い候補事業を外部有識者会合に示し、外部有識者の理解を得て絞り込みを行うこととする。

また、外部有識者への候補事業の提示に当たっては、政策評価書等を活用して、所管事業全体の中で対象事業の位置づけを明示するとともに、その対象事業の中から候補事業を選定した理由、候補事業の問題点を的確にとらえた論点案を具体的に提示するものとする。

- ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの
- イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が

大きいと考えられるもの

- ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの
- エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）
- オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

- ② 公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。
- ③ 公開プロセス対象事業について、全体として予算規模が少額のものに偏ることのないよう、バランスに配慮した選定を行うものとする。また、公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で1億円未満のものについては対象としないものとする。ただし、複数の1億円未満の事業を一括りにして、その総額が1億円を超える場合や、1億円を超える事業の数が限られている府省において、公開の場での外部の視点による点検を行うことが有効と判断される事業がある場合などは、この限りではない。
- ④ 各府省は、公開プロセス対象事業の数を当該府省の外部有識者による点検の対象事業数の多寡等を踏まえて判断する。また、公開プロセスの実施期間はおおむね1～2日程度を目途に、事業数に応じて設定するものとする。なお、レビューの対象事業数が少なく、かつ、①の基準に該当する事業がないと考える府省は、公開プロセスの取扱いについて、事業単位を整理する段階で、事務局に事前に協議を行うものとする。
- ⑤ 公開プロセスに参加する外部有識者は、各府省が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑥ 公開プロセスに参加する外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。
- ⑦ 事務局は、各府省が選定した公開プロセス対象事業のほかに、又はその一部若しくは全部に替えて、上記に照らし、例えば、過去に公開プロセスの対象となった事業や行政改革推進会議において指摘のあった事業など、公開プロセスの対象に追加すべ

き事業があると判断する場合、各府省に対し、対象事業を追加させることができる。

## (2) 外部有識者の選定方法

- ① 公開プロセスに参加する外部有識者は6名とし、各府省が3名を選定し、行政改革推進会議の意見を踏まえて事務局が3名を選定する。各府省は、外部有識者から取りまとめ役を指名する。
- ② 各府省においては、2(1)で選任した外部有識者が公開プロセスに参加することを基本とするが、やむを得ない事情がある場合は、同じ基準で外部有識者を追加的に選任し、公開プロセスに参加させることができる。

## (3) 事前勉強会及び現地ヒアリングの実施等

各府省は、公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、外部有識者から資料の提供、現地ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、事務局は、公開プロセスの事前準備や当日の議事運営に関し留意しなければならない点を運営要領としてまとめ、各府省を通じ事前に公開プロセスの参加者に周知徹底するものとする。

## (4) 公開プロセスの進め方

- ① 公開プロセスは、6月上旬から中旬までを目途に実施することを原則とする。
- ② 公開プロセスは、チームの統括責任者又は副統括責任者の進行の下で実施する。進行役は、それぞれの事業の点検の冒頭に論点を説明するとともに、議事の公正な進行に努めるものとする。
- ③ 公開プロセスは、インターネット生中継により公開性を担保することを原則とし、傍聴も可能とするよう努めるものとする。特に、生中継を行わない場合には、必ず何らかの形で同時性を確保した公開を実施するものとする。
- ④ 公開プロセスの結果及び議事録は速やかに各府省のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑤ 公開プロセスにおける点検・議論は、無駄の削減の観点だけでなく、より効果の高い事業に見直すとの観点から熟議型により行うこととする。  
外部有識者は、公開の場における事業所管部局との質疑及び意見交換を経た後、「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」又は「現状通り」の4つのいずれかに投票することとする。それぞれの選択肢の基本的な考え方は以下のとお

り。

なお、選択肢について、外部有識者によって受け止め方が異なることのないよう、チームは、外部有識者会合の場などを活用し、外部有識者間で事前に認識を共有するものとする。

- ・ 廃止：「事業目的に重大な問題がある」、「地方自治体や民間等に委ねるべき」、「効果が見込めない事業内容や実施方法となっている」などの状況にあり、事業の存続自体に問題があると考えられる場合
- ・ 事業全体の抜本的な改善：事業の存続自体を問題とするまでには至らないが、事業全体として「事業内容が事業目的の達成手段として有効でない」、「資金が効率的に使われていない」、「効果が薄い」など、十分に効果的・効率的な事業となっておらず、事業内容を大幅かつ抜本的に見直すべきと考えられる場合
- ・ 事業内容の一部改善：より効果的・効率的な事業とするため、事業の中の一部のメニューの改廃、事業実施方法や執行方法の一部の改善等によって、事業内容の一部を見直すべきと考えられる場合
- ・ 現状通り：特段見直す点が認められない場合等

⑥ 取りまとめ役は、票数の分布、外部有識者のコメント、質疑及び議論の内容等を総合的に勘案して、評価結果及び取りまとめコメントの案を提示する。外部有識者は、提示された評価結果及び取りまとめコメントの案に対し意見を述べることとし、それらの意見を踏まえ、取りまとめ役は、必要な修正を加えた最終的な評価結果及び取りまとめコメントを公表するものとする。

評価結果は、外部有識者の評価において最も票数が多い選択肢を基本とし、票数が分散した場合等には、時間を延長して外部有識者間で議論し、一つの結論を出すことを目指すものとする。

⑦ また、他の事業の徹底した見直しを通じて財源を捻出することを前提として、「伸ばすべきものは伸ばす」との観点から、⑤の選択肢の中から評価結果を確定させた上で、対象事業を強力に推進する旨の意見を取りまとめコメントに反映することも可能とする。

⑧ チームは、公開プロセスの評価結果及び取りまとめコメントを、レビューシート of 所定の欄に記入するものとする。

## (5) 結果の取扱い

評価結果及び取りまとめコメントは、事業見直しの方向性や見直しの内容を外部の視点から提示するものであって、概算要求に当たっての各府省の判断を示すものではない。しかしながら、公開の場での議論の結果であることを踏まえ、各府省は概算要求に向けての事業の検討において尊重するとともに、異なる対応を行う場合は、十分な説明責任を果たす必要がある。

## 4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

### （1）点検を行う体制

点検を行う事業の数が数百にも及ぶような府省においては、事業の十分な点検を行う観点から、チームの下に複数のワーキングチームを設け分担して点検を行うなど、厳正な点検を効率的に行える体制を整備するものとする。

### （2）所見欄への記入

チームは、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に記入するものとする。この場合、3（4）⑤に定義されている「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」又は「現状通り」との評価結果を明記した上で、具体的な所見を記入するものとする。

### （3）概算要求等への反映

各府省は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行等に的確に反映するものとする。この際、国民への説明責任を果たす観点から、チーム所見を踏まえてどのように点検を行ったのか、どのように改善を行ったのかなど、その反映状況等について、レビューシートの「所見を踏まえた改善点」の欄に分かりやすく記述するものとする。

なお、改善点・反映状況が、外部有識者の所見や公開プロセスの評価結果及び取りまとめコメントと異なる内容となる場合には、その理由を具体的に記載することとする。

## 5 点検結果の最終公表等

### （1）レビューシートの最終公表

各府省は、チームの所見と所見を踏まえた事業の改善点、翌年度予算概算要求における要求額等を記入したレビューシートを、翌年度予算概算要求の提出期限後1週間以内に公表するものとする。この際、レビューと政策評価の一覧性に留意して、国民にとって分かりやすい公表を行うものとする。

各府省は、レビューにおけるEBPMの議論に資するため、別途事務局が指示するところに従い、ロジックモデルを作成し、レビューシートと併せて公表するよう努めるものとする。

### （2）概算要求への反映状況の公表

各府省は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、別途、事務局が示す様式に記入の上、翌年度予算概算要求の提出期限後1週間以内に公表するものとする。

## 6 新規事業及び新規要求事業の取扱い

### （1）レビューシートの作成、公表

- ① 事業所管部局は、前年度事業のほか、

- ・現年度に新規に開始した事業（以下「新規事業」という。）
  - ・翌年度予算概算要求において新規に要求する事業（以下「新規要求事業」という。）
- についても、レビューシートを作成する。

当該レビューシートには、事業の目的、概要、成果目標・成果実績、活動指標・活動実績、単位当たりコストなど記入可能な事項を記入する。

② 各府省は

- ・新規事業については、前年度事業と同じ時期に、
- ・新規要求事業については、翌年度予算概算要求の提出期限後 2 週間以内に、公表を行う（新規要求事業については中間公表を要しない。）。

なお、新規事業は、前年度事業と同時期に、別途、事務局が示す様式に従って事業単位を整理するものとする。

③ 各府省は、レビューにおける EBPM の議論に資するため、新規事業及び新規要求事業についても、別途事務局が指示するところに従い、ロジックモデルを作成し、レビューシートと併せて公表するよう努めるものとする。

(2) チームによる点検及び概算要求等への反映

- ① チームは、新規事業及び新規要求事業について、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、計画が適切に立てられているか、資金が効率的、効果的に用いられる仕組みとなっているか等について点検を行うほか、十分な情報の開示など透明性が確保されているか等について点検を行い、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に具体的に記入する。

- ② 各府省は、チームの所見を概算要求や予算執行等に的確に反映することとする。

- ③ 各府省は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、別途、事務局が示す様式に記入の上、
- ・新規事業については、前年度事業と同じ時期に、
  - ・新規要求事業については翌年度予算概算要求の提出期限後 2 週間以内に、それぞれ公表するものとする。

### 第3部 基金の点検等

各府省は、基金について、毎年度、以下の取組を通じ透明性を確保するとともに、余剰資金の有無等に係る厳格な点検を行うものとする。また、各府省は、国からの出資により事業を実施している場合には、毎年度、執行状況等を分かりやすい形で公表するものとする。

#### 1 基金シート（基金点検票）について

##### (1) 基金シート等の作成、公表

各府省は、基金のうち、公益法人等に造成された基金について、以下の定め及び別途事務局が定める様式等により、基金シート及び公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、基金シート及び「一覧表」を公表するものとする。

なお、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）に基づく見直しの状況等については、基金シートにおいて明示するものとする。

##### (2) 基金シートの作成対象となる基金

基金シートの作成の対象となる基金は、次の①～④の全ての条件に該当するものとする（2（1）～（4）により地方公共団体等保有基金執行状況表を作成、公表している基金を除く。）。

###### ① 造成の原資

国から交付された資金（補助金・交付金・貸付金・拠出金等）の名称や資金の交付方法（直接交付・間接交付）の別を問わず、国から交付された資金（地方交付税交付金を除く。）の全部又は一部を原資として造成したものであること。

###### ② 資金の保有期間等

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。なお、保有される資金の名称（〇〇積立金、〇〇勘定、〇〇資金等）の如何は問わない。

ア 国から資金の交付を受けた年度内に当該資金の全額を支出せず、次年度以降にかけて支出することを目的として保有されているもの（独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「独立行政法人等」という。）に係る運営費交付金債務を除く。）。

イ 上記目的の如何にかかわらず、2年を超えて資金が保有されているもの。

ウ 資金の保有の有無にかかわらず、貸付等（出資を含む。以下同じ。）の事業を実施するもののうち、返済等を原資として複数年度にわたり再度又は繰り返して貸付等を行うもの。

###### ③ 基金残高

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。

- ア 前年度末に基金残高を有するもの(既に廃止が決定されたが国庫返納をせず残高を有しているものを含む。)
- イ 基金を用いて行う事業(以下「基金事業」という。)の終了や国庫返納等に伴い前年度中に基金残高が無くなったもの(新規募集の終了後、補助事業者の成果報告や財産処分等の完了後の事務処理など後年度において費用が発生する事務のみを実施するもの等を含む。)
- ウ 前年度末に基金残高を有していないが、基金を原資とする貸付等の残高を有するもの。

#### ④ 基金の造成法人等

国から直接交付又は間接交付された資金により次に掲げる法人等に造成したものであること。

- ・独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

### (3) 基金シートの担当府省

基金シートの作成・公表の担当府省は、次のとおりとする。

- ① 基金の造成に充てられた資金を予算計上した府省が、当該基金の基金シートの作成・公表等を行う。また、複数の府省において、同一の基金事業に係る資金が予算計上されている場合は、記載内容について相互に調整した上で、それぞれ基金シートを公表する。
- ② 復興庁で計上した予算について、各府省からの資金交付により、基金が造成された場合は、各府省の協力を得て、復興庁において取りまとめて公表する。他の移替経費についても予算を計上した府省が取りまとめて公表する。

### (4) 基金シート等の公表の時期等

#### ① 公表時期

各府省において作成した基金シートについて、7月末を目途に中間公表を行い、チーム及び事務局による点検を経た上で、9月末を目途に最終公表を行う。また、「一覧表」は基金シートの最終公表と併せて公表する。

#### ② 公表単位

- ・基金事業別に基金シートを作成するものとする。なお、基金事業の単位の整理に当たっては、国民への分かりやすさや余剰資金の有無の検証可能性等に配慮し、適切な基金事業の単位を設定するものとする。
- ・公表に当たっては、基金と基金事業との対応が明確になるよう同じ基金で実施している基金事業をまとめて掲載するなど、一覧性に配慮するものとする。

## (5) 基金シートを通じた基金の点検等

各府省における基金シートを通じた基金の点検に当たっては、「基金基準」及び「基金の再点検について」（令和2年12月9日行政改革推進会議取りまとめ）を踏まえ、以下のとおり厳格に点検を実施し、余剰資金について国庫返納を行うものとする。

### ① 基金の点検等

ア 「保有割合」の基礎となる事業見込みに合理性や現実性を欠くことがないよう過去の執行実績や具体的な需要等を基に、精度の高い事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

イ 将来に発生し得る損失への備えを目的とした事業については、当該事業で備えるべき損失の範囲（対象とする期間や、経費の内容等）を明確にした上で、当該損失に応じた合理性ある事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

ウ 執行促進を目的として事業執行期間中に行う条件緩和や制度拡充には厳格に対応し、原則として余剰資金を国庫返納させるとともに、終了期限の延長についても、同様に厳格に対応する。

エ 個別具体の事業を基金方式により実施することの必要性については、個々の事業の性質に応じて適切に判断する。特に、以下の3類型に該当しない事業については、基金方式によることなく実施できないか真摯に検討する。

- ・不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
- ・資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業
- ・事業の進捗が他の事業の進捗に依存する事業

オ 需要の大幅な減少等により低調な執行が継続している基金事業は、意義や有効性に問題があると考えられる。レビューシートや基金シートにおける成果目標の達成状況などを踏まえ、廃止を含め基金事業の在り方について検討する。

### ② 基金の設置法人等の適格性の点検

基金を造成する法人等の適格性を担保する観点からチームは、基金の設置法人等の選定について以下のとおり点検を行うものとする。

ア 基金を新設した場合における基金の設置法人等の申請条件や審査項目、選定経緯について、他事業に比べて過度に制限的になっていないか、事業執行能力の審査が適切に実施されているか等の観点から点検する。

イ 既設の基金について、基金の大幅な積み増しにより事業量が拡大した場合や所期の円滑な業務運営が実現しない場合等必要に応じ基金の設置法人等の適格性を点検する。

### ③ 基金への拠出時期・額の適切性の点検

基金の効率的な活用を図るため、基金へ拠出を行う場合、基金への拠出時期及び額が、事業の性質に応じて年度当初の一括交付が必要であったか、基金事業の実施状況に応じたものとなっているかについて基金シートにおいて明らかにする。

## 2 地方公共団体等保有基金執行状況表について

### (1) 地方公共団体等保有基金執行状況表の作成、公表

各府省は、地方公共団体等に造成された基金（以下「地方公共団体等基金」という。）について、以下の定め及び別途事務局が定める様式等により、地方公共団体等保有基金執行状況表（以下「執行状況表」という。）を作成し、公表するものとする。

### (2) 執行状況表の作成対象となる基金

執行状況表の作成の対象となる基金は、1（2）①～③に定める条件及び次の基金の造成団体等に係る条件の全てに該当するものとする。

#### ・基金の造成団体等

次のア又はイのいずれかに該当するものであること。

ア 国から直接交付又は間接交付された資金を原資として基金を造成した地方公共団体

イ 国から資金交付を受けた地方公共団体から間接交付された資金を原資として基金を造成した次に掲げる法人等

・独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

### (3) 執行状況表の担当府省

執行状況表の作成・公表の担当府省は、1（3）のとおりとする。

### (4) 執行状況表の公表の時期等

#### ① 公表時期

各府省において作成した執行状況表について、9月末を目途に公表を行う。

#### ② 公表単位

執行状況表のうち、総括表は基金の造成原資別とし、個別表については基金の造成団体等別とする。

### (5) 地方公共団体等基金の精査等

各府省は、地方公共団体等基金について、地方公共団体の事務負担に留意しつつ、1（5）を踏まえて精査を行い、余剰資金があれば、地方公共団体に国庫納付を促すものとする。

## 3 出資状況表の作成・公表等

### (1) 出資状況表の担当府省

国から出資を受けた法人等を所管する府省が出資状況表の作成・公表を行うものとする。また、複数の府省により同一の法人等を共管している場合は、記載内容について相互に調整した上で、それぞれ出資状況表において公表する。

(2) 出資状況表の作成・公表

各府省は、別途事務局が定める様式等により、出資状況表を作成し、9月末を目途に公表を行うものとする。

## 第4部 行政改革推進会議による検証等

### 1 行政改革推進会議による検証

行政改革推進会議は、各府省の点検が十分なものとなっているか、点検結果が的確に概算要求に反映されているか、公表内容が十分なものとなっているか等について検証を行い、必要に応じ、検証の結果が予算編成過程、制度改正等で活用されるよう意見を提出するものとする。

### 2 秋の年次公開検証の実施

レビューシートの最終公表後に、秋の年次公開検証（以下「秋のレビュー」という。）を実施する。また、公開性を担保するほか、公開方法の充実や双方向性の確保などにより、国民の関心を高めるものとする。

各府省は、秋のレビューにおける指摘事項を、以後の予算等に適切に反映することとする。

### 3 レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等

(1) 各府省は、行政改革推進会議からの求めに応じ、レビューの取組に係る報告等を行うものとする。

(2) 事務局は、1及び2の意見等に対する各府省の対応状況について、適時にフォローアップを行い、その結果を行政改革推進会議に報告するものとする。

### 4 チーム責任者会合の開催

各府省のレビューの取組の改善につなげるため、チームの責任者を集めた会合を必要に応じ行うものとする。

## 第5部 その他重要事項

### 1 優良な事業改善の取組の積極的な評価

#### (1) 各府省による自主的な事業改善の取組の評価

- ① 各府省において、チームは、事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に評価するとともに、府省内に普及させていくものとする。  
なお、優良事業改善事例については、翌年度予算概算要求までを目途にレビューシートとともに評価内容等を各府省のホームページにおいて公表することとする。
- ② 自主的な事業改善の取組については、レビューシートの「事業所管部局による点検・改善」の「点検・改善結果」欄に、その具体的内容を記載するものとする。
- ③ 優良事業改善事例の選定に当たっては、次の観点を考慮するものとする。
  - ア 事業効果や執行実態を把握・分析した上で、事業内容や執行上の課題が的確に抽出されていること。
  - イ 事業内容について、課題を踏まえた有効な改善がなされていること。
  - ウ 事業改善の取組において、独創性や創意工夫が発揮されていること。
  - エ グッドプラクティスとして共有可能な汎用性のある取組であること。

#### (2) 優良事業改善事例等を参考とした積極的な事業改善

各府省は、優良事業改善事例を参考として、積極的な事業改善に努めるものとする。

### 2 その他重要事項

#### (1) 国民へのレビューの周知広報等

- ① 事務局は、公表されたレビューシートや基金シートを元に、レビューに関する国民からの意見募集を行い、結果を各府省に伝達するとともに、行政改革推進会議による検証等に活用するものとする。
- ② 事務局は、データの集計や府省横断的な分析・検証に資するよう、レビューシートの主要事項についてデータベースを作成・公表し、主要政策・施策及び主要経費別の表示も可能とする等、国民による利活用の促進を図るものとする。
- ③ 事務局は、レビューの取組が広く国民に知られるよう、これらの取組を通じ、効果的・効率的な周知・広報に努める。

#### (2) 人事評価への反映

各府省は、優良事業改善事例を始め、レビューの取組を通じ、職員が厳格な事業の点検や積極的な事業見直しを行った場合、当該職員の人事評価に適切に反映されるよう努めるものとする。

### (3) 職員の資質向上等

- ① 予算に対する公務員の意識改革や政策立案能力の底上げを図る観点から、レビューを活用した若手職員の研修を充実させるものとする。
- ② チームは、レビューにおける自己点検をより一層実効性のあるものとするため、研修等を活用して、職員に対して指導を行うものとする。なお、指導の際には、レビューシート各記載項目の趣旨を的確に捉えて作成されており、国民の目から見て分かりやすい記述と評価できるレビューシートを例として用いるものとする。

### (4) その他レビューの実施に必要な事項

事務局は、レビューの適切な実施のために必要と認めるときは、各府省に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。各府省は、事務局から求めがあった場合には、適切に対応するものとする。

本実施要領のほか、レビューの実施に必要な事項は、事務局から随時提示し、各府省においては、事務局と調整しながらレビューを実施するものとする。

行政改革推進会議は、本実施要領や事務局から提示された事項に則してレビューを行っていない府省があると認める場合は、必要な改善が行われるよう意見を提出するものとする。

(別紙)

行政事業レビューにおける点検の対象外の事業について

以下の事業については、行政事業レビューにおける点検の対象外とする。

① 個別事業と直接関連づけることが困難な共通経費

- ・ 人件費（定員管理している国家公務員に限る。）
- ・ 各府省の事務的経費（「(項) ○○府省共通費」のうち「○○本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上・執行している分に限る。）

※ 類似経費として取り扱うものの参考基準については参考参照

② 国債費、地方交付税交付金

③ そのほか、別表の対象目整理表で対象外としているもの。

(参考)

### 類似経費として取り扱うものの参考基準

- 1 名称が「〇〇府省共通経費」ではないが、一般行政経費として扱っているもの。  
例：〇〇庁共通費（〇〇庁一般行政に必要な経費）
- 2 共通経費に計上していないが、一般行政経費として取り扱っているもの。  
例：〇〇〇〇総合研究所（〇〇〇〇総合研究所に必要な経費）  
〇〇業務費（〇〇大学校に必要な経費）
- 3 特別会計の業務（事務）取扱費（業務（事務）取扱いに必要な経費）
- 4 共通経費に計上しているが、一般行政経費として扱っていないもののうち、
  - ① 法令に基づき設置されている審議会の経費
  - ② 職員に直接支出する旅費のみで構成されている事業
- 5 予算上、個別事業と関連づけできるため共通経費以外の（項）に計上している事務的経費で、正規職員が直接費消する旅費や備品、消耗品等の庁費のみで構成されている事業（庁費であっても、調査研究等外部に発注し行うような経費は、類似経費には該当しない。）。

注）これらの経費について、各府省の判断で、行政事業レビューにおける点検対象とすることを妨げるものではない。

(別表)

対象目整理表

目番号	目	対象／非対象	備考
01	議員歳費	×	立法府経費のため
02	職員基本給	○	定員管理している国家公務員に係る 人件費のみ対象外
03	職員諸手当	○	〃
04	超過勤務手当	○	〃
05	諸手当	○	
06	雑給与	○	
07	報償費	×	現在用途を明らかにしているものは 対象
08	旅費	○	
09	庁費	○	
10	原材料費	○	
11	立法事務費	×	立法府経費のため
12	議員調査研究費	—	該当なし
13	渡切費	—	該当なし
14	委託費	○	
15	施設費	○	
16	補助金の類	○	
17	交際費	○	
18	賠償償還及び払戻金	○	
19	保証金	×	訟務関係のため
20	補償金	○	
21	年金及恩給	○	
22	他会計へ繰入	×	繰入れ先の支出目で対象か否か判断
23	貸付金	○	
24	出資金	○	
25	供託金利子	×	訟務関係のため
00	公共事業関係費の目	○	
	その他（予備費）	×	使用時は支出目で対象か否か判断

注)「○」は対象であることを、「×」は非対象であることを意味する。

また、「(項) ○○府省共通費」のうち「○○本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上しているものは対象から除く。

# EBPMとロジックモデルについて

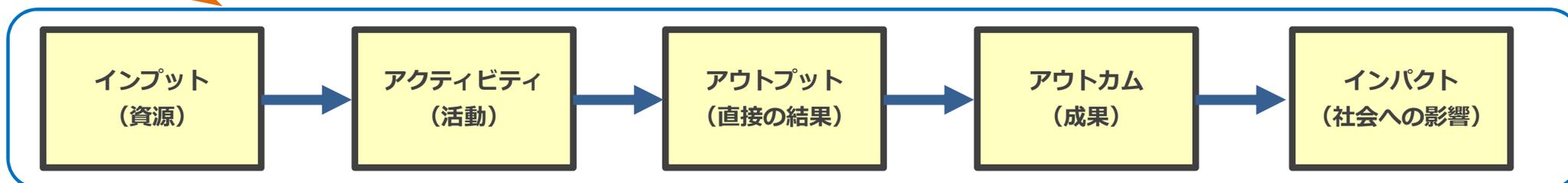
## EBPM(Evidence-Based Policy Making)とは

- ◆ EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、①政策目的を明確化させ、②その目的のため本当に効果が上がる行政手段は何かなど、「政策の基本的な枠組み」を証拠に基づいて明確にするための取組である。
- ◆ 限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するために、EBPMを推進する必要がある。

## ロジックモデルとは

ロジックモデルは、より良い政策等を計画・実施するための論理的思考を1枚の図に表現したもので、政策、施策及び事業などがその目的を達成するに至るまでの論理的な因果関係を明示したものである。

### ロジックモデルの構成



- **資源（インプット）**                    いわゆる「ひと・もの・かね」
- **活動（アクティビティ）**            行動や取り組み
- **結果（アウトプット）**                施策や事業を実施したことにより生じる結果
- **成果（アウトカム）**                 施策や事業が対象にもたらした変化（効果）
- **影響（インパクト）**                 アウトプットによるアウトカムへの寄与の程度